

やまと・まほろば・葺紀行

—鬼瓦の銘文からたどる近世瓦屋の成立・展開から終焉まで—第一部

大脇 潔

はじめに

『民俗文化』誌上に、北海道から八重山諸島までの「葺紀行」を八回書き続けた。初めての地域も多く、近世から近代の瓦についての眼を開かれる「発見」も何度かあり、調査そのものは楽しかったが、おなじ思いを何回か抱いた。

「半日、軒先の瓦を眺めただけで、何かわかったようなことを書いていいのだろうか」

こうして申し訳なきがつきまとい、帰ったら奈良の近世以降の屋根をじっくり観察したい。そして、あれこれ分析してみたいと思うようになった。しかし、定年までその余裕はなかった。

平成二五年（二〇一三）から地元で始めた調査では、鬼瓦の銘文をおもな対象とした。その理由はいくつかある。退職後のかたづけも一段落したが、家に籠ってばかりでは良くない。そこで、花粉の脅威も薄れた五月一日から、夕方に近くの寺社を自転車で回ることにした。

近所の鬼瓦に銘文があることに気づいたのは、かなり以前のことである。正月や、年に二回ほど掃除で訪れる桜井市池之内の氏神様、式内稚櫻神社境内の飯宮の鬼瓦に「文化式歳（一八〇五） 丑四月下旬 細工人 戒重 瓦屋 彌七良」というヘラ書きがあった（図1）。

神社のすぐ西の旧家U家の鬼瓦にも、年号はないものの「瓦主 戒重 弥七良（花押） 常瓦新」や「カイ 瓦屋 常瓦新作」「戒ヤ 常シン作」（図2）



図1 細工人 戒重 瓦屋 彌七良



図2 戒ヤ 常シン作

「横伊」など、当時の私にとっては暗号のような銘文があることにも気づいた。そこで少し気をつけて近所の寺を巡ると、銘文や刻印を残す例がかなりある。そして、うまくいけば、資料としてまとまるかもしれないと思うようになった。今になって思うと、これが手つかずの宝の山だったことになるのであるが…。

小型のデジタルカメラとパソコンのおかげで、重い望遠レンズなしでも銘文を拡大して読めるようになったのも大きい。最初、あまり期待していなかった民家にも結構残っていることもわかってきた。村の鎮守や寺に近い草分けの家、旧街道沿いの煙出しや鳥袂のついた家は要注意である。葺き替えた場合でも、家の古さを物語る証人として、大切に残している例が多いのにも驚いた。

その一方、池之内の天理教磐余分教会の「山田村 宗七」作の鬼瓦のよう



図3 山田村宗七

に、私が撮った写真が遺影になった例もある(図3)。この鬼瓦に年号はないが、宝珠形を陰刻する紋様や宗七の活動時期から推定すると、一九世紀中頃に民家用に量産されたものと思われる。こうした例をみると、もっと早く着手すればよかったと臆を噛む思いである。四五年前に桜井市山田の飛鳥資料館の宿舎に住むようになった頃から、より多くの鬼瓦が残っていたはずである。

さらに残念なのは、昭和五二年からの明日香村、橿原市、桜井市、高取町、天理市内の仏像の悉皆調査である。この時は五〇〇をこえる寺や無住の会所寺、辻堂を巡った(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館一九八三、天理市教育委員会一九八一)。今思えば、この時、鬼瓦の銘文も記録しておけば、より豊かな情報が残せたはずである。しかし、残念ながら筆者の関心はまだ古代の瓦に限られていたし、仏像の調査法を習得するのが精一杯で、屋根を見上げるゆとりはなかった。

ということ、すでに失われた鬼瓦の銘文は多く、その総数を知ることにはできない。一方、まだ見落としている資料も多いはずである。したがって、今回の報告は「今回見つけた銘文から言えば、以下の結論になる」とか、「残っている資料では、こういう傾向が認められる」、つまり「今のところ…」という断り書きが、常に文頭にあることに留意して読んでいただければと思う。

また銘文は、まだ粘土が軟らかいうちに刻み乾燥後に焼成したものであるから、鬼瓦と銘文が同時期のものであることを疑う必要は基本的にはない。ただ

し、鬼瓦は動産なので改築や移築などで当初の建物から移動した鬼瓦もある。したがって、分布を検討する際は聞き取り調査などの検証が必要である。一九世紀中頃以降の民家への瓦葺きの普及に伴い、中古の瓦を売買する古物商の存在も大坂などでは知られている。

なお、銘文は鬼瓦の左右側面に書くことが多く、また数行にわたる場合もある。その全文の積読は銘文集成にゆずり、以下、本文中では向かって右側面の銘文から始め、改行の場合も一行にまとめ、かつわかりやすいように分ち書きにした。なお鬼瓦の両側面を区別する必要がある場合は、作り手の目線から見たの左右、つまり向かって右側面(R)、左側面(L)と呼ぶことにした。

調査範囲(図4)

初めは自転車で行ける範囲で始めた。銘文を見つけた時のうれしさは何物にも代えがたく、また、ある瓦屋の縄張が広がっていくのを確かめるのも胸が踊る。ということ、だんだんのめり込み、初めは四〇年来のフィールドである昔の磯城郡(式上・式下・十市郡)と高市郡域を対象とするつもりであったが、次々と別の瓦屋や瓦師・細工人の存在が判明し、それを追いかけていくと、終わりが見えなくなってしまう。こうなると、もう自転車では回り切れない。

夏の奈良盆地を自転車で行くのはつらい。冬もかなり厳しく、秋の陽は釣瓶落とし。ということ、杉の花粉が少なくなった五月初めから夏までの間が最適である。調査には一〇倍程度の双眼鏡とデジタルカメラ、それに一脚式のカメラスタンドをつければベストである。花粉が怖い期間はマスクをかける。これにくたびれた帽子を被り、死角を避け、ベストアングルを探してどこへでも入り込むわけであるから、何度か不審の目で見られた。年寄りだから怪しま

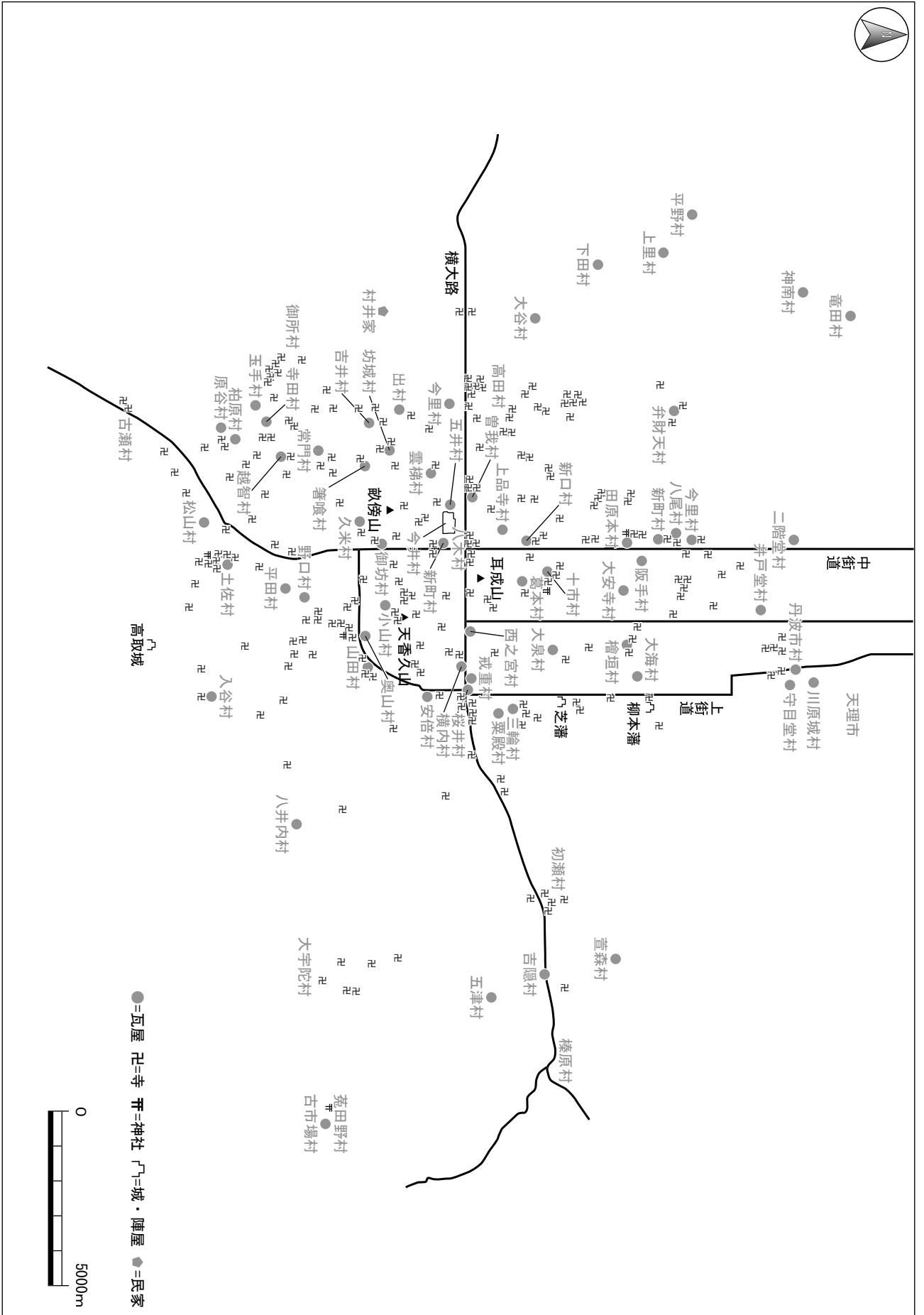


図4 調査範囲と瓦屋の分布

れなかつたのかもしれないが、若ければ警察に通報マチガイなしである。

調査は最終的な分析の精度を考えると空白地帯を作らない悉皆調査が望ましい。さらに理想をいえば奈良盆地全体を俯瞰できればいいのだが、いつまでも続けるわけにもいかない。そこで四回歩いた大和郡山市の城下町の例や、奈良県下の建造物関係の修理報告書（参考文献参照）、『法隆寺の至寶 瓦』編の研究成果（法隆寺昭和資財帳編集委員会一九九二）、田原本町内の鬼瓦を収集した中西秀和さんや（中西二〇〇八）、奈良県下の銘文を集めた芦田淳一さんの一覧表（芦田二〇〇三・二〇一七）、それに寺農織苑さんの生駒郡の調査成果（寺農二〇一八）を参照しながら、一旦区切りをつけることにした。またこうした調査の先達ともいえる小林章男さんの研究（小林一九八一・一九八二・一九九二）や、中尾正治・高橋美久二さんの京都府における研究（中尾・高橋一九七六、中尾一九九三）にも多く学んだことを明記しておきたい。

現時点での調査範囲を現在の行政区分でいえば、桜井市・橿原市・明日香村・高取町のほぼ全域と、隣接する天理市・田原本町・大和高田市・御所市の一部を含む地域となり、畝傍・耳成・香久の大和三山、加えて東に三輪山や、音羽山から多武峯・高取山へと続く山々、西に二上山や葛城山・金剛山の山並みを遠く望む範囲となる。この範囲を本稿では三山地域と呼ぶことにしたい。そしてここには、古代に遡る横大路（初瀬街道・伊勢街道）と、南北に等間隔に走る上ツ道（上街道）、中ツ道、下ツ道（中街道）が町と村を結び、初瀬川↓大和川、寺川、米川、飛鳥川、高取川、曾我川、葛城川、高田川も一部流通に利用され、その中におよそ五〇〇の瓦屋の存在が明らかになったのである（図4）。なお比較検討のため、奈良市、宇陀市の大宇陀町、大淀町、五條市、葛城市、香芝市、広陵町、王寺町の一部を踏査した成果も参考とした。

三輪山や大和三山を望む地域は、古代の王宮が営まれた地域であり、瓦のふ

るさとの一つでもある。六世紀末から八世紀初めまでの瓦は、この「まほろば」と呼ばれた三山地域の寺院や宮殿を飾るために作られ発展した。本稿では、そのおなじ地域における近世の瓦生産の歴史を、鬼瓦や留蓋・鯰に刻まれたおおよそ五〇〇例の紀年銘やその他の銘文、それに軒椽瓦などに残る刻印を手がかりに、できるだけ数値化した資料を根拠に考えることにしたい。

江戸時代の支配区分

今回の調査範囲は大名の一田支配地ではなく、高取藩（二万五千石・八六村）・郡山藩（二万五千石、二二六村、うち式下・十市郡内四七村）・津藩（二万九千五百石、大和国内に一三四村）・久居藩（五万八千七百石、大和国内に二八村）・戒重藩（のち芝村藩、一万石、大和国内に二三村）・柳本藩（一万石、三一村）・田原本陣屋（一万石、十一村）領の他に、寺社領や幕府領・旗本領が錯綜した地域であることが特徴である。なかには十市郡膳夫村のように、旗本領二家と幕府領・寺領に細分されたいわゆる「相給村」もかなりある。さらに、膳夫村もその例になるが支配者の変化が何回かあった村も多い。したがって、近世都市である大坂や堺のように「瓦屋仲間」などの株仲間は成立しにくい状況にあった可能性が高い（嶋谷一九九九）。堺などで多数みられる長方形で居住地と姓名を記した刻印が、あまり見つからないのもそうした事情を物語っているのかもしれない。もちろん、基本的には屋根を見上げての調査であるから限界があり、史料の調査も未着手なので今後の課題としたい。

この地域の近世史について筆者は門外漢であるが、各地に多数残る庄屋などの屋敷から受けるのは、余裕のある農家も多かったのではないかと印象がある。それに加え、他地域にくらべ、奈良盆地は天災や戦災の被害も少なかった。こうしたいくつかの要因が幸いして多数の寺社や民家が残り、結果として

鬼瓦も多数残ったのであろう。まことに絶好のフィールドに筆者は住んでいたことになる。

瓦工たちの生きた証し

今回集めた銘文は、文末の年表にも明らかのように、江戸時代初期から昭和二〇年代までに、五〇ばかりの村の瓦屋で汗を流した一〇〇人をこえる瓦工たちの生きた証しである。その中には、常門村の新兵衛のように九〇例以上の銘文を残した腕自慢の瓦師や、鳥屋村住人の藤田佐介や「南都 細工人 米川」と名乗り、各地を渡り歩いた細工人の存在も明らかになった。歩き始めた頃には思いもしなかったことであるが、彼らの残した文字をたどることによって、今まで顧みられることのなかった奈良盆地南半における近世瓦屋の成立から展開、そして終焉に至る歴史の一端がおぼろげながら見えてきたのである。

近世瓦屋の成立は、それまで寺院、宮殿・官衙、さらに城郭に限定されてきた瓦の使用が、初めて民家に及んだという点が一つの指標になる。京都・大坂・伏見・堺などの富裕な商家の土蔵から始まり、やがて主屋に及んだことが、初期の「洛中洛外図屏風」や発掘成果から解明されつつある（大脇二〇一三）。こうした都市に続いて、寺内町である今井町（制度上、正しくは今井村。田原本町や三輪町などもおなじ）から、三山地域の定期市や街道筋に発展した三輪村や田原本村・高田村・御所村の町家へ、そしてやがては近在の純農村へも瓦葺きで煙出しをもつ主屋が普及したことが今回明らかになったのである。また、それに先立ち、中世から続く諸宗派の寺院に加えて、寺請制度で確立した村内の檀那寺も、しだいに瓦葺きに変わっていったことが図4と年表、さらに年表を図化した図49・1・2・3から想定できる。享保五年（一七二〇）に、土蔵造り、塗屋、瓦屋根の普及などの政令が出され、それまで禁止されて

いた瓦葺きが勝手次第となり、その後しだいに民家へ瓦葺きが普及するといふ、その実像が今回の調査で明らかになったのである。

一 鬼瓦とはなにか

1 鬼板・鬼瓦という名称

まず『広辞苑』で鬼板を引くと、「鬼瓦の代りに用いる木製の棟飾り。銅板で包むこともある」とあり、弘前城天守のように本瓦葺きを銅板で模した屋根の、瓦製以外の「鬼瓦」は鬼瓦と呼べないというのが編集者の理解のようである。しかし、鬼瓦は鬼板とも呼ばれたのである。今回見出した、大和高田市常光寺の貞享四年（一六八七）銘をもつ鬼瓦に「高田常光寺鬼板八枚内 十市郡田原本瓦屋八兵衛作之」という銘文があり、江戸時代の瓦師の中には瓦製の鬼瓦を「鬼板」と呼ぶ場合もあったことがわかる（図5）。また鬼瓦を専門に作る職人のことを今は「鬼師」というが、昔は「鬼板師」と呼んだことが知られている（長野市立博物館一九九八、高原二〇一〇）。なお鬼瓦については、貞治二年（一三六三）銘をもつ生駒市長弓寺本堂の鬼瓦に「モコシノオモオニ」とあるのが今の



図5 大和高田市常光寺 鬼板八枚之内

ところ最古の例である（小林一九八一）。

『広辞苑』には、鬼瓦について「屋根の棟の両端に用いる鬼の面にかたどった瓦。また同様の所に用いるのは鬼の面がなくてもいい」とあり、本稿ではこの柔軟な定義にしたがい、鬼面以外のものも鬼瓦に統一したい。そうしないと、恵比寿瓦や大黒天瓦などの無数の名称が生まれ、やがて乗鶴仙人瓦とか二匹鯛瓦など、それだけでは何が何だかわからなくなり、また収拾がつかなくなるからである。

鬼瓦には、このように鬼以外の主役がたくさんいる。そこで、「棟端飾板（藤沢一夫）」や「棟端飾瓦（木村捷三郎）」という名称も考案された。建物の雨仕舞という観点から、大棟や隅棟、降り棟の端を風雨から守り、かつ装飾の役目を任された瓦という意味である。風雨から守るためだけなら、漆喰で塗り固めるだけでもいいし、板で蓋をするだけでも間に合う。古代の出土例の中には、浜松市篠場瓦窯しのんばのような無紋の鬼瓦や（武田二〇二三）、桜井市山田寺出土例のように、平瓦を打ち欠いて鬼瓦の形にしたものもあつて（奈良文化財研究所二〇〇二）、それでも役に立ったことがわかる。さらに史料からは木製の鬼瓦の存在も知れる。

しかし、こういった鬼瓦はごく少数派であり、大多数の瓦製の鬼瓦は、さまざまな紋様や鬼面を立体的に飾る。飛鳥時代初期の鬼瓦には、今のところ最古と思われる複数の蓮華紋を並べる斑鳩寺（六一〇年頃創建）例や、ひとつの蓮華紋を大きく飾る奥山麿寺や、豊浦寺のものとと思われる平吉遺跡出土例（六二〇～六三〇年代）など、軒丸瓦とおなじ紋様を飾ったものが多く、これを鬼板と呼ぶ研究者もいるが、後世の鬼瓦のように、その紋様に何か独特の意味が込められたものではないらしい。

やがて、七世紀中頃から後半にかけての鬼面紋軒丸瓦の系譜に連なる大阪府

新堂麿寺、奈良県只塚麿寺の隅木蓋瓦の鬼面紋（奈良県二〇〇三）、七世紀末から八世紀初めと思われる滋賀県小八木麿寺例（近藤一九七六、山本一九七九）のような舌を出した鬼面紋鬼瓦などの先駆的な例が現れ、八世紀の初めになって平城宮や大宰府で鬼面が主役として登場するようになる。これらの鬼面紋鬼瓦は、辟邪や火伏せ、つまり鬼の霊力によって宮殿や寺院を災難や火災から守り防ぐという役目が任されるようになったと思われる。また平城宮出土の鳳凰紋を飾る例などは、吉祥紋様のさきがけと考えられる。こうした古代の鬼瓦は木製の型Ⅱ范を利用して作るが、平安時代末から鎌倉時代初めにかけてしだいに手作りの鬼瓦があらわれるようになり、鎌倉時代後期以降はすべて手作りとなる（山本一九九八）。

さらに近世になると、庶民が除災招福、開運を願って鬼面紋以外の宝尽くしの紋様を採用し、またさまざまな神様や生き物に屋根に登っていたり、中国から東南アジアにかけては童を主役とする棟飾りが盛んに用いられ、神々や仙人も多数登場する。しかし、日本ほど、多種多様なキャラクターが屋根とそこに住む人々を守っている国はないのではないだろうか。

2 鬼瓦と獅子口

鬼瓦とおなじ役目をもつ瓦に「獅子口」、あるいは「経の巻（経巻を飾る台に似ていることから生まれた名）」と呼ぶ瓦がある（図6）。軒丸瓦とおなじ形のもの箱形の頂部に三つ置き（経の巻）、正面と側面に各一個の軒丸瓦の紋様部分を置く。正面と側面には、平瓦を山形にあらわし、これを綾筋あるいはシメ筋と呼ぶが、これは当初、平瓦や軒丸瓦を組み合わせて棟端を風雨から守った時代の痕跡器官（ルジメント）に他ならないことは、考古学を少しでも齧った人はわかるはずである。



図6 橿原市今井町順明寺表門の獅子口

ばれることもある。

ところで、わが国の瓦の歴史の劈頭を飾る飛鳥寺（五八八年建設開始）跡の発掘では、創建期の鴟尾は出土したものの鬼瓦は未発見である。飛鳥寺には三金堂と講堂があり、中門や南門、西門も調査されているが、その降り棟や隅棟の端をいかにして塞いでいたのか今のところ謎である。飛鳥寺以外では、先に述べた斑鳩寺や奥山廃寺・平吉遺跡で古式の鬼瓦が出土しているが、川原寺・本薬師寺など、かなり広い面積を調査したにもかかわらず、鬼瓦が未発見という例も多い。

3 二つの系統

以下は、わが国ではまだ出土資料がなく想像にすぎないが、中国河北省邯鄲

最初に棟端を漆喰で固めるだけでもいいと書いたが、こうした形から推定すると、獅子口の古い形は、椽皮葺きやこけら葺きの棟を瓦積みにした場合に棟端を飾る瓦で、軒丸瓦や平瓦などを棟端の形に合わせて組み合わせ、漆喰で固めて作ったものから始まったと思われる（以下、組合せ式獅子口と呼ぶ）。獅子口は語呂合わせの感が強い「紫宸口」や、「御所棟鬼瓦」と呼

県城の北西にある「梳粧楼」遺跡出土の前漢例（図10、駒井一九五四、谷二〇一八）や、同四川省雅安市の後漢代の樊敏墓の石闕（図11・12、大脇二〇〇八、以下、組合せ式棟端飾り瓦と呼ぶ）や、後漢代の墓出土の陶屋の棟端にみられる、複数の軒丸瓦を重ね、まわりを漆喰で塗り固めたと思われる構造を参考にすると、同様のものが飛鳥寺などに用いられた可能性がある。とすれば、いわゆる獅子口の濫觴は前漢代まで遡り、飛鳥寺など、まだ鬼瓦が発見されていないわが国の古代寺院の屋根にも、こうした組み合わせ式の棟端飾り瓦が存在したかもしれないのである。

さて、こうした想定が成り立つとすれば、鴟尾以外の東アジアの瓦葺き建築の棟端を塞ぐ装置としては、次の二つの大きな系統が存在したことになる。

- ① 前漢代まで遡る組合せ式棟端飾り瓦から、わが国の組合せ式獅子口へ、さらに一体式獅子口へと連なる系統。
- ② 北魏代に遡ると思われる、棟端の形に合わせた一体式の瓦製品であるいわゆる鬼瓦の系統。

「梳粧楼」遺跡の雲紋円瓦当は、その丸瓦部を幅狭くかつ短く切断し、さらに凸面にへラで斜格子状の沈線を刻む（図10）。この沈線は、漆喰の食い付きをよくするための工夫と考えられ、この瓦当が棟端を飾るために作られたことは明らかである。したがって、「梳粧楼」遺跡出土の雲紋円瓦当は、こうした棟端飾り瓦を使った屋根が少なくとも前漢代まで遡ることを証明する貴重な資料といえよう。同遺跡からは、こうした沈線を刻んだ丸瓦部の破片が複数出土しているという事実も、こうした想定を正しさを裏付けている。

なお、その後の発展を物語る資料として、中国河北省磁県講武城鎮の窯跡から出土した五胡十六国時代の趙代（三一九～三五一年）の一体式の棟端飾り瓦がある。これは「大趙萬歳」の四字を表す大小の瓦当三個を二段に重ねたもの



図7 対馬国分寺表門の大棟側面



図8 同左大棟端

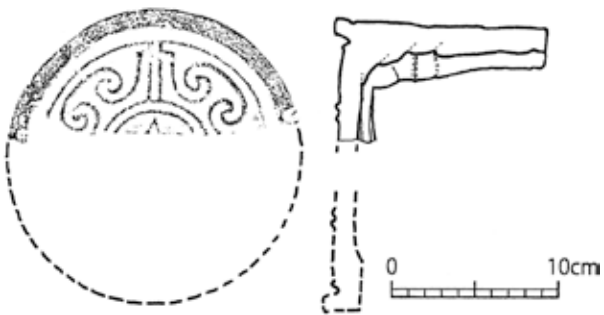
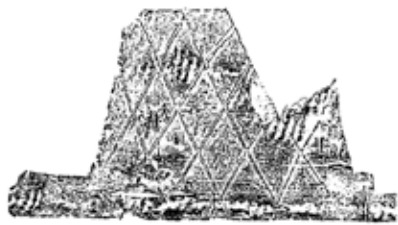


図10 前漢代の組合せ式棟端飾り瓦



図9 対馬市巖原町の民家大棟端



図11 後漢代石関の大棟

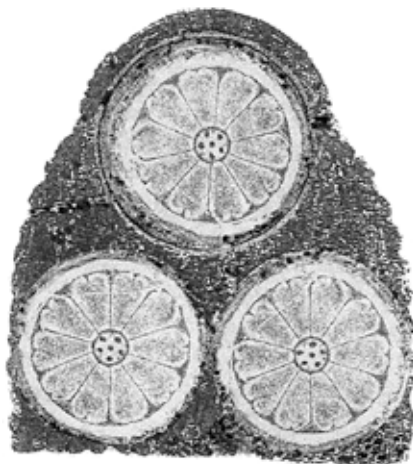


図14 飛鳥寺の組合せ式棟端飾り瓦

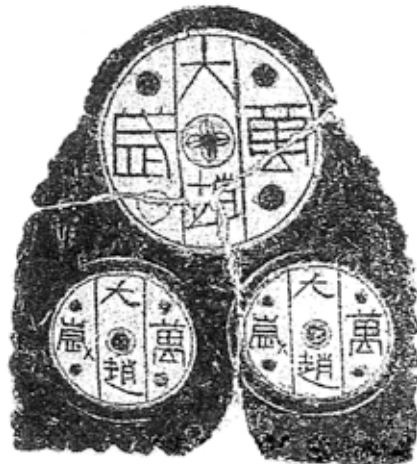


図13 趙代の鬼瓦



図12 後漢代石関の大棟端

である(図13 井内二〇一二)。先の定義に従えば、これも鬼瓦ということになる。なお両側面に九つほどみえる段は、鴟尾側面の正段とおなじ熨斗瓦積み(ルジメント)であろう。

韓半島やわが国では、古代に遡る①の実例は未発見であるが、筆者が「対馬豊紀行」で紹介した、対馬国分寺や厳原町の民家に今も残る軒丸瓦を積み重ねた例は、その末裔ともいえる資料になるであろう(図7・8・9、大脇二〇〇八)。図14は、以上の資料を下敷きにし、試みに飛鳥寺の組合せ式棟端飾り瓦を推定復元したものである。近い将来、どこかで漆喰が付着した軒丸瓦が発見されることを期待したい。

4 厨子と絵画に古い例がある

組合せ式獅子口の古い例は、葺き替えの際に壊さざるをえないので残っていない。一体式獅子口の古い例としては宇治市の国宝宇治上神社本殿の内殿(年輪年代一〇六〇年)や、法隆寺の聖霊院の厨子大棟(図15 鈴木一九七二)など、建物内に安置された小建造物の屋根にのる木製のものがあり、それらから姿を偲ぶにすぎない。聖霊院例は、その創建時期である保安二年(一一二二)の製作とされている。

絵画例を探すと「伴大納言絵詞」や「年中行事絵巻」に十二世紀後半の例がある(角川書店編集部一九六一、一九六八)。こうした例からみると、古式の獅子口の起源は少なくとも平安時代中期まで遡りそうである。ただし、以上四例も厳密に言えば一体式獅子口であるとは断定できない。今後は、漆喰が付着した軒丸瓦や平瓦の存在から、組合せ式棟端飾り瓦や組合せ式獅子口の古い実例の存在を証明する必要がある。

一体式獅子口は、檜皮葺やこけら葺きの神社や宮殿建築、あるいは瓦葺きの

浄土真宗の寺に主として用いられ、門徒、すなわち真宗の信者が多い北陸地方から北の日本海沿いの民家に普及している。ちなみに、琉球の民家の屋根を飾る「シーサー」も、瓦片を漆喰で固め造形したもので、瓦屋が屋根葺きのお札に作ったものから始まり、やがて一体の瓦製品として今見るような獅子の形に変化したのである。

獅子口が、一体の瓦製品として作られるようになったのがいつごろか



図16 御所市円照寺境内の獅子口



図17 同上、巨大な獅子口、天保15年(1844)



図15 法隆寺聖霊院厨子の木製獅子口

もはつきりしない。江戸時代の獅子口は、箱型の本体に、別に作った巴紋軒丸瓦や、唐草紋を表す軒平瓦の紋様部分を接合し、紋様の隙間には漆喰の食い付きをよくするために、櫛状工具による「かきやぶり」で表面に傷をつけて作ったものが多い(図16)。また大棟の獅子口はその両裾に本体とは別作りの脚部(足元・鰭とよぶ研究者もある)がつく(図17)。

今回の調査でも、多くの真宗寺院で獅子口を見た。しかし、困ったことに獅子口の場合は、側面にも瓦当を飾り、また漆喰を塗る必要があるため、銘文は頂部の「経の巻」の名のもとになった、三つの経巻形の間の平坦面に刻むことが多い。したがって、屋根上の獅子口の銘文を下から読むことは不可能である。が、幸いなことにいくつか境内に保存されている例があり、それらによって貴重な資料を追加することができた。真宗寺院の獅子口には見栄えが良い大型のものも多く、また寺の歴史の古さを示す格好の景物として境内に飾る例が多いのである(図17)。ただし、まだ屋根にあつて読めない例も多く、あとは梯子を掛けるかドローンを飛ばすしかない。なお、江戸時代における獅子口の変遷については、第二部でふれることにしたい。

5 庶民が好んだ鬼瓦の図案 吉祥紋様

二〇一四年の六月に、桜井市金屋の古い民家の大棟東端から今にも落ちそうな鬼瓦に出会った。銘はないものの江戸時代後期のもので、打出の小槌(福槌・宝槌)を飾る。さらによく見ると、両脚部にヘラ描きで吉祥紋様の「宝尽くし」を散りばめていることがわかった(図18・19)。向かって左上から、宝鑰(鍵)、鯛、丁子、金囊(宝袋・巾着)、右側に隠れ笠、隠れ蓑、宝珠、丁子を巧みに描く。屋根にあればほとんど見えない絵だが、左側の丁子の蕾の部分は、竹管状の工具を押ししており、いい加減な落書きではない。この鬼瓦の作り

手は、こうした絵柄の鬼瓦を日頃作っていた細工人だったのであろう。彼は「打出の小槌だけでなく、なんでもうまく作れるぞ」と自慢したのかもしれない。

では、こうした吉祥紋様の鬼瓦は、いつから作られるようになったのだろうか。

中世は、鬼面を飾る鬼瓦の全盛時代であった。ところが、戦国時代になって城郭建築が発展すると、あらたに家紋や吉祥紋などが使用されるようになる。さらに江戸時代に民家にも瓦葺きがしだいに普及するようになると、また転機を迎えた。隣近所を睨みつける鬼瓦が嫌われたのである(宮田一九九九)。もちろん、江戸時代初期の民家の屋根には鬼面を表す鬼瓦を置く例がある。また寺院周辺の民家には、鬼に睨まれることよって災難が及ぶことを避けるために「鍾馗」の像を置いて睨み返す例も多い。

何か災難が起きると、近所の鬼瓦のせいにされることもあったのだろう。そこで災厄を連想させる恐れ鬼にかわって、幸運をもたらすと信じられていた吉祥紋様の鬼瓦が登場するようになった。如意宝珠と打出の小槌、恵比寿と大黒天、分銅や金囊などの組み合わせなど、商売繁盛、家運隆盛を祈る絵柄が



図18 宝尽くしの絵を散りばめた鬼瓦

次々と屋根に登場した。江戸時代の瓦屋には、こうした吉祥紋様の図案集があつて、それから鬼瓦やさまざまな道具瓦（役瓦）が作られ、また家内安全・悪疫退散などを祈つて、それまでにない新商品が現在に至るまで工夫されている。以下、今回出会った吉祥紋様やその他様々な鬼瓦たちを紹介する。なかには瓦工の遊び心や洒落・駄洒落までが伝わる製品もある。

七福神 恵比寿・大黒天（両者が並ぶ例もある）・弁財天・布袋・福祿寿・鹿と寿老人（鹿と禄が通じる）・宝塔を捧げ持つ毘沙門天、乗鶴仙人（中国の仙人、王子喬と費長房の逸話）、亀にのる神像（浦島太郎）、鯉にのる女、邪鬼を踏む四天王像、達磨、福助人形、般若、おかめ、能面、狂言面、鍾馗、太公望、鳥を抱く老人、烏天狗、風神、太鼓の撥（雷神のもつ撥、雷よけ）、鬼退治する源頼光、宝船、猫、唐獅子、唐獅子牡丹、竹に虎、鶴・亀、熨斗、末広、宝珠（一つと三つ）、分銅、宝巻、松竹梅、橘、桃、菊水、扇、波、竜雲、鳳凰、蝶、花、花鳥、鯉、海老、虎、兎、馬、猿、三猿、三階松に猿、鶏、猫、ムカデ、蛇、文字「龍」「寿」「福」「萬歳」「京」「酒」「水」「休」「止」、梵字、「急々如律令」「十種神宝」などがあり、さらに増えるであろう。

なお、大棟の両端にセットで飾る代表例としては、恵比寿と大黒天像、宝珠と小槌、角樽と酒甕（酒蔵）、角樽に宝珠、鍵に小槌、鍵に丁子などがある。以下代表的な例と、いくつかの珍しい鬼瓦についてみてみよう。

恵比寿と大黒天像 檀原市今井町の重要文化財豊田家の寛文二年（一六六二）頃とみられる恵比寿と大黒天が古い例になる（図20 奈良県教育委員会一九七六）。今回の調査で見出した、文化三年（一八〇六）から昭和六年（一九三一）までの一五例の紀年銘を持つ例がその後の変化を知る資料になる。はじめは第二部で紹介する墓股形鬼瓦の紋様面に、小型の全身像をあらわす。文化三年（一八〇六）例はふくらんだ袴に袴姿で、全身が大きくあらわされるようにな



図19 鬼瓦に描かれた宝尽しの絵（縮尺1：2.5）

る(図21)。天保九年(一八三八)頃から、立姿がはっきりするようになり、文久二年(一八六二)頃からは鯛が大きくなる。明治以降はしだいに画一的な表現になり、最後は型作りとなつて造形としてのおもしろさを失う。

金囊(宝袋、巾着) ずばり商売繁盛、財運、金運などの象徴。

如意宝珠 願い事を意のままに叶えてくれるという。一つを表すもの、三つ表すもの、宝珠の下に波をあらわし、幸運が波に乗つておとずれる様をあらわしたものもある。道後温泉の本館(明治二十七年・一八九四、重文)の屋根には、みごとな波乗り宝珠の鬼瓦が多数飾られている。波乗り鯛もある。

宝鑰(鍵) 桜井市茅原の民家の蔵。向かつて右側面に「文化九(一八二二)申八月吉日 三輪瓦屋 佐平治」の銘文がある。

二匹鯛・懸鯛 鯛はめでたい縁起のよい魚である。そこで、正月に干鯛や塩鯛二匹を腹合わせにして荒縄で結び、神棚やかまどの上に飾った。魚佩にそっくりのこの図案が、袱紗(「袱紗 紺縞子地鯛模様」江戸時代一八〜一九世紀 アンリー夫人寄贈、東京国立博物館蔵)などにも用いられており(東京国立博物館二〇一三)、鬼瓦にも採用されている。桜井市芝で見つけた二匹鯛は赤い(口絵 図22 図22も同じ)。無銘であるが、両側辺がかなりくびれており、一九世紀後半のものであろう。近世の瓦はほとんどが燻し焼で黒から灰色のものが多い。わざわざ酸化炎焼成にしたのは、より鯛の色に近づけたかったからか。祝い鯛ともいう。

丁子 インドネシアのモルッカ諸島などの亜熱帯地域原産のクロロプのこと。香料・葉・染料として貴重。紋様は乾燥した蕾の打つ違いで表すことが多い(図18・19)。よく似た紋様として大根の打つ違いがあり、夫婦円満、子孫繁栄、長寿を象徴する図柄として使われた(図23)。ややエロチックにあらわした例がある。なお、奈良県では、生駒市の宝山寺、通称、生駒聖天の寺紋が、

この大根の打つ違いである。大根は聖天様の好物という。大黒天の好物という地域もある。

隠れ笠・隠れ蓑 両者ともに、危険な事物から姿を隠し、身を守ってくれると信じられていた(図18・19)。隠れ笠は市女笠をあらわしたものが多い。「保元物語」では、遠流に処せられた源為朝が「鬼島」に着いた時、鬼達が「隠笠、ウカビ履、シヅム履などを持つていた」と話す場面があり、鬼達がかつて「笠や蓑をかぶつて身を隠していた」と信じられていたことがわかる。なお、橿原市今井町の重要文化財森田家の鬼瓦の笠と蓑は、鬼が隠れており、鬼面紋鬼瓦とおなじ役割を果たすと説明されている。

波に兎 波に兎(波乗り兎)は「火伏せ」の効果があると信じられた。兎は月で餅を搗く(図25)。月は陰の象徴で、太陽の陽と対置され水と縁があり、波に乗った兎は火伏のためのせられた(図24)。子兎を肩車した例や、つがいらしき例もあるので、子孫繁栄の願いも込められたか。ただし、耳が折れやすく、遠目にはわかりにくい場合もある。鬼瓦以外の塀の端の飾り瓦などにもよく使われており、江戸時代の火事装束や蔵印などにも使用されたという(今橋二〇一三)。なお図25の珍しい留蓋は、同時製作の鬼瓦の銘文から、天明七年(一七八七)に十市郡新口村の瓦工榎屋伝兵衛が作ったものであることがわかる。図24は無銘であるが、波を透かし彫りの手法であらわすので、一九世紀前半以降のものであろう。

波 波だけを表す鬼瓦で、その多くは鯨とセットになる。つまり、鯨は波の上で跳ねていることになる。

竜 竜は雲を呼び、雨を降らせるということで火伏と雨乞いのため。図26は、本稿終盤に登場する腕自慢の瓦師常門村新兵衛の自信作で、珠をつかむ三本の爪までよく残っている。



図20 今井町豊田家の鬼瓦 寛文2年（1662）



図24 波に兔 桜井市芝の民家



図21 四条町東通寺の鬼瓦、文政2年（1819）



図25 兔の餅搗き 橿原市常盤町春日神社



図22 赤い二匹鯛 桜井市芝の民家



図26 童の正面形鬼瓦 橿原市十市町十市御縣座神社拜殿 天保10年（1839）



図23 大根の打っ違い 田原本町秦庄秦楽寺



図27 俵と鼠 橿原市曾我町の民家

虎 強者の代表。竹に虎の組み合わせ。

馬 二例ほど見つけた。午年と関係するか。

猿 「難が去る」「病が去る」の「去る」に結び付けて猿が図案に使用される。大阪四天王寺の庚申堂の屋根の鬼瓦はすべて猿なので驚いたが、庚申信仰の対象である青面金剛像には、見ざる、言わざる、聞かざる、の三猿が従う。また烏帽子を被り神楽鈴をもち、御幣を担ぐ鬼門除けの御幣猿を家の鬼門の方角にのせたりする。鹿に乗る猿（桃を持つ）もある。

鶏 神の使い、朝を告げる縁起の良い動物。語呂合わせでは、酉が幸福や客を取り込むことから。

猪 大和郡山市内の民家の鬼瓦と、天理市武蔵町の寂念寺向背の留蓋に猪がいた。留蓋の対になるもう一方には牛。

鶴・亀・海老 いずれも長寿を願うアイテムである。奈良市内にあった瓦製造業界の老舗瓦宇さんの旧蔵品で、現在は帝塚山大学に寄贈されている海老の鬼瓦は、向って右側に「御瓦半 常門 瓦新作」の銘文がある。紀年銘を欠くが、後述するように高市郡常門村出身の瓦師、新兵衛さんが同郡御坊村の瓦屋半兵衛の下請けで細工したもので、嘉永年間（一八四八〜一八五四年）頃に同郡内の民家の屋根を飾ったものと推定できる。その他は、大正から昭和初期のものも多く、海老のヒゲは針金を差し込むようになっていた。

松竹梅 吉祥紋様の代表格ではあるが、近代の例が多く、近世に遡る例はあまり見ることがない。

鳳凰・麒麟 空想上の生き物。瑞祥紋様の代表で、中国では古くから亀・竜とともに四瑞として尊ばれた（図109）。麒麟は顔が竜に似ているので見分けにくい。高取町越智の民家で竜と絡み合う麒麟を一例だけ見た。体に鱗ではなく房状の毛を表し、もちろん脚も竜より長い。

雲・飛雲 雨を運ぶ、呼ぶということから、火伏せの目的で多く用いられた。鬼瓦の脚部（足元）にも多用される。

休の文字 「休」には、「やすむ・やすまる・やすめる・やめる・やむ」という意味があり、また「さいわい・よろこび、喜ばしい・しあわせ」という意味もある。熟語としては休祥、休戚があり、前者には「よい前兆、吉兆、めでたいことのあるし」、後者の休は「喜び」、戚は「悲しみ」を表すという。

狐 狐は稲荷神の使者。尾が長いので犬ではない。古くは穀物・農業の神で、五穀豊穣、商売繁盛、産業興隆。

蛙 桜井市阿倍の民家。これも水との関係から火伏の目的であろう。

猫 眠り猫といえば、伝左甚五郎作の日光東照宮の回廊墓股のそれが有名であり、解説では、平和の象徴説が有力である。猫の鬼瓦を見つけたのは桜井市箸中の民家の一例だけだが、目を開けているので眠り猫ではない。もちろん虎ではない。

俵鼠 十二支の先頭、大黒天の使者、子孫繁栄、五穀豊穣と何でもかなえてくれる（図27）。

蛇 橿原市曲川町の民家。大きな米蔵と思われる大棟東西に蛇を飾る。西の鬼瓦には、蛇とともに俵鼠や金囊・小槌などがあしらわれているので、米蔵に巣くう鼠除けと招福の願いが込められているのであろう（図28）。道に面した東の二匹の蛇をあらわす鬼瓦に「シキ郡 今里村 平七」の銘があるので、彼の活動時期である文政一二年（一八二九）から天保一五年（一八四四）頃のものと思われる。

獺 長谷寺名物、草餅の店が並ぶ参道西の崖の上に建つ土蔵の異形の鬼瓦。毛が密に生え、尾が長く、波を掻き分けて泳ぐ獺に違いない（図29）。最近パットとして人気があるらしいが、このカワウソは少し愛嬌に欠ける。これも



図28 蛇と宝囊・俵鼠・小槌など 橿原市曲川町の民家米蔵



図29 水を掻き分ける瀬 桜井市初瀬の民家の蔵

水に関係が深い生き物で、火伏のためか。昔はこのあたりにも生息していたの
だろう。

翁と媼 長寿と夫婦円満を願う高砂人形。翁がもつ熊手は福をかき集めて財運

を、媼がもつ箒は邪気を払う魔除けの象徴という。さらにおもしろいのは「お
前百まで（掃くまで）、わしや九十九まで（熊手）」という落ちまで付く。

風神 奈良県宇陀市の宇陀松山城出土の酢漿草紋鬼瓦は、文禄元年（一五九

二）の築城時の城主多賀氏の家紋である。なお、これと一緒に珍しい風神像を
あらわした鬼瓦が出土している。風神・雷神ともに風雨をもたらすので、これ
も火伏のため。

6 急々如律令・十種神寶

「急々如律令」という呪文は七世紀からすでに用いられていた。その「急
（唵という文字を使う例が多い）々如律令」と「十種神寶」の文字をあらわし
た鬼瓦が明治末から大正初めに流行した。その分布は、大和郡山市（一例、奥

野一九七九）から田原本町（八例）・桜井市（七例）・橿原市（三例）・広陵町
（二例）と奈良県南部を中心とする。年号を記す例はないが、聞き取り調査の
結果、大正元年（一九一〇）から同五年（一九一六）頃の四例があることがわ
かり、その盛行年代の一端を知ることができた。いずれも、頭部の断面が丸
く、左右に二山を表す新形式の鬼瓦（京覆輪型）である。ただし、頭部の断面
が角ばり、紋様面が平坦で背が高いという鬼瓦全体のプロポーションから、明
治末期まで遡りそうな例もある。大棟に「急々如律令」、その他の棟に「十種
神寶」をのせる例が多い（図30）。なお、桜井市山田には、「急々如律令」と、
明らかに間違ったと思われる例がある。

この他、こうした流行に沿ったバリエーションと思われる呪文を書いた鬼瓦
もある。田原本町のT家とY家には大棟に「天圓地法（方） 六律九章 符神
至所（到此） 萬鬼滅亡 唵急如律令」と書いた例があった。また桜井市大福
のN家には「乾不亨利貞」（図31）と「十種神寶」（図32）のセットがあった。
また同大泉で「十種神寶・急々如律令」と、上に「天皇 玉女」、向かって右
に「色星玉女」左に「多願玉女」と書き、中央に三つの火炎宝珠を表す珍しい
鬼瓦も見つけた（図33）。「乾元亨利貞」は、『周易』などに基づく道教法呪の
一つだという。また天皇玉女・多願玉女・色星玉女は、天保一三年（一八四
二）刊の『天保新撰永代大雑書万曆大成』によれば、陰陽道で森羅万象の安定
を図る効き目がある三鏡宝珠であるという。こうした古典に詳しい物知りがい
たのである。分布から見ると、磯城郡内の大泉の商売熱心な瓦屋が、魔除けや
火伏に効果ある新商品として売り出したのではないだろうか。

7 家紋を表す鬼瓦

瓦の紋様に家紋があらわれるのは、今のところ京都市右京区の常盤仲之町遺



図31 「乾不亨利貞」の鬼瓦 桜井市大福の民家

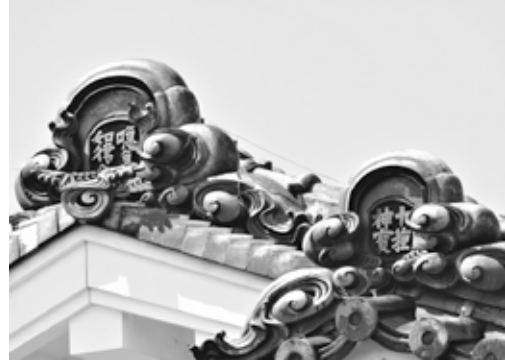


図30 惣急如律令と十種神宝 橿原市八木町の民家 大正5年(1916)築



図33 「天皇玉女」「色星玉女」「多願玉女」の鬼瓦 桜井市大泉の民家



図32 十種神宝 塀の留蓋 橿原市常盤町の民家

8 民家ではいつ頃から家紋鬼瓦が使われたのか
 今回見出した例では、宝暦二年(一七五二)谷本五郎右衛門作の桜井市三輪S家の土蔵の例が古い(図34)。その後、文化二年(一八〇五)の桜井市初瀬M家の土蔵や、文化五年(一八〇八)の橿原市東池尻のH家の主屋(農家)、文化六年(一八〇九)の大和高田市南本町Y家の主屋、文政一〇年(一八二七)の桜井市三輪I家の土蔵例が続き、弘化三年(一八四六)の高取町市尾の民家主屋、翌年の明日香村入谷の民家主屋、嘉永四年(一八五二)の桜井市三

跡出土の「一文字三星紋」軒丸瓦が一番古く、共伴遺物から鎌倉時代とされている(前田二〇一六)。この家紋は長州毛利藩のそれとして有名であるが、その淵源は先祖の大江家まで遡り、同遺跡出土の「一文字三星紋」軒丸瓦も大江氏との関係が想定されているが詳細は不明である。
 その後しばらくして、一五世紀中頃には「桐紋」軒丸瓦が相国寺で使われ(同志社大学二〇二五)、やがて、豊臣秀吉が築いた大坂城(天正一一年・一五八三に着工)や、聚楽第(天正一五年・一五八七にほぼ竣工)、そして伏見城(文禄五年・一五九六に完成)と、そのまわりの大名屋敷で本格的に家紋が使用されるようになる。こうして家紋を表す鬼瓦も、一六世紀後半の安土桃山時代の城郭建築から使われるようになる。宇陀松山城出土の酢漿草紋鬼瓦もその一例である。江戸時代も城や武家屋敷に用いられたが、やがて豪商の店や蔵に用いられるようになった。
 家紋鬼瓦は数多くあるが、今回見た例のなかで珍しいのが郡山市内の寺院の門にのるムカデをあらわした例。軍神と財宝の神、毘沙門天のお使いとされ、決して後ろに引かない、後戻りしない、心をひとつにして事に当たるといふことから、武門にとって縁起の良い紋様だといふ。



図34 家紋鬼瓦 桜井市三輪の民家 宝暦2年(1752) 谷本五郎右衛門作

る鬼瓦が民家にも登場するのである。この地域では、幕末直前の文化・文政・天保・弘化・嘉永年間に在銘鬼瓦が増加するのが全般的傾向であるが(図49・1・2・3)、身分制度の束縛の中で富を蓄積しつつあった商家や農家の中から瓦葺きの家を新築できるようになった時代がこの頃であったのである。

二 鬼瓦の銘文

1 銘文を読み解く楽しみ

調査を始めた頃は、不慣れでなかなか銘文が読めなかった。読めても、「奥上嘉 常新作」のように、省略された文字列にとまどうことも多かった。しかし、資料が増えるにつれフルネームを書く例が出てきて、これが「奥山 瓦屋

輪S家主屋、嘉永五年(一八五二)の明日香村祝戸K家主屋(明治初期の元戸長役場)の例が幕末近くに集中して認められる(年表参照)。明治維新後には、明治一二年(一八七九)銘をもつ桜井市橋本Y家主屋(農家)や、明治四〇年(一九〇七)の桜井市大福M家(元造り酒屋)例などの存在が明らかになった。一八世紀中頃からすでに家紋を飾

上田嘉右衛門 常門村 瓦師 新兵衛作」の文字を連ねたものであることがわかってくると俄然やる気がでてきた。一九世紀前半から後半になると、銘文を省略する例が多くなるのだ。太陽光線が当たりにくい、北面する鬼瓦の銘文はどうしても読みにくい。さらに銘文が地衣類に覆われていたり、剥落していたり、死角で肝心なところがどうしても読めない時も多く、悔しい思いをしたことも多々あった。それが他の銘文と突き合わせるなどして読めた時は、少しおおげさではあるが史料の解読にも通じる醍醐味にふれた気持ちになり、やめられなくなった。大したことではないが一例をあげる。

2 八百村の堀門文右衛門

桜井駅南の来迎寺は、市内最大の大屋根を誇る寺院である。その表門の北西降り棟の鬼瓦に銘文があつて、左側面に「明和三(一七六六) 戌 三月」とあり、右側面に「□□村 堀門文右衛門」とあるが、剥離していて村名が読めない(図35)。それでも、二〇一三年の初夏に訪れた時は、かうじて「□一日村」と読める文字が残っていたが、二



図35 「八百村 堀門文右衛門」作の鬼瓦 桜井市桜井来迎寺表門

○一七年の一月にはさらに剥落が進み、「村」の上は完全に読めなくなっていた。年代(いつ?)や瓦屋の名前(誰が?)が分かっても、その本拠地(どこで?)が不明だと銘文の史料価値は半減する。

「□一日村」は桜井市内にない。『奈良県の地名』を開いても、最後に「日」がつく村は見当たらない。そこで諦めかけていたのであるが、田原本町内の鬼瓦を集めた中西秀和さんの一覧表を参照していたところ、田原本町八尾の鏡作神社の瓦製露盤銘に「宝暦一四年(一七六四) 八百村町 堀内文右衛門」、留蓋上の役行者の従者、前鬼の銘文に「明和五年(一七六八) 堀内氏作」があることに気づいた(中西二〇〇八)。中西さんは、門の行書体を内とし、「堀内」と読むが、その写真や拓本、来迎寺例によれば「堀門」が正しいようである。「□一日村」の、「一日」の一日はあまり離れておらず、百の二画目が省略されたともできる。さらに剥離面を画面上で拡大すると、「八」の右撥ね部分に深く入った窠跡がわずかに残る。ということ、この鬼瓦の銘文は、「八百村 堀内文右衛門」であった可能性が高まる。

そこで、もう一度『奈良県の地名』をみると、田原本村の新町村と八尾村の項に、現在の田原本町大字八尾は江戸時代には八尾村と称し、享保九年から同年間(一七二四～一七三六年)成立の「和州御領郷鑑」には、「八百村」と記し、本村七九軒、町家である常盤町九一軒の中に瓦屋一軒があったという記述にぶつかった(平凡社一九八二)。来迎寺表門の鬼瓦銘文の「明和三 戌(一七六六) 三月」という銘文からすると、この常盤町の瓦屋が堀内文右衛門である可能性はかなり高い。なお、享保二二年(一七三六)の「大和志」には八尾村の特産として「土盃」があげられており、窯業に適していたこともわかる(平凡社一九八二)。

田原本村の北にある八百村から、地図ソフトでその距離を測ると、来迎寺ま

では中街道(下つ道)から初瀬街道(横大路)経由で約一七キロ、徒歩で約二時間半の行程である。人力で牽く荷車でも半日ほどで着くので、この経路を利用して「八百村」から「桜井村来迎寺」まで鬼瓦が運ばれたと推定できる。

表門の屋根には、この他に「寛政六寅年(一七九四) 三輪 佐平治」銘と、江戸前期にさかのぼる可能性がある無銘の鬼瓦があり、寄せ集めて貰った感じが強い。したがって、表門のすべての瓦を堀内文右衛門が作ったとは思えないが、小規模な門なので、その運搬もさほど困難ではなかったと思われる。

一七キロという道のり(直線距離で八キロ)は、後述する近世瓦屋の直線距離で片道四～五キロという供給圏を超えており、寄進などの特別な理由があったものと思われる。今井寺内町の中心的存在である称念寺の瓦は、文政五年(一八二二)の修理時の銘文から、田原本村今里村の「南瓦屋」から中街道経由で八・一キロ(直線距離で七・一キロ)を運ばれたことが判明しており、浄土真宗の大和五ヶ所御坊である今井御坊と田原本御坊との強い結びつきが背景にあったと想定できる。来迎寺は融通念仏宗であり、その点では田原本村との結びつきは薄い、同宗に属する有力者との関連があったものと想定できる。

3 銘文の内容 何のため何が書かれているか

銘文は、もともと造形的に目立つ鬼瓦や鯨、留蓋などに竣工を記念して刻んだと思われる例が多いが、鳥衾や丸・平瓦などに書いた例もある。しかし、今回のように、下から見上げての調査では、獅子口同様、後者の銘文を読み取ることは困難であり、修理などを気長に待つしかない。

「法隆寺瓦磚銘文集成」(法隆寺昭和資財帳編集委員会一九九二)によれば、鎌倉時代以降の瓦に残る銘文としては、唐招提寺金堂大棟東の鴟尾の元亨三年(一二三三)の瓦大工橋氏の創始者と目される「作者寿王三郎太夫正重」が最

古である。これに一五世紀初頭の国重、同前半に年齢を銘文に記したので七一歳まで活躍したことがわかる初代吉重、同後半の二代吉重の例が続くが、なかでも初代吉重の残した銘文がもとも内容豊かであり、これに今回の調査例も加味しつつ分析してみよう（年表参照）。

銘文の内容は以下の項目に分けることができる。

- ① 製作者名
- ② 製作地、あるいは製作者の本拠地（村名）
- ③ 職名（称号）
- ④ 製作年月日
- ⑤ 所用建物や葺く位置
- ⑥ 製作した瓦の種類
- ⑦ 製作量
- ⑧ 製作期間
- ⑨ 製作目的（新築・修理・追善供養など）
- ⑩ 採土地
- ⑪ 発注者関係（施主名・檀那名・寄進者名・奉行名・勸進元など）

①の製作者名を刻む最大の理由は、仏師や絵師とおなじように、自信作の作者であることを、今の世に、そして後の世にまで伝えたいという瓦師の矜持であろう。例えば法隆寺には初代吉重（以下、初代を省略）など、尊敬すべき先達の製品が数多く残る。屋根に登り、あるいは見上げて先達の製品を眺め、それを手本にして作り、よくできたと思える時は、吉重とおなじように名を残したくなる。逆に、数合わせや間に合わせで作った恥ずかしい製品には、名を刻みたくないのが職人のプライドなのであろう。様式上、江戸前期と思われる鬼瓦の中には、銘文を残さない例が少なからずある。いささか作りが雑な例、

はつきり言って下手なものもあり、その背景にはこうした事情があったのかも知れない。

製作者名をさらに細かくみていくと、吉重の場合は通称名や世襲名・諱などをかなり自在に使い分けており、同一人を指すのかどうか紛らわしい場合もある。また今回多数の銘文が見つかった三輪の谷本五郎右衛門、同佐平治のようにその存続年代から世襲されたことが明らかなる場合も、それが何代にわたるものか判断しがたい例があった。筆跡から判断することもできないわけではないが、先代の筆跡をまねた可能性も排除できないのでかなり困難と思われる。今後の課題としたい。

吉重を例にあげると、製作者名には、家名（姓・氏・名字―橘）・幼名・仮名（通称名―彦次郎）・世襲名（寿王三郎）・職名（瓦大工）・諱（実名―吉重）・法号（ユウアミ）などがある。吉重は受領名（飛騨掾など）を持たなかったようであるが、これを記す瓦師もある。さらに末尾に花押を加え、三日月や扇などの簡単な紋様の刻印を押す例もある。また年齢や同時に参加した工人名を併記する場合や、「作・作也」を書く場合もある。藤原朝臣や橘などの名家の苗字や受領名は本来拝領するものであり、授ける本家の許しを得なければ名乗ることはできなかったはずである。しかし、時代が新しくなると雲梯村の小兵衛のように、自らの出自を飾るために勝手に名乗ったと思われる例もある。これなどは、修理などで屋根に登る機会が多かった瓦工が、たまたま先輩の銘文を見て感激し、それを真似た可能性もあるのではないだろうか。

なお、吉重や一七世紀前半に法隆寺で活躍した西京理右衛門（利介・理介）は、年齢を書く例が多いので、その生涯をたどることができ、いくつかの研究がある（佐川一九九二・一九九八）。また一六世紀中頃に大和国西京から移住し、播磨国の三木を中心に活躍した橘朝臣清川神左衛門国次らの親子三人や、

おなじ橘氏を名乗った清川長右衛門一族のように、記された年齢と名前などを手がかりにして、数代にわたる「ファミリーヒストリー」を明らかにできる貴重な例もある（三木市立堀光美術館二〇〇一）。

③の職名は、瓦大工・権大工・大工・瓦師・瓦工・瓦屋・細工人・土打ちなどがある。

④の製作年月日は、年号・干支・□月□日・□月□旬・□月吉日がある。江戸時代には「□月吉日」と書く例が大多数であり、今回の調査例では慶長八年（一六〇三）の例が古い。

鳥衾などに残る吉重の銘文には、施主名や製作に参加した大工の名を列記した例があり、棟梁以下の工人名を記した「棟札」を意識して書かれたものと思われる。あるいは、当時、一般に格下と意識されていた瓦工の社会的位置の向上のために、こうした銘文を書き始めた可能性もあるように思われる。

吉重の銘文は漢字が少なくカタカナが多い。またシャ・シユ・シヨなど拗音に発音されたと思われる漢字音をサ・ス・ソと一字で書く直音表記も難しく、また濁音も表記しないのでなかなか読めないところもある。したがって断定こそできないが、製作地あるいは自らの本拠地を書いた例が見当たらない。この特色は、江戸時代の鬼瓦の銘文の多くが、「五位村 左兵衛作」「曾我村 左兵衛作」などと自らの本拠地を明記する例が多いのと対照的である。

これは吉重らが法隆寺という大寺院を舞台に活躍し、瓦大工橘寿王三郎吉重というブランド名だけで広く通用したからかも知れない。「法隆寺瓦磚銘文集成」から、本拠地を書く例を探すと、大永四年（一五二四）に綱封蔵の鳥衾に書かれた「瓦大工 ニシノキヤウ ヨシシケ 作也（瓦大工 西京 吉重 作也）」がもっとも古い。この吉重は三代目か四代目と思われるが、その後、慶長八年（一六〇三）になって、大講堂の鳥衾の長文の銘文末尾に「新右門尉

四十七才子 瓦大工 西京 利介 甚三郎 久七」という本拠地を明示した銘文が再びあらわれる。その後、利介は理介、吉重、理右衛門と名乗りを変えながらも必ず「西京」を冠し、慶長十年（一六〇五）からは、「後しんがた枝村」「尻枝田村」と出身の村名まで明記するようになる。また後述するように、元和六年（一六二〇）からは、「瓦大工」という職名に変えて「天下一瓦屋」あるいは「瓦屋」という職名を称するようになる。これ以降、瓦屋を書く例が徐々に増えるので、この銘文こそ大和における近世瓦屋の成立を告げる最初の例になるのではないだろうか。

さて、以上が室町時代から近世初頭にかけての瓦の銘文の内容であるが、以下、今回集めた大和三山周辺における近世の鬼瓦の銘文の代表的な例について紹介し、分析を加えることにしよう。

4 銘文の記載位置

銘文は人通りが多い表通りや敷地の角に面するなど、その建物の一番目立つ位置に最長の銘文の鬼瓦を据える例が多い。本堂などの場合は、大棟両端の鬼瓦の正面側に年号や村名、作者名などを書き、裏側は省略した例が多い。目立つ位置に銘文を刻むのであるから、あらかじめ施主との相談も必要であろう。また、施主側から檀那名を刻めという要請もあった。全部の鬼瓦に銘文があれば助かるのであるが、すでにふれたように何故かまったく書いてくれない例も多い。

中世以降の鬼瓦の、銘文の位置を通観すると以下のようなになる。

法隆寺のこの時期の鬼瓦の銘文は、正面と左右側面にあり、鬼瓦の型式変化と関わりながら、基本的には正面から側面へと変わる。江戸時代初期の鬼瓦には、中世の伝統的な型式が残り、浅い箱型に作る地板に立体的な顔をあらわ

し、大棟用の鬼瓦は両脚（足元）の部分が左右にひろがる。降り棟用や隅棟用の鬼瓦は、大棟用ほどではないが、両脚部分に紋様のない空白があり、銘文はここに書く例が多い。なお、獅子口はすでにふれたように、天辺に書く例が圧倒的に多い。

今回の調査では、一七世紀初めからの鬼瓦がおもな研究対象となった。銘文は正面の左右に姓名と花押、製作年月日を書く例から始まり、両側面に書くようになってからは、あとで検討するように、右側面に年月日を書く例が多いが、原則通りでないものも多い。正面頂部に横に書く例も少数ながらある（図36）。正面の左右、通常は珠紋をあらわす例が多い部分が無紋とし、その空白部分に縦に銘文を入れる例（図37）や、鬼瓦の裏に書く例もある（図38）。これも困りもので、屋根上の鬼瓦の裏を覗くことはできない。これにはさすがの



図36 「ミワ 瓦屋 佐平治」作の家紋鬼瓦 寛政13年（1801）桜井市岩坂の民家



図37 「柏原邑住人 谷久兵衛作」享保6年（1721）高取町松山 浄円寺



図38 「細工所 横内 森本勝吉作」天保15年（1844）桜井市横内の民家

浦上泰造（裏が見たいゾー）もお手上げである。今回の調査では、庭などに保存してある鬼瓦の何点かに裏側に銘文をもつ例があった。したがって、まだ屋根上にある鬼瓦の裏面に銘文があるかもしれないという限界も認識しておく必要がある。

5 銘文の書き方と書体

三山地域の鬼瓦銘文の特徴をまとめると、手習いを学んだ人物と、そうでない者、また上手下手もあり、残念ながら厳密には分けられないが、少なくともA～Cの三つのタイプ（典型）とそれぞれ大まかな年代差を指摘することができる（図39・40）。それは、めくれの有無や、筆画交差部の先後関係、太いか細いか、丸いか尖るかなどのヘラ先の形状差に注意しながら、①楷書か行書



1：桜井市桜井大願寺鬼瓦①、2：同鳥衾、3：同鬼瓦②、4：同鬼瓦③、5：同鬼瓦④、6：桜井市薬師町薬師庵鬼瓦②
7：同鬼瓦①、8：同鬼瓦③、9・12：大願寺鯨、10：同留蓋①、11：同留蓋②

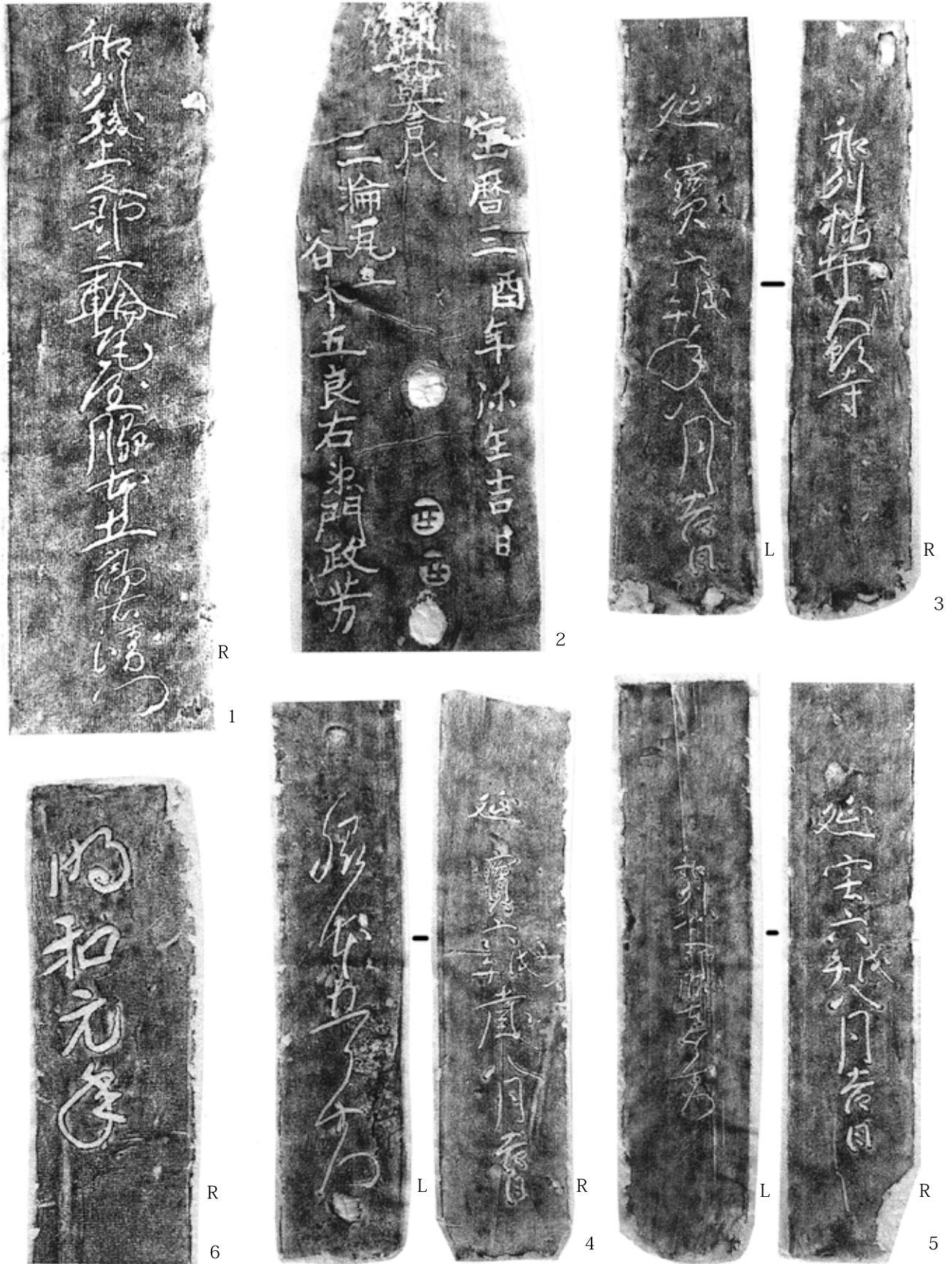


図39 銘文集成 (1) (縮尺1:2.5)

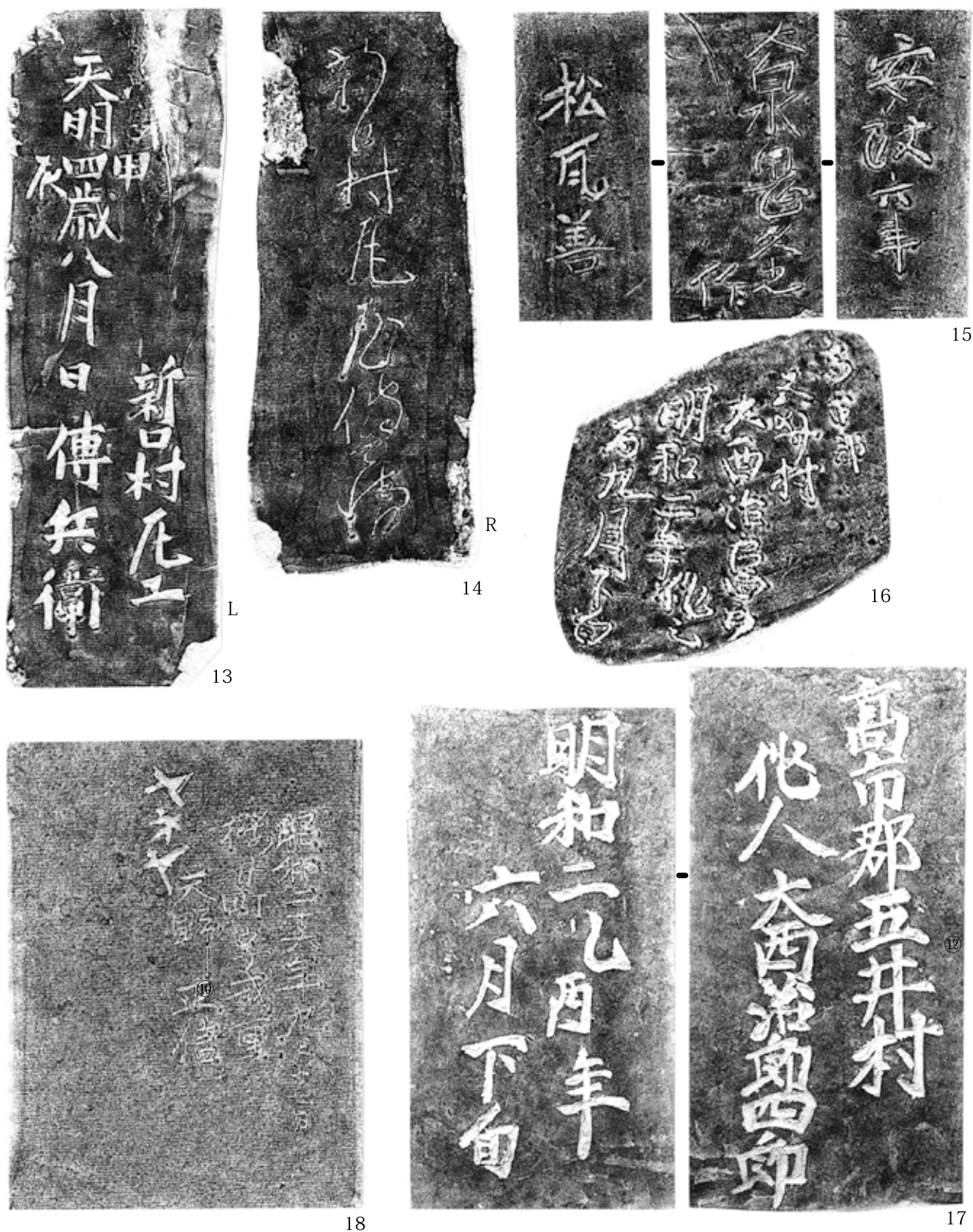


図40 銘文集成 (2) (縮尺1:2.5)

13: 橿原市大垣町親縁寺鬼瓦①、14: 同鬼瓦②、15: 同中曾司町正福寺獅子口②、16: 同留蓋
 17: 同獅子口①、18: 桜井市戒重春日神社鬼瓦

か、②ヘラの使い方、③一字ずつ放して書く放ち書きと、さらさらと書く続け書きの違い、という三点に注目するとみえてくる。また、特徴的な筆跡から同一作者であることを判定できる場合もある。

Aタイプは一七世紀に典型例が多いが、十八世紀後半（七〇年代）まで残存する。細いヘラを筆のように使った行書体放ち書きが原則で、文字は浅く細い線で刻まれ、書を一応習った人物の筆跡と思われる、とくに署名部分は続け書きする例が多い（図39・1・4・5・7）。ただし、7のように極端に字が細いと地上からはなかなか読めない。また、（図39・1・3・5）は脇本五郎右衛門が桜井市桜井の大願寺の本堂用に同時に作った四つの鬼瓦の銘文であるが、比較するとわかるように同一人物の銘文でも字の崩し方を少しずつ変えている例が結構多く、筆跡鑑定の難しさの原因となっている。

一七世紀末になり、鬼瓦がやや深い箱型の作りになるにつれ、側面の厚さが増し、銘文はここに書く例が多くなる。Bタイプは、読みやすいように字を太い放ち書きの楷書体で側面いっばいに彫るもので、元禄五年（一六九二）の長谷寺一切経蔵の「田原本善四郎」の例などがその古い例である（図41）。しかし、なおAタイプが主流を占め、正徳二年（一七一二）になって「三輪 五郎右門」と楷書体で太い字をヘラを彫刻刀の



図41 「田原本善四郎」 元禄5年（1692） 桜井市初瀬 長谷寺一切経蔵



図42 「三輪五郎右門」 正徳2年（1712） 桜井市慈恩寺 阿弥陀堂

ように使い大きく刻む例が現れる（図42）。一八世紀前半を通じてこうした大書する例が増え一八世紀中葉には多数派になる。三輪の谷本五郎右衛門や佐平次（図39・10）、新口村の槌屋伝兵衛や五井村の大西治郎四郎が、こうした大きく大きな字を刻む銘文の代表者である（図40・13・17）。また「三輪」を「ミワ」（図39・10）、「新口村」を「ニノ口村」と下からでも読みやすく書く例も増える。宣伝効果を意識するようになるのである。

Cタイプは、一八世紀後半から散見されるもので、その後多数派となる。筆使いの基礎である「起筆」や「収筆」、また「とめ、はね、はらい」を無視し、細いヘラで直線的に筆面を書く例が多い（図39・9・12）。放ち書きの楷書体が多数であるが金釘流の文字も多く、自己流に崩した文字は読むのに苦労する。しかし、資料が増え、また経験を積むと、ある日突然読めることもある。この時のうれしさは何物にも代えがたい。常門村の新兵衛さんや（図87・91）、「南都 細工人 米川（米藤）」さんのように（図102・103）、その筆跡から同一人物が書いた銘文であることがわかる例も多い。

6 年号を左右どちらに書くか

今回調査した鬼瓦の多くは、どちらか一方の側面に年月日を、反対側に製作者の本拠地の村の名や名前

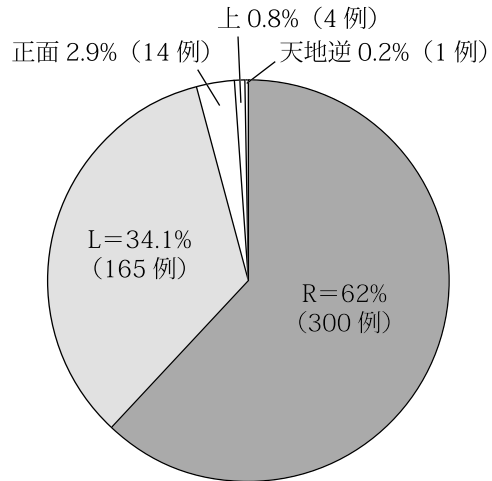


図43 年号を左右どちらの側面に書くか (総数484例)

く例が多いかを調べた。

その結果、年号の記載位置がわかる四八四例のうち、向って右側面に書くのが三〇〇(R約六二%)、左側面に書く例が一六五(L約三四・一%)、正面下端に書くものが一四(二・九%)、上端に書くもの四(〇・八%)、側面に天地逆に書くもの一(〇・二%)という結果になった(図43)。

銘文は、仕上げが終わってから直立させて書いたと思われるが、粘土が乾きすぎると書きにくい。瓦工は常に乾燥状態に気配りしているはずで、それさえ気をつければどちらから書き始めてもいいわけだが、右側面に書く例が三分の二近くを占めるのは何か理由があるはずである。

書き手は、すでにいくつも鬼瓦を作り、銘文も書きなれている。しかし、間違いが許されないのは製作年月であり、確かめたはずである。ごく稀に干支か年のどちらかを誤った例があるのも人間らしさが感じられるが、村や自分の名前は確かめるまでもなく書ける。したがって、年と月がまず大事なのである。

(鬼瓦の製作者、瓦屋の経営者、瓦全体の製作者(責任者)を書く例が多い(図39・4・5・7・8)。これに、どちらか一方の側面に年号だけでなく村名や名前も書き、反対側を空白とする例を含め、左右どちらに年号を書

その意識が、文字を上から下へ、また行を右から左へという「右縦書き」の原則と相まって、年号を最初に右側に書くという結果に結びついたのであろう。正面下端に書く例は、一七世紀末までの江戸前期の例に多い。檀原市五井の称名院の「正保二年(一六四五)住□五位□称□」例、檀原市御坊町信光寺の「万治四年(一六六一)曾我村左兵衛カ」例があり、御所市古瀬の正福寺の「元禄八年(一六九五)藤原朝臣家次瓦師勘兵衛作」がもつとも新しい例となる。

7 瓦大工から瓦屋へ

鬼瓦に刻まれた職名や肩書はさまざまである。古い順にあげると、「作人、瓦師(瓦子・瓦志・瓦司)、瓦屋、細工人(細工・才工)、細工所、作者、瓦工、焼物師、施主、瓦主、瓦作、瓦焼、ヤネヤ」となる。瓦子・瓦志・瓦司などは、今のテストなら×だが、昔は○だったようだ。ただし「瓦司」は「瓦屋」と同義語であった可能性もある。「作人」と「作者」は、あとで検討するように職名ではない可能性が高いので、ここでは「瓦師・瓦屋・細工人(細工・才工)・細工所・瓦工」が検討の対象となる。

まず「法隆寺瓦墻銘文集」と比較してみよう(法隆寺昭和資料帳編集委員会一九九二)。法隆寺では、基本的に「瓦大工、大工」と書く例が圧倒的に多い。その最初の例は、応永十二年(一四〇五)の「瓦大工彦次郎」すなわち初代の橋寿王三郎吉重である。長禄三年(一四五九)の「瓦作者吉重(二代目)」という書き方もあるが少ない。

一方、近世の大和三山の周辺では瓦大工と書く例は一例もなく、瓦屋や瓦師が多い。瓦屋は法隆寺の近世以前の銘文にはみられず、大寺院の場合は瓦大工、それ以外の村々の寺や民家用の瓦を生産したのは瓦屋として区別されてい

る。そこで「瓦屋」と書き始めるのがいつごろなのか、また「瓦屋」が何を意味するかが重要となる。まず法隆寺の銘文をみておこう。

8 本拠地の明示と、「瓦屋」という職名の誕生

法隆寺では、すでに紹介したように、元和六年（一六二〇）の「天下一瓦屋」と「大和添下郡 西京 瓦屋」と書いた例がもともとも古い。いずれも作者名を欠くが、後者は「西京」という地名と、元和四年（一六一八）から元和七年（一六二二）にかけての銘文から推定すると、この頃活躍した西京尻江田村の理右衛門（利助・理介・吉重・国重とも名乗った）が「瓦大工」から「瓦屋」への変化を意識し、初めて「瓦屋」と称した可能性が高い。理右衛門こそ近世瓦屋登場の扉を押し開けた人物といえるのではないだろうか。

すでにふれたように、瓦の作者がその本拠地を明示するようになったのは、大永四年（一五二四）に法隆寺綱封蔵の「瓦大工 ニシノキヤウ ヨシシケ作也」がとびぬけて古い。その後の慶長八年（一六〇三）の「新右門尉 四十七才子 瓦大工 西京 利介 甚三郎 久七」という銘文以降、しだいに例が増える。本拠地の明示と、「瓦屋」という職名の誕生こそ、大和における近世瓦屋の成立を考える重要なキーワードといえることができる。

その後、大坂では、元禄九年（一六九六）の「大坂南瓦屋」が続き、郡山城下では、宝永五年（一七〇八）の「柳六丁目 瓦屋 安兵衛」が古く、平群郡では天明四年（一七八四）の「南神南 瓦ヤ 七兵衛」や、文化六年（一八一〇）の「円城井 瓦ヤ 利助」などが古い。こうして、しだいに「瓦屋（瓦ヤ・瓦弥）」と名乗る例が増える。

また、元禄三年（一六九〇）から「法隆寺 瓦師 与次兵衛丞 橋吉長」のように、瓦師という職名が定着するようになる。「かわら師」と書く例もあり、

「かわらし」と呼んだことがわかる。

大和三山周辺では、延宝六年（一六七八）の「和州城上郡 三輪瓦屋 脇本五郎左衛門」と、同八年（一六八〇）の「和州高市之郡 曾我村 瓦屋 佐兵衛」が古い。そして、一七世紀後半で九例、一八世紀前半で一八例、同後半で二六例、一九世紀前半で六七例と増加するが、幕末から明治にかけての同後半になると一一例に減少する。この急激な減少の理由については後述する。

銘文は「地名＋瓦屋・瓦師＋名前」の順に書くのが原則である。桜井市外山とびの不動院の鬼瓦銘のように、「三輪邑 瓦師 谷本五郎右衛門 政芳」と、「〇〇村住人 瓦師 家名＋通称名（世襲名）＋諱」というフルネームを記す書き方は、おなじ瓦屋のなかでも創業が古い、格上の瓦屋であることを示すのであろう。

また「柏原村住人 谷井久兵衛」と、苗字と通称名を記す瓦屋と、「三輪佐平治」のように苗字を記さない場合も多く、それぞれ階層差をあらわしていると考えられる。

9 「作人」と「作者」

「作人」や「作者」という例もいくつかある。これが職名をあらわすものか否か、念のため確認しておこう。

「作人・作者」と、「作也・作之・作」が重複する例を調べると、「作人（二例）」と、「作也・作之・作」が重複する例は皆無であり、おなじく「作者（二例）」と、「作也・作之・作」が重複する例もない。したがって「作人」や「作者」は、「作也・作之・作」とおなじように、単にその鬼瓦の作り手をあらわしたもので、職名ではないという結論になる。また、「細工人（二四例）」と「細工（二七例）」が、「作也・作之・作」と重複する例もない。



図44 「柏原堀半 イガ 伊兵衛」 天保14年(1843) 高取町寺崎 安楽寺

10 「細工人」
 しかし、細工人と書く例の中には、安永四年(一七七五)の「柏原村 瓦工 甚九良 細工人 大坂 小四郎」という銘文のように、瓦工と細工人の二人の名前と出身地が確認できる例がある。「大坂 小四郎」はおそらくは大坂出身の渡り職人と思われる。そして宝永四年(一七〇七)には「瓦細工」と書いた例があらわれる。

また、翌年の「御坊邑 瓦屋 甚五良 細工 本馬邑 利兵衛」や、文化四年(一八一七)の「高市郡 畑村 瓦屋 弥十郎 細工人 田原本 伊八」も、瓦屋と細工人の二人の名前と出身地がわかる好例である。さらに、文政六年(一八二三)の「葛本村 瓦屋 久蔵 細工人 □□」や、同一一年(一八二八)の「三輪 瓦作 佐平治 細工人 弘山万吉」という銘文もやや不完全ではあるが、同様の例と思われる。天保十四年(一八四三)の「柏原邑 瓦屋 半兵衛 伊州 名張 瓦師 伊兵衛」「柏原堀半 イガ 伊兵衛」も(図44)、

伊賀国名張出身の渡り職人が作った製品に書かれたものである。以上の五例から、柏原村や

御坊村・畑村・葛本村・三輪村に窯を持つ瓦屋と、そこで鬼瓦などの道具瓦を細工する、近在の村である本馬村や、やや離れた田原本村出身などの細工人(渡り職人)の存在がわかった。そして、す

で大坂や伊賀国名張など、国を越えて渡り職人が来ていたこともこれで判明する。

ただし注意しなければならないのは、享和三年(一八〇三)の「和州 高市郡 箸喰邑 瓦屋 細工人 新七」というような銘文である。この銘文は、一見すると以上五例とおなじようにみえるが、文化六年(一八〇九)の「箸喰村 瓦師 新七」という銘文と比較すると、前者の細工人は単なる作り手を表す表記で、瓦屋で雇われている細工人を示したものではないことがわかる。したがって、細工人と細工という表現は以上のような注意点をよく踏まえて解読する必要がある。

11 「瓦主」

瓦主の例は三例と少なく、しかもすべて高市郡常門村の瓦師、新兵衛に関するものである。しかし、近世の瓦生産を考えるうえで興味深い銘文なので、少し分析してみよう。まず関連する銘文を掲げる。

A 和歌山県紀の川市粉河寺内の十禅律院の塗上門の鬼瓦銘「文政八天(一八二五) 西三月吉日 当町 瓦主 新兵衛 作人 大和 高市郡 常門村 瓦師 新兵衛(花押)」。

B 高取町観覚寺の西光寺の鬼瓦銘「文政十一年(一八二八) 高市郡 常門村 瓦主 新兵衛作之 瓦師 池田与兵衛 常瓦新」など。

C 桜井市池之内のU家の鬼瓦銘「瓦主 戒重 弥七良(花押) 常瓦新」「戒ヤ 常シン作」など。

Aは、二人の新兵衛が登場するので話が複雑になるが、すでに紹介されているように、「当町(粉河村)」の新兵衛が瓦主となり、作人として大和高市郡常門村の瓦師新兵衛が関わった鬼瓦であることを示す銘文である(武内・鳴海

二〇一七)。鬼瓦以外の瓦を常門村の新兵衛が作ったかどうかは、この銘文だけでは判断できず丸・平瓦を含めた分析が必要であるが、すでに指摘されているように、粉河村の新兵衛が元請けで、常門村の新兵衛が下請けであったとするのが妥当であろう。

Bの西光寺本堂には、六点の在銘鬼瓦がある。

- ① 大棟南「戊文政拾一歳子五月吉日 高市郡 常門村 瓦屋 新兵衛（花押）作之」同脚部「常瓦新」
- ② 大棟北「文政十一天子五月上旬 瓦主 常門住人 新兵衛作」同脚部「常瓦新」
- ③ 北西隅棟一の鬼「世話人 當村 彦兵衛 瓦主 常新（花押）」
- ④ 同二の鬼「常新作之」
- ⑤ 南西隅棟一の鬼「瓦師 池田与兵衛 常瓦新」
- ⑥ 同二の鬼「常瓦新」

この六点は、新兵衛が粉河村で瓦作りに従事してから三年後の鬼瓦銘であり、②のように「年」を「天」と書いたり、①や③のように花押を加えたりするなど共通点が多い。③の「世話人 當村 彦兵衛 瓦主 常新（花押）」という銘文からは、世話人の彦兵衛に対して、瓦主、すなわち元請けという関係が読み取れる。

筆跡はすべてよく似ており、⑤の「瓦師 池田与兵衛」も同一人物の筆跡と認められる。また「池田与兵衛」の名は、この鬼瓦以外には未発見であり、①②④の「新兵衛（花押）作之」「新兵衛作」「常新作之」、あるいは①や②の脚部にも「常瓦新」と銘を入れる点から考えると、元請けの新兵衛はすべての瓦作りを池田与兵衛に下請けさせたのではなく、自らも作っていたと推定できる。したがって、この場合は、常門村の新兵衛が元請けし、渡り職人と推定で

きる池田与兵衛とともに瓦を作ったと思われる。

Cの池之内U家の鬼瓦銘には紀年銘がないが、戒重村の弥七良や常門村新兵衛の活動時期からすると、遅くとも弘化年間（一八四四～一八四八年、約一七〇年前）までの製品と思われる。主屋大棟東の「瓦主 戒重 弥七良（花押）常瓦新」の他に、「カイ瓦屋 常瓦新作」「戒瓦弥 常瓦新作」「戒ヤ 常シン作」という銘文がある。これらには瓦主という表記こそないものの、これも戒重村の弥七良が瓦主、すなわち元請けで、あとで詳しくみるように、一〇軒以上の瓦屋の下請けとして大いに腕を揮った新兵衛が下請けしたと理解できる。

以上の検討によって、江戸時代後期に大和三山周辺では、「瓦主」は元請けを示していたらしいことが判明した。しかし、高取町の西光寺の場合のように、渡り職人である池田与兵衛に生産の一部をまかせることがあっても、ほとんどの瓦作りを自らが行う場合もあったようである。十禅律院や池之内U家の場合も、下請けした新兵衛が、瓦のすべてを生産したのかどうかということになると、鬼瓦や留蓋の銘文だけでは判断できない。また、常門村の新兵衛だけが使う用語であった可能性もあり、さらなる資料の蓄積を俟つ必要がある。

12 「施主」

一般的な施主の用例としては、①寺や僧などに物を施す人、②法事や葬式などを行う当主、③建築主があり、今は③の用例が多いと思うが、瓦の銘文の場合は、生産者を意味する場合が多いように思われる。明治以降の二例があるだけであるが、まずは桜井市山田の西念寺の留蓋の例をみてみよう。

「明治二一年子七月日 施主人 中西甚五郎」「製造 當村宗八郎 観普代」

これだけでは、施主人を名乗る中西甚五郎が何者かわからず、その意味も不明である。ところが、この中西甚五郎に関しては、高取町車木の本覚寺本堂の

獅子口に「明治二二年丑四月仲旬 柏堀半」「細工人 今井 中西甚五郎」のへら書きと、「細工人 山甚」「柏半」の刻印があり、また桜井市粟殿の極楽寺庫裏に「細工人 山田 中西甚五郎」と記した同年作の鬼瓦があるので、中西甚五郎は瓦の細工人であったことがわかる。「細工人 山甚」の「山甚」は「山田 中西甚五郎」の略である可能性が高い。

西念寺の「明治二二年子七月日 施主人 中西甚五郎」「製造 當村宗八郎 観誉代」という銘文からは、山田村の瓦屋宗八郎が元請けで、甚五郎が下請けした可能性が高いと思われるが、細工人の甚五郎が元請けした、あるいは西念寺に寄進した場合も想定できる。

13 村々にどれくらいの数の瓦屋が成立したのか

大和三山周辺に、かなりの数の近世瓦屋があったことが調査で分かった。しかし、どの村にもあつたわけではない。そこで『奈良県の地名』所載の「行政区画変遷・石高・戸口一覧」の「元禄郷帳（一七〇二年）」記載の村の数を分母として、どれくらいの割合で瓦屋があつたのかを計算してみた。ただし、対象範囲を旧磯城郡（式上・式下・十市郡）と高市郡の二八二村に限った。現在の行政区画でいうと、桜井市と明日香村・橿原市・高取町の全域と、田原本町の南半と天理市の南端の一部を含む範囲となる。その範囲に限った理由は、今回、この範囲のほぼ全域を調査したが、隣接する天理市・田原本町・大和高田市・御所市はその一部しか回りが切れていないからである。

また瓦屋・瓦師・細工人を一律に扱っていいのかという問題も残る。一・二例しか銘文が知られていない瓦師も多く、その活動実態に不安が残る例もあるが、とりあえず、すべてをカウントすると、二八二村に対して瓦屋の数三五軒で、その百分比は一二・四%となる。したがって、対象とした全村中、その約

一割強の村に瓦屋が存在したことになる。

14 瓦屋の増加

そこで次に知りたくなるのは、同時期に何軒の瓦屋が操業していたのかという問題である。それは、今回作成した瓦屋（瓦師・細工人）の変遷表を横に輪切りにすれば、同時に操業していた瓦屋の数がほぼつかめる（図45）。なお、この表の瓦屋の名称等は、創業者と思われる人物の代表的なものを採用した。創業者以降の名称は煩雑になるので表記しやすいものに限り、また名前だけで所在地不明の瓦屋は省略した。

この表をみると、次のようなことがわかる。

- 一 寛永一一年（一六三四）に今井町に近い高市郡五位村で始まった瓦生産は、一七世紀前半の間は二軒までで、今井町周辺に留まっていた。
- 二 一七世紀後半になると、各地域の拠点であつた三輪村や田原本村に瓦屋があらわれ、またのちに重要な瓦生産地となる柏原村や雲梯村でも瓦作りが始まり、末頃には六軒まで増える。
- 三 一八世紀前半になると、安倍文珠院の存在する安倍村や大和五坊の一つがある御坊村などへ広がって八軒から一一軒以上となり、一八世紀後半には一二軒以上に増加し、一九世紀前半の一八三〇年頃に一七軒以上という最大値を示すまでになる。
- 四 ところが、その後しだいに減少に転じ、一九世紀後半の一八九〇年頃には五軒程度までに減り、一九二〇年にはついにゼロとなる。この急激な変化は、在銘鬼瓦の数量を示した鬼瓦年表とも当然のことではあるが一致する。

しかし、この現象はこの地域における瓦生産そのものが衰退したことを示すわけではない。無銘ではあるが、その型式から江戸時代末から明治・大正期の

ものと推定できる鬼瓦が多数この地域に残っており、また、大正一五年（一九二六）の『日本瓦業総覧』の「奈良県瓦営業者」一一七軒の一覧を参照すると、別の理由によるものであることが判明する（井上一九二七 表1）。

この一覧から、旧磯城郡と高市郡内で同年に「中和瓦製造組合」に加盟していた瓦屋を数えると二四軒となり、その中には三輪町の谷本五郎右衛門など江戸時代から続く瓦屋の名前もみえる。また一覧にはみえないが、刻印の存在や聞き取り調査から組合に未加盟の瓦屋の存在が判明する例もいくつかある。そして、それらを含めれば、一九世紀後半以降も瓦屋は増え続け、戦前における最大の好景気であった大正四年（一九一五）から大正九年（一九二〇）の大戦景気に沸いた時期から昭和初年にかけて、その最盛期を迎えたことが三山地域に今なお残る多数の民家の瓦屋根からわかるのである。

したがって、図45・49にあらわれた在銘鬼瓦や瓦屋の急激な減少は、銘文を書くという工程が、何らかの理由によって減少したということに原因が求められる。では、なぜ省略されるようになったのであろうか。

15 銘文の簡略化

今回集めた鬼瓦の銘文は多様であるが、その内容と長短によって大きく四形式に分けることができる。

A形式は、延宝六年（一六七八）の①和州②式上郡③三輪④瓦屋⑤脇本⑥五郎右衛門のように、六項目を列記する例を典型とするもので、⑦諱をもつ場合は末尾にこれを加える。この形式を守り続けるのは、桜井市三輪の「和州 城上郡 三輪 瓦屋 脇本五郎右衛門」（図39・1）や御所市柏原の「和州 葛上郡 柏原邑住人 瓦師 谷久兵衛」のように江戸時代前半から大正・昭和年間まで長く続いた瓦屋に多い。

B形式は、A形式の簡略形式で、①の国名、あるいは②の郡名を省略したものの。

C形式の典型は、B形式をさらに簡略化した天和元年（一六八一）の③三輪④瓦屋⑥五郎右衛門のような例で、三項目だけを記す。

D形式は、③④瓦⑥五や、③松④瓦⑥善（図40・15）のように頭文字だけを書く、三字省略形式である。身内やC形式などの銘文を知っている人物にはわかるが、初めて見た人には暗号に過ぎずわからない。

ここで注意しなければならないのは、ある建物用に複数の鬼瓦を作った場合、大棟や、下から読みやすい鬼瓦はA形式で記し、裏側や見えにくい鬼瓦はCやD形式の銘文で済ます例がかなりあるという事実である。これに当初の鬼瓦がいくつか残っているかという問題も絡むので単純な比較は難しいが、以上の限界に留意した上で、一七世紀後半から二〇世紀前半にかけての四形式の出現頻度を図化したのが図46である。

この図に先立つ一七世紀前半は、①③⑥に加え、寛永一一年（一六三四）の「藤原家次 五位村 佐兵衛」や、寛永一四年（一六三七）の「西京 理右衛門」、慶安元年（一六四八）の「摂州 大坂 子天王寺（四天王寺）住人 藤原朝臣 寺嶋摂津守 作者 三右衛門」などのように、世襲名や受領名など、まだ中世以来の古い形式が残る時期で、まだ近世の銘文の形式が整っていない時期とすることができる。

一七世紀後半の資料数は少ないが、前半と同様の古い形式が残る一方で、その後半にA・B形式とC形式がほぼ同時に成立する。C形式が半数以上を占める。

二一八世紀前半にはC形式が多数派を占めるが、A・B形式もかなりあり、またD形式に似た例が一例だけあらわれる。ただし、この享保一〇年（一七二

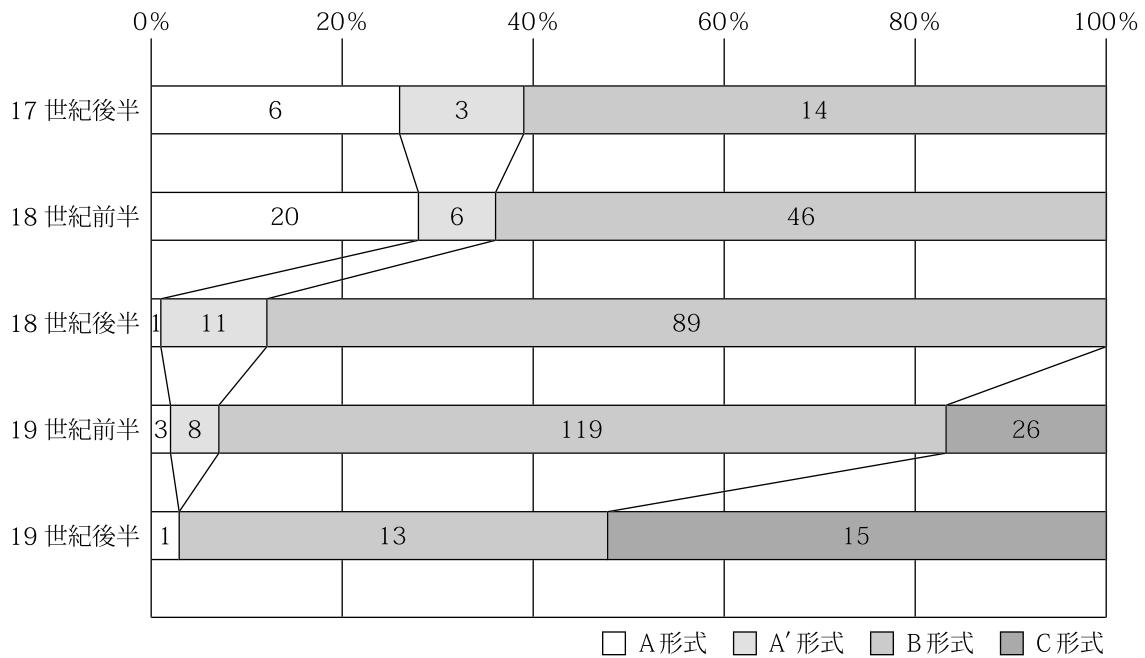


図46 鬼瓦の銘文4形式の推移

五) の例は「三五五 瓦工 五郎右衛門」と書くもので、完全なD形式ではない。

三 一八世紀後半になるとA形式は急減し、B形式の郡から書き始める例がやや増え、やがてその後半には皆無となる。C形式が大多数を占めるようになるが、D形式はまだあらわれない。

四 一九世紀前半になると、C形式が一一九例と圧倒的に多くなり、D形式も二六例とその存在がはっきりしてくる。D形式の古い例は文化七年(一八一〇)の「三五五作」(桜井市馬場 社家 家紋)である。

五 一九世紀後半になると、銘文を書く例が減少し資料数そのものが少なくなるが、D形式が過半数を占めるようになる。なおA形式がこの時期まで少数ながら残る理由を個々の銘文から検討すると、ある瓦屋の創業や、記念すべき仕事を引き受けた時などに、原点ともいえるA形式を採用した可能性が高いと考えられる。そして二〇世紀前半には、資料そのものがほとんどみられなくなる。

こうして、しだいに銘文を簡略化する傾向が認められ、最後は「三五五」や「箸瓦新(箸喰村 瓦屋 新兵衛)」「常瓦新(常門村 瓦屋 新兵衛)」などの三字や、二字の「横伊(横内 瓦屋 伊兵衛)」、さらに一字の「五(刻印、おそらく三五五の略)」にまで省略されるのである。

その理由の第一は、単純な手抜き、工程の省略である。本堂クラスの建物の場合は、屋根形式にもよるが単層でも通常一〇個から一八個の鬼瓦が必要である。そのすべてに、おなじA形式の銘文の、しかも全文を刻む必要性を瓦工は認めず、境内からの見栄えを考慮して書き分けたのである。一七世紀後半にA・B形式とC形式がほぼ同時に登場するのは、こうした背景があるからである。また、その出現頻度にあまり差がないのもおなじ理由によるのであろう。

奈良縣瓦營業者

(大正十五年七月現在)

日本瓦業總覽

附錄編

奈良 喜殿 東井戸堂	石井房次郎	片桐村小泉 郡山町柳町六丁目	富川榮次郎	大淀町北六田 同 土田	福本米太郎
小林宇之助	澤田定吉	郡山町柳町六丁目	北畑元吉	同 土田	藤本豊吉
鈴木信吉	谷脇綱造	奈良口	巽福治郎	下市町下市	野木源吉
早川清一	福井瓦店	矢田村外川	植田長松	下市町阿賀	内田新太郎
中尾清吉	岡部儀武	同 城	柳生新治郎	同	藤本久太郎
吉田製瓦所	森馬清三郎	都跡村七條	三上龜三郎	南葛城郡	西川千代松
岩倉製瓦所	井岡徳治郎	同 佐紀	小林好一	披上村寺田	西原三太夫
磯城郡	天野政吉	伏見村平松	藤澤利喜藏	同	下村梅次郎
三輪町	森音次郎	本多村池澤	植田龜吉	同 柏原	藤井治郎作
熊野伊藏	吉村伊作	龍田町北庄	南口瓦店	同	藤井虎義
岡田寅吉	榊田熊一	同	犬井瓦店	同	谷井庄兵衛
外島柳之助	天野利助	同	津田清吉	同	堀川清七
外島菊次郎	大倉佐喜藏	帯解村今市	吉岡裕太郎	同	櫻井嘉平治
上田仙太郎	田中宇之助	同	桐山金藏	披上村相原	堀越半重郎
福井佐太郎	山岡福藏	同	竹村爲藏	同	堀越兼太郎
杉木豊次郎	片岡庄五郎	同	森田元吉	同	小島安太郎
岡崎猶吉	藪田泰三郎	同	西村末藏	北葛城郡	榊木瓦店
耳成村	勝村嘉藏	同	中室瓦店	河合村	北野瓦店
安部村	伊那佐村石田	同	岡村清吉	王子村	吉田瓦店
同	三本松村大野	同	土井瓦店	志都美村	吉村瓦店
植木米治郎	宇賀志村佐倉	樺本町藏之庄	岡村清吉	同	北野瓦店
山田仙松	室生村下田口	同	竹川市太郎	上牧村下牧	吉田瓦店
岡井直治郎	三本松村三本松	同	中村清吉	高市郡	三角瓦店
岡田瓦店	生駒郡	同	山中喜太郎	越智岡村兵津	中西龜吉
川岸市松	法隆寺村學校前	同	植田伊之助	真菅村	田中山太郎
森本常造	同 五丁町	同	齋藤寅藏	白櫃村	松田利逸
大倉猪之助	同	同	齋藤寅藏	同	宮本徳太郎
大倉伊之助	同	同	齋藤寅藏	同	宮本辰造
岡橋繁藏	同	同	齋藤寅藏	同	宮本六藏
山邊郡	龍田町神南	吉野郡	齋藤寅藏	同	平本六藏
二階堂村喜殿	同	吉野村橋屋	齋藤寅藏	同	津本製瓦所
二階堂村荒蒔	同	大淀町檜垣本	齋藤寅藏	同	
小路	平群村下垣内	同 下淵	齋藤寅藏	同	
同	同 上庄	同 新野	齋藤寅藏	同	

表1 大正15年(1926)奈良県下の瓦屋一覽(117軒)
京修町は京終町、白櫃村は白櫃村の誤植と思われる

「京定作」											同時存在の瓦屋軒数																		
二階堂小山藤四郎												1 軒 2 軒																	
奥山村太七												1650年 - 2 軒 2 軒 2 軒 3 軒 + α 2 軒																	
寺田村源六												1700年 - 6 軒 8 軒 + α 9 軒 9 軒 9 軒																	
戒重外嶋藤蔵												1750年 - 11 軒 + α 11 軒 + α 11 軒 + α 10 軒 + α 12 軒 + α																	
十市村半治良												1800年 - 11 軒 + α 15 軒 + α 14 軒 + α 17 軒 + α 15 軒 + α																	
箸喰村新七												1850年 - 14 軒 + α 13 軒 + α 7 軒 + α 6 軒 + α 5 軒 + α																	
越智村太四朗																													
大泉村藤治郎																													
野口村清六																													
桧垣村孫三郎																													
久米村善治																													
常門村新兵衛																													
松山村善八																													
入谷村喜□																													
南都細工人米川																													
吉隠村瓦佐																													
上品寺村西九□																													
葛本村久蔵																													
山田村宗七																													
栗殿村佐兵衛																													
西之宮村忠七																													
今井中西甚五郎																													
「京定作」																													
1754	1781	1783	1788	1802	1803	1808	1812	1815	1818	1818	1822	1823	1825	1835	1844	1844	1846	1846	1847	1848	1856	1859	1862	1862	1868	1880	1888	1898	
	奥上嘉 1838			1839				奥上嘉 1838		1835	1848		1852	1862	1847							奥瓦治 1856	鬼久 1859	1862	1862	1868	1880	1888	1898

瓦屋の名称	西 暦
五井村佐兵衛	1634 1662 1751 1831
西京理右衛門	1637 1650 1709
曾我村左兵衛	1657 1689 1709
三輪脇本五郎右衛門	1666 1681 谷本五郎右衛門 1712
小山村島屋五助	1678
出村六兵衛	1680
田原本善四郎	1681
玉手村助十郎	1691 1752
三輪左平次	1692
柏原村谷久兵衛	1697 1731
雲梯村小兵衛	1698 1844
安倍村庄二郎	1703
御坊村久左衛門	1705
藤田佐介	1705 1731
横内彦右衛門	1709
新口村八右衛門	1709 相田伝兵衛 1740 1759 1796 榎屋伝兵衛・伝八
四条新町市兵衛	1714 1721 1721 喜兵衛 1767 1775
仁王堂清助	1724
八百村堀門文右衛門	1742 1766
土佐平四郎	1743
大海村惣兵衛	1745
河原城村孫兵衛	1747
大安寺村左平次	1831 1844
利介	1850 1857 1862
伊八・善三郎	1809 1860
	1879 1894
	1898

図45 大和三山周辺の近世瓦屋（瓦師・細工人）変遷表



図47 雲梯村小兵衛の刻印 宝永8年(1711年)左 檀原
市一町 浄念寺 右 御所市柳原 西応寺

第二の理由は、宣伝効果を狙って銘文を刻む意味がしだいに薄れたことにあるのではないだろうか。三山周辺に何軒かの瓦屋が成立するにつれ、文字を大きく見えやすい筆跡で書くことが一時みられた。しかし、その効果がどれほどあったのかは疑問である。運搬手段の未発達な時代にあつて、半径四〜五キロという縄張内の需要がある程度満たされてしまえば、生産が頭打ちになることは避けられない宿命だったのである。

第三の理由は、何回も使用することを前提に作られた刻印の使用が増えたことである。刻印は小型であるため長い銘文を記すには適していないので、三字か二字のD形式の例が多く、また製作年を記す例がほとんどないため、年代不詳の例が多い。「宝永八庚寅年(一七一〇) 二月吉辰日」「雲梯村 小兵衛作」

(檀原市一町 浄念寺)などの例外的存在を除くと、その多くは一九世紀後半以降の例と思われる(図47)。こうして、銘文から刻印への転換によってそれ以降の当該地域の瓦屋の歴史を追うことはますます難しくなる。なお、浄念寺例の宝永八年の干支は辛卯であり、宝永七年が庚寅である。したがって、どちらかを誤った例になる。

16 鬼瓦を作った季節

近世の鬼瓦には製作年月を記す例が多い。法隆寺の中世の瓦には日付まで書く例もあるが、近世になると「吉日」が圧倒的に多くなる。

「吉日」で済ますようになったのは、次のような理由によると思われる。

棟上げや落慶法要は良い日柄を選ぶ。しかし、鬼瓦に銘文を刻む日をすべて大安などの六曜、建などの十二直に合わせることはできない。さらに鬼瓦の数が多い場合は別の日付になってしまうなどの「タイムラグ」が生じる。そこで上旬・中旬・下旬という区切り方も試みられたが、最終的にはもっとも便利な「吉日」に定着したのであろう。要するに、日付は年月にくらべ、さほど重要視されなかったのである。

ただし、月はほとんどの例に書いてあるので、これをグラフ化すれば鬼瓦を作った季節が分かる。さらにうまくいけば、近世の瓦屋の操業サイクルがつかめるかもしれない。

図48は、大和三山周辺の製作月がわかる鬼瓦・獅子口・留蓋・鳥衾など三八三例をグラフにしたものである。一見して、三月(二一・一%)と八月(一六・七%)に二つのピークがあることと、一二月が〇・八%、一月が二・一%、七月が三・六%と低いことが読み取れる。つまり、鬼瓦を作った季節が三月と八月を頂点とする二時期に分かれるのである。

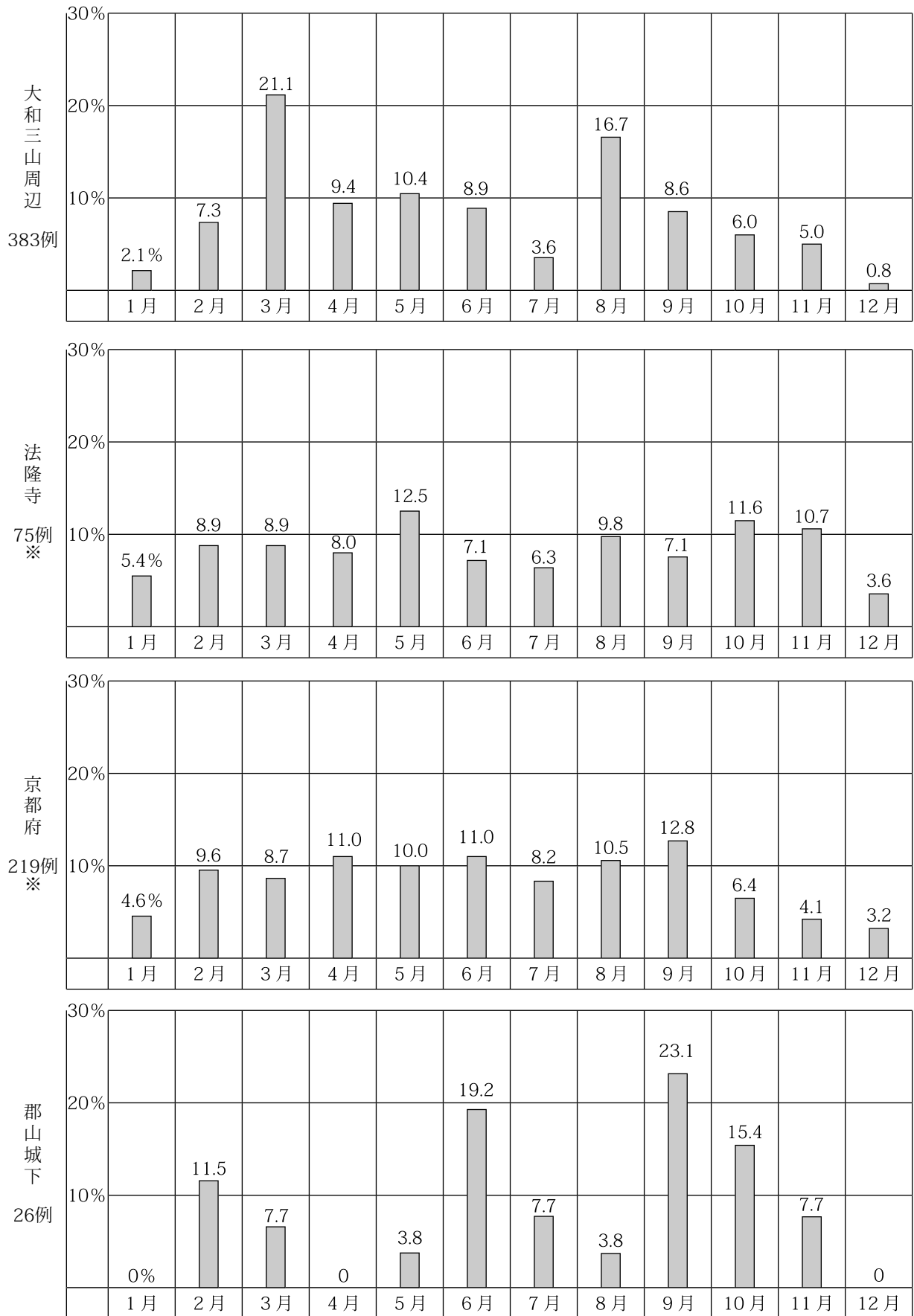


図48 銘文からみた鬼瓦の製作時期
 ※法隆寺は鬼瓦以外の銘文を含む。京都府は一部河内産を含む。

もちろんこれは旧暦（太陰太陽暦）での話で、新暦（太陽暦）とは約一カ月のずれがある。それを計算しつつその理由を推定すると、十二月から一月（新暦の十二月下旬から三月上旬）が低い理由の一つは、粘土が凍てる恐れがあるからと思われる。昭和三〇年代まで瓦を作った明日香村飛鳥の阿蘇瓦屋での聞き取り調査でも、冬は土が凍るので休んだという話を聞いた。

さらに、今回の調査地域の大半が農村地帯であることを考えると、そこに成立した瓦屋の多くが農業との兼業で成り立っており、雇い手の多くも農民であったことが大きく影響しているのではないかと想定できる。

旧暦三月（新暦三月下旬から五月上旬）にピークがあるのは、この時期の初めは気温も低いが屋内での瓦作りは可能と思われ、田起こしに始まり、苗代作り、田植えと続く農繁期に入る前に、普請の注文に合わせ、細工に手間ひまのかかる鬼瓦作りを集中的に進めた可能性を考えるべきであろう。規模や屋根構造にもよるが、単層の本堂でも十個前後の鬼瓦が必要であり、その乾燥には一〜二か月を要するからである。

また旧暦の七月（新暦七月下旬から九月上旬）が四・二%と低い理由は、梅雨や暑さが関係しているのではないだろうか。秋の収穫期も大いに影響したに違いない。また水田の地下から原料粘土を掘り取り、運ぶのも収穫後の晩秋から冬にかけてが最適であり、こうした作業が一〇月から一月にかけての減少の理由と思われる。

参考のために近世以降の法隆寺（法隆寺昭和資財帳編集委員会一九九二）と京都府（中尾・高橋一九七六、中尾一九九三）、郡山城下のデータと比較してみよう。

法隆寺と京都府例の図は、両者ともになだらかな二つの山を描く点が似ており、その理由はやはり一月と二月が低く、七月もやや低いことに基づく。そ

して、その原因は三山周辺とおなじく気象に起因するのであろう。

三山周辺と大きく異なるのは、二つのピークが認められないことである。法隆寺では、瓦に残る豊富な銘文や史料から、大修理の度に、ほぼ年間を通じて安定した瓦作りが行われていたことがうかがえるが、そうした結果がこの図に反映されているのであろう。大都市に多数の寺院を抱える京都府の場合も、ほぼ同様の傾向がこの図に表れており、農村主体の三山地域とは異なる操業形態をとっていたことがこの図から読み取れるのではないだろうか。郡山城下はまだデータが少なく、図にもそれが顕著にあらわれている。今後、各地における資料収集をさらに進め、同様な分析を深めれば、大寺院と城下町、都市と農村における瓦屋の操業サイクルの差異や共通点が、より明らかになるのではないかと期待できる。

17 銘文を書く目的

1 瓦師、細工人が自分の製品と名を世間に残すため。

2 商標としての役割

商標（トレードマーク）とは、需要者がその商品を知るための標識と一般的に定義され、その機能には、①出所表示機能と、②品質保証、③広告宣伝機能がある。

①は生産地・生産者を明示することであり、その商品の販売を継続すると、使用するブランド（原義は焼き印）は需要者にひろく知られることになる。

②品質保証の機能があることは、近代の瓦の刻印にみられる生産者の責任を明らかにする「細工請合」などからも容易に読み取れる。

③広告宣伝機能があることは、図39・10のように、画数の多い「三輪」ではなく「ミワ」と、ことさらに大きく、深く刻んだ例があることからわかる。生産

者が誰であるかを広く知らしめ、次の普請、葺き替えの際に声がかかるようにという商魂がそこから読み取れる。

18 民家への瓦葺きの普及

次頁の図49・1～3は、江戸時代初期からの在銘鬼瓦を、一年毎に寺社と民家に色分けしたものである。後世の建物ほど残る確率が高いというごく当然の現象を差し引いて考える必要があるが、江戸時代に限ってというと、やはり後半の例が多いことは一目瞭然である。しかし、さらにくわしくその残存状況を分析すると、少なくとも以下の四点が指摘できる。そして、寺社や民家の普請に際し、鬼瓦とその他の瓦の生産が、基本的には同時に進められたことを前提にすれば、この図から当地域の瓦生産全体の動向を推定しても、それほど実態とかけ離れた結果にはならないということも予測できる。

一 江戸時代前期には何回か空白期間（最長六年）があるものの、幕末までほぼ一貫して銘文が残る。とくに一七四〇年代から一七七〇年までと、一八二〇年代から一八六〇年までは途切れることなく続く。

二 資料の増加は、宝暦年間を中心とする時代や、寛政・文化・文政年間などにいくつかの山が認められるが、最大のピークは、幕末の混乱が始まる直前の天保末年から弘化・嘉永年間（一八四一～一八五四年）にある。

三 その直後の幕末から明治・大正年間にかけて急激に在銘鬼瓦が減少し、回復することはなかった。

四 民家の鬼瓦をピックアップすると、一七世中頃から末まではそのほとんどが今井村に集中する。元禄年間（一六八八～一七〇三年）以後になると、今井村以外の農村地帯の富裕な農家や、街道筋の商家に瓦葺きが広まる。その後、宝暦年間（一七五一～一七六四年）に六例が集まる小さな山があるものの、そ

の後はまだ低くなり、文化・文政期（一八〇四～一八三〇年）から弘化・嘉永年間（一八四四～一八五四年）に急激に高まる。この変化から、三山地域の村々に瓦葺き民家が登場したのは一九世紀前半であることが確認できる。その大半は蔵ではなく主屋である。なお参考までに、一〇年間に民家が占める割合を右の欄に示した。資料数が少ない時期の数値はさほど有意とはいえないものの、全体の傾向をつかむには役立ちそうである。

一 に関しては次のような課題を指摘できる。こうした傾向が、①大和国の他の地域、あるいは②近隣の諸国にも認められるのか否か、大和だけに認められる特殊な状況なのかを説明する必要がある。この課題を明らかにするために、①・②の地域における調査が必要であり、一朝一夕には明らかにしがたい。ただし①に関しては、大和郡山市内や田原本町で筆者が実施した調査結果や、生駒郡内（安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町）における調査を参考にすれば、奈良盆地内ではほぼ同様の状況であったと想定できる（寺農二〇一八）。

二 に関しては、以下のようにまとめることができる。天保四年（一八三三）から八年（一八三七）にかけての飢饉を切り抜けた三山地域では、弘化・嘉永年間（一八四四～一八五四年）に山村を含む農村にまで瓦葺きが急速に増加した。

三 に関しては、その原因は不明である。幕藩体制下で制度上も経済的にも制限されてきた一般農村の民家への瓦葺きが普及し始めた直後に、急激に鬼瓦の銘文が減少した現象をどのように理解するかについては、A・Bふたつの解釈が可能である。

A 農村富裕層への瓦葺きが普及し終わった。また幕末の混乱も原因か。

しかし、三山地域にはその建築様式などから幕末から明治年間のものと思われる瓦葺きの民家・農家が多数存在するので、Aの仮説は成立しがたい。とす

西暦(年)	元号	■ : 寺 ■ : 民家	10年間に民家が占める割合	
1771	明和		1/24	4.1%
1772				
1773				
1774				
1775				
1776				
1777				
1778				
1779				
1780				
1781	天明		1/17	5.8%
1782				
1783				
1784				
1785				
1786				
1787				
1788				
1789				
1790				
1791	寛政		4/34	11.7%
1792				
1793				
1794				
1795				
1796				
1797				
1798				
1799				
1800				
1801	享和		8/31	25.8%
1802				
1803				
1804				
1805				
1806				
1807				
1808				
1809				
1810				
1811	文化		8/23	34.7%
1812				
1813				
1814				
1815				
1816				
1817				
1818				
1819				
1820				
1821	文政		6/37	16.2%
1822				
1823				
1824				
1825				
1826				
1827				
1828				
1829				
1830				
1831	天保		7/32	21.8%
1832				
1833				
1834				
1835				
1836				
1837				
1838				
1839				
1840				
1841	天保		18/57	31.5%
1842				
1843				
1844				
1845				
1846				
1847				
1848				
1849				
1850				
1851	嘉永		5/20	25%
1852				
1853				
1854				
1855				
1856				
1857				
1858				
1859				
1860				
1861	文久		3/11	27.2%
1862				
1863				
1864				
1865				
1866				
1867				
1868				
1869				
1870				
1871	元治		5/5	100%
1872				
1873				
1874				
1875				
1876				
1877				
1878				
1879				
1880				
1881	慶応		1/4	25%
1882				
1883				
1884				
1885				
1886				
1887				
1888				
1889				
1890				
1891	明治		0/6	0%
1892				
1893				
1894				
1895				
1896				
1897				
1898				
1899				
1900				
1901			1/3	33.3%
1902				
1903				
1904				
1905				
1906				
1907				
1908				
1909				
1910				

図49-2 寺社と民家への瓦葺きの普及

西暦(年)	元号	■ : 寺 ■ : 民家	10年間に民家が占める割合		西暦(年)	元号	■ : 寺 ■ : 民家	10年間に民家が占める割合	
1631	寛永		0/2	0%	1701	元禄		0/19	0%
1632									
1633									
1634									
1635									
1636									
1637									
1638									
1639									
1640									
1641	正保		3/8	37.5%	1711	正徳		2/15	13.3%
1642									
1643									
1644									
1645									
1646									
1647									
1648									
1649	慶安		0/1	0%	1719			1/22	4.5%
1650									
1651	承応		0/1	0%	1721	享保		1/17	5.8%
1652									
1653									
1654									
1655									
1656									
1657	明暦		1/9	11.1%	1735	元文		0/19	0%
1658									
1659	万治		0/6	0%	1741	寛保		6/28	21.4%
1660									
1661									
1662									
1663									
1664									
1665									
1666									
1667									
1668									
1669	寛文		0/8	0%	1751	宝暦		0/20	0%
1670									
1671	延宝		0/8	0%	1752	明和		0/20	0%
1672									
1673									
1674									
1675									
1676									
1677									
1678									
1679									
1680	天和		2/9	22.2%	1761			0/20	0%
1681									
1682									
1683									
1684									
1685									
1686									
1687									
1688	貞享		0/8	0%	1762			0/20	0%
1689									
1690	元禄		0/8	0%	1763			0/20	0%
1691									
1692									
1693									
1694									
1695									
1696									
1697									
1698									
1699									
1700									

図49-1 寺社と民家への瓦葺きの普及

西暦(年)	元号	■ : 寺 ■ : 民家										10年間に民家が占める割合	
1911	明治											0 / 0	0 %
1912													
1913													
1914													
1915													
1916													
1917													
1918													
1919													
1920													
1921	大正										0 / 1	0 %	
1922													
1923													
1924													
1925													
1926													
1927													
1928													
1929													
1930													
1931	昭和										1 / 1	100 %	
1932													
1933													
1934													
1935													
1936													
1937													
1938													
1939													
1940													
1941											0 / 1	0 %	
1942													
1943													
1944													
1945													
1946													
1947													
1948													
1949													
1950													
1951											0 / 1	0 %	

図49-3 寺社と民家への瓦葺きの普及

直されたものが国宝に指定されている。この慶安年間に徳川家光によって再建された時の瓦は、今も本堂と鐘楼に残り、宗宝蔵に展示されている。天正年間再建時の鳥衾にも銘文が残る。以下、それぞれの銘文から造瓦に携わった工人集団の出自をたどってみよう。

(1) 天正年間再建時の銘文

天正一六年(一五八八)銘の鳥衾には次のような銘文がある。

「はり満国志き西かうほり之あか 太くハ 甚五郎

天正十六年 後五月吉日 二郎衛門尉

あか 甚五郎

れば、残るBの仮説が妥当と思われる。
 B 瓦屋が鬼瓦に銘文を書く習慣がすたれた。銘文の省略化がすでに進んでおり、また刻印で済ます傾向にあった。こうして、在銘鬼瓦は急激にその姿を消したのである。

ひめし 右衛門
 ほつけち 助六

「天正十六年 西京 □三郎 □五月吉日」
 これを読みやすく書くと次のようになる。

三 大和三山周辺における瓦生産と瓦屋の盛衰

1 長谷寺本堂と鐘楼の鬼瓦銘文からわかること

今回の調査範囲で最大の寺院は長谷寺である。本堂は七回焼失したあと天正年間に豊臣秀長によって再建され、その建物が何らかの理由によってまた建て

この銘文によって、豊臣秀長による再建時には、播磨国の飾西郡英賀出身の瓦大工二郎衛門尉甚五郎をリーダーとし、姫路の右衛門と、法華寺の助六や西

「播磨国飾西郡(飾磨郡が飾西郡と飾東郡に分かれる)之英賀(現姫路市飾磨区英賀)大工は甚五郎 天正十六年(一五八八) 後五月吉日 二郎衛門尉 英賀 甚五郎 姫路 右衛門 法華寺 助六」
 「天正十六年 西京 □三郎 □五月吉日」

京出身の□三郎が参加したことがわかる。

この「ほつけち」は奈良市の法華寺である。姫路市内にも法華寺があつて紛らわしいが、奈良市法華寺鐘樓の鬼瓦銘に「ケ井チヨウ七子 ワシウカミノコウリ 大ク ホケ井チ 助六 与八郎 助十郎 甚三郎 弥六 助三郎」「慶長七年（一六〇二） 和州（添） 上郡 大工 法華寺 助六（以下略）」とあり（山崎二〇〇八）、おそらく同一人物と思われる、法華寺を拠点にする瓦工集団の存在がうかがわれる。

（2）慶安年間再建時の銘文

慶安年間再建の現本堂（国宝）と鐘樓（重文）の鬼瓦には多数の銘文が残るが、代表的なものを以下に示す（花谷二〇〇四）。

本堂 「慶安元年（一六四八） 九月吉日 山城国住人藤原朝臣 寺嶋撰津守内

井上善兵衛作」

「御瓦師 大坂住人 寺嶋撰津守」

鐘樓 「長谷寺鐘樓堂鬼板 御瓦師 寺嶋撰津守」

「慶安二年（一六四九） 大坂四天王寺住 五月吉日 □三右衛門作」

鬼瓦銘によつて、この時は大坂を本拠とし、京都にも分家があつた当該随一の瓦作りの名門である寺嶋家配下の井上善兵衛と、大坂四天王寺の三右衛門が参画したことが知られる。したがつて、天正・慶安の再建時には、いずれもこの時代の城郭建築や大寺院の造営に加わり造瓦を担ってきた播磨国英賀出身の瓦大工や、山城や大坂四天王寺の住人を名乗る御瓦師が参加しており、三山地域にはまだ大規模な瓦生産を担えるような瓦工は存在しなかつたことがわかる。なお、播磨国英賀出身の瓦大工が作った瓦は、西は福岡県から東は京都府まで広がり、四天王寺住人を名乗る瓦大工の製品は、西は佐賀県から東は宮城

県までの広範囲にその製品が分布することが知られている（山崎二〇〇八）。

この時代は、中世末から近世初頭、あるいは安土・桃山時代から江戸時代初期、または一六世紀末から一七世紀前半にかけてといふことができるが、この時期は、広範囲に活動を続けた播磨出身の瓦工集団と、大坂四天王寺出身の瓦工集団が各地に「出職」したことが知られるのである。乱世を生き延び、豊臣氏や徳川氏の寄進を得て、新築や修理が継続して行われた四天王寺や法隆寺・薬師寺・法華寺などの古い伝統と厚い信仰によつて護持された大寺院を活動拠点とし、需要があればどこでも出かけて注文に応じた瓦工集団が大車輪の活躍を成し遂げた時代だったのである。

2 初期の瓦工たち（口絵 図62）

以下、大和三山周辺で鬼瓦を作つた瓦工を紹介する。

（1）西京理右衛門

近世初期に、今井町（正式には今井村、今井寺内町）と、その周辺の寺の瓦を作つたことがわかる瓦工として西京理右衛門（利介・理介・吉重・国重とも名乗つた）をあげることができる。彼は慶長七年（一六〇二）に弱冠一四歳で法隆寺の瓦大工としてデビューし、その後、初代橘寿王三郎吉重に倣つたのか年齢を記すなど多くの銘文を残している（法隆寺昭和資財帳編集委員会一九九二）。これまでは元和七年（一六二二）、三二歳までの活動が知られていたが、今回、その後の製品がいくつか見つかり、六一歳までの様子が明らかになつた。まず彼が残した銘文の抜粋を示し経歴を追うことにしよう。

① 「慶長八年（一六〇三）（前略）新右衛門尉四七才子 瓦大工西京利介 甚三郎 久七（法隆寺講堂 鳥衾瓦）」。この銘文によつて、法隆寺の慶長大

修理に藤原甚三郎とともに指導的役割を果たした藤原新右衛門宗次の息子であることがわかる。この時一四歳、新右衛門は六一歳。

- ② 「八年（一六〇三）利介 十四才」（東室 丸瓦）。
- ③ 「慶長九年（一六〇四）西京此瓦づくり候 慶長九年三月廿六日 瓦大工 利介（花押）とし十五才」（西院回廊 丸瓦）。
- ④ 「慶長一〇年（一六〇五）西京瓦大工 利介年十六才」（大湯屋 鬼瓦）。
- ⑤ 「慶長一〇年（一六〇五）西京大工理介（花押）後肢村」（礼堂 丸瓦）。
- ⑥ 「慶長一〇年（一六〇五）大工西京瓦□之朝臣 国重（花押） 年拾六歳 トラ之トシ□ト」。寅の年生まれか。年齢から推定すると、天正一八年（一五九〇）庚寅の生まれとなる（達磨寺拝堂 鬼瓦 王寺町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所二〇〇五）。

⑦ 「慶長一〇年（一六〇五）当□□寺之ちから たるま寺 国重（花押）」。

たるま寺は王寺町の達磨寺である。

⑧ 「慶長一一年（一六〇六）瓦大工 藤原新右衛門宗次 藤原甚三郎家次 瓦大工 西京吉重年拾七歳（花押）」。

名工橘吉重の名を名乗る。初代から数えて四代目にあたる。ただし、吉重と名乗る銘文はこれだけであり、実際に襲名したか否かは疑問。しかも彼は藤原姓であり、名工吉重を慕っての名乗りと推定されている（佐川一九九八）。

⑨ 「慶長一一年（一六〇六）法隆寺金光院之さし瓦 家□□□□ 去年八達磨寺之峯上もなり申候 瓦大工西京吉重 年拾七歳（花押）（綱封蔵 平瓦）」。

⑩ 「元和七年（一六二一）西京尻枝田村 理右衛門尉」（三三二歳）（西園院庫裏 鬼瓦）。

その後、法隆寺の修理が一段落したためか、理右衛門の名は一旦消える。

さて、これに今回確認した鬼瓦の銘文を加えると、彼は少なくとも六一歳まで生きたようである。

「寛永一四年（一六三七）西京 理右衛門」（橿原市今井町、橿原市指定文化財旧常福寺観音堂）（四八歳、図50）。なお、観音堂には慶長一八年（一六一三）の棟札が残る。

「慶安三年（一六五〇）西京 理右衛門」（橿原市北八木町、恵美須神社社務所（旧正福寺薬師堂東の建物の大棟北端）（六一歳、図51）。

理右衛門が残した銘文は以上であるが、これ以外にも彼が率いた瓦工の存在を物語る資料がある。

（2）「西京」の中心飾りをもつ軒平瓦

「慶安三年（一六五〇）西京 理右衛門」銘の鬼瓦がある北八木町の恵美須神社社務所に、理右衛門配下の瓦工が作ったと思われる、中心に「西京」という文字を入れた唐草紋軒平瓦がある（図52）。建物は昭和年間のものという指示を得たが、軒平瓦の中には慶安三年（一六五〇）頃のもを再利用したものがある。

また桜井市箸中の慶運寺南門の鬼瓦（図54）には、年号こそないが「西京理右衛門」の刻印が残る（図55）。慶運寺は慶長一一年（一六〇六）の創建と伝え、南門は小規模ながら一七世紀中頃の特色を残すというので、この一對の鬼瓦は理右衛門のその頃の製品としてよいであろう。そして、この門にも恵美須神社社務所と同范の「西京」を中心飾りとする唐草紋軒平瓦があり（図53）、理右衛門傘下の瓦工が参加したと推定できる。なお、法隆寺などではこの軒平瓦は未発見であり、理右衛門が三山地域での瓦作りに際して新たに作った瓦范である可能性が高い。

さらに、今井町に近い橿原市五井町の称名院には降ろされた一對の鯨があり



図50 「西京理右衛門」 寛永14年（1637） 橿原市今井町 旧常福寺観音堂



図51 「西京理右衛門」 慶安3年（1650） 橿原市北八木町 恵美須神社社務所



図52 「西京」銘軒平瓦 橿原市北八木町 恵美須神社社務所



図53 「西京」銘軒平瓦 桜井市箸中 慶雲寺表門

（図56）、そのうちの一つに慶運寺南門の鬼瓦とおなじ「西京 理右衛門」の刻印がある（図57）。これも年号を欠くが、称名院には、正保二年（一六四五）銘の五井村佐兵衛作と推定される例や、寛文四年（一六六四）の曾我村佐兵衛作など、江戸初期の鬼瓦が保存されているので創建はその頃まで遡り、この鱈も一七世紀中頃の理右衛門傘下の瓦工の製品であることが分かる。

理右衛門は、その晩年まで必ず「西京」の二字を名前の前につけ、軒平瓦の中心にも飾った。「西京」は「大坂」と並ぶ「ブランド」だったのである。なお、「寛永一四年（一六三七）西京 理右衛門」銘の鬼瓦が残る今井町の旧常福寺観音堂は、指定後の修理の際に新補の瓦で葺き替えられており、「西京」唐草紋軒平瓦が使用されていたか否かは残念ながら確認できなかった。

（3）西京尻江田村の瓦工

理右衛門の出身地は「西京尻江田（後肢、尻枝、尻枝田とも）」である。『奈良県の地名』によれば、この地名は、西ノ京薬師寺の南西、奈良市七条町の旧称である七条村の属邑として知られている（平凡社一九八一）。西京を本拠とする瓦工の存在は銘文からは大永四年（一五二四）の三代目吉重の時代まで遡り、当時よく知られた瓦工の本拠であった。

西京尻江田村出身の瓦師は多数知られているが、大和郡山内市の調査では、正保三年（一六四六）から延宝二年（一六七四）にかけて、尻江田の瓦大工、藤原朝臣家次、片岡五郎右衛門という瓦屋の存在が知られる。

永享一〇年（一四三八）に、初代橘吉重が工人を率いて作った法隆寺の再建南大門の瓦は、食堂の前を掘った土で作ったと銘文に記されている。したがって、彼らは消費地まで出向き、造瓦に当たったことがわかる。輸送手段が未発達な時代において、大量の瓦が必要な場合、「出職」という消費地近くでの生産



図54 桜井市箸中 慶雲寺表門鬼瓦



図55 同左「西京理右衛門」刻印



図56 橿原市五井町 称名院境内の鯉



図57 同左類の「西京理右衛門」刻印

が一般的であったことはすでに説かれているところである。しかし、そこから一歩踏み込み、彼らが常に消費地に赴き瓦生産を行っていたのか否かということになると確証はない。

晩年の理右衛門が今井町近くで窯を築き、それを契機に、三山地域の瓦生産が始まったと考えたいところである。しかし、その証拠は残念ながら見つかっていない。

ただ、いずれにしろ西京の瓦工たちは瓦を作らないと暮らせない。元和七年

(一六二二)以後、理右衛門たちの消息が法隆寺から消えるのは、彼らがどこか別の場所で瓦作りに従事していたからである。「大和の金は今井に七分」とうたわれた新興の寺内町である今井に、理右衛門らを引き寄せる求心力があったのであろう。しかし、彼はあくまでも「西京」と記しており、彼らの活動が今井村に根付いたという確証は得られない。したがって、奈良盆地の東南隅の地域で、近世の瓦作りが始まったことを確実に証明できるのは、次の一群の鬼瓦に残る銘文からである。

(4) 二人の左兵衛 今井町に近い五井村と曾我村で瓦作りが始まる

理右衛門との直接的な関係こそ不明であるが、その刺激を受けて三山地域に瓦生産が定着したのは、五位村と曾我村の二人の左兵衛に始まる。

五井村の佐兵衛は、明日香村岡寺の丸瓦に「寛永二年(一六三三) 藤原ノ井工次(家次) 作 五位村 左兵衛 ヲクノモン」、今井町最大の民家、今西家の鬼瓦に「慶安三年(一六五〇) 三月吉日 五井村 佐兵へ」の銘文を残している(図58)。一方、曾我村の佐兵衛は、桜井市戒重の西方寺に明暦三年(一六五七) 銘の鬼瓦を(図59・60)、今井町豊田家に寛文二年(一六六二) 銘の鬼瓦を残した(図20)。

五井村は今井町のすぐ西に隣接し、曾我村はその北西に位置する。まず五位村で、次いで曾我村に瓦屋が登場したのは、今井町やその周辺の寺と民家の需要に因るために便利だったからであろう。

曾我村の佐兵衛に関して言えば、元禄二年(一六八八) 銘の橿原市小房町観音寺の鬼瓦を作った「曾我村 かわらや 佐兵衛」や、当麻寺本堂に、貞享五年(一六八八) の銘文を残した「曾我邑 瓦屋 三郎兵衛」、宝永六年(一七〇九) 銘の橿原市土橋町大日堂の鬼瓦の作者「そかむら かわらや 遍いシ



図58 「五井村 左兵衛」作 慶安3年（1650）
榎原市今井町 今西家



図59 「曾我村作人 佐兵衛」 明暦3年（1657）



図61 「そかむら かわらや 遍いシロ」 宝永6年（1709）
榎原市土橋町 大日堂



図60 同上 桜井市戒重 西方寺

「ロ」はその二代目や係累の者だったのであろう（図61）。そして、この「遍いシロ」を最後に曾我村での瓦生産は一旦途切れる。
一方、五位村での瓦生産は慶安三年（一六五〇）までしかたどれず、宝暦元年（一七五二）に大西又七によって再開されるまで長く中断する。

（1）新口村の相田伝兵衛と榎屋伝兵衛・伝八（口絵 図65）
相田伝兵衛と榎屋伝兵衛・伝八は、中街道（下つ道）沿いの新口村の瓦工の名である。新口村は寛文九年（一六六九）から伊勢津藩の支藩久居藩（藤堂家）領であり、すぐ南の高取藩領の八木村が中街道（下つ道）と初瀬街道（横大路）の交差点に当たる。また今井町（郡山藩から延宝七年・一六七九以降は幕府領）にも近いという好立地に位置する。この村では、この三名以前に「宝永六年（一七〇九）多村 二ノ口 瓦や 八衛門子 権□ろ 勘□郎」という銘文を残した瓦工の存在が知れるので、新口村での瓦生産はそこまで遡る。また、正徳三年（一七一三）に「新ノ口村 瓦屋 権兵衛（花押）」という銘

その後、より長期にわたって操業した瓦屋の存在が、今井町の周辺や三輪村などで明らかになる。この時期の当該地域の瓦屋の縄張や、製品を運ぶことができた範囲はどのくらいだったのか。また、近くの村で競合する瓦屋との住み分けはどのようになっていたのだろうか。こうした疑問に答えるために、ここでは、ほぼ同時代に隣接する地域で長期にわたって活躍した四軒の瓦屋を分析する。対象としたのは、今回の調査で縄張の全貌がほぼ明らかになった、①十市郡新口村の榎屋伝兵衛、②高市郡五井村の大西又七と、③式上郡三輪村の谷本五郎右衛門、④同村の佐平次である。

3 瓦屋の縄張

初期の瓦屋（口絵 図62）が、短期間で姿を消した理由はよくわからない。想像できるのは、まだ需要が限定されており、一旦、瓦葺きが可能な寺や商家にいきわたると、それ以上の注文が途絶えてしまうという瓦屋独特の宿命が待ち受けていたからではないだろうか。

文を残した人物も知られており、古くから瓦を生産した村であったことがうかがわれる。しかし、これらの人物と、その二七年後に登場した相田伝兵衛以下の瓦工との関係は不明である。

相田伝兵衛は元文五年（一七四〇）から延享五年（一七四八）まで「相田伝兵衛 板」と書く特徴的な銘文を残す。銘文末尾の「板」は花押の可能性もあるが、「板」と読めるので、あるいは「鬼板」の省略かもしれない（図63）。また延享三年（一七四六）には「新口村 瓦師 治兵衛 板」と書いた例もあらわれる。筆跡や末尾に「板」と書く特徴が似ているので、あるいは同一人物が複数の名前を有していた例になるのかもしれない。

次いで榎屋伝兵衛を名乗る瓦工が宝暦八年（一七五八）から寛政七年（一七九五）まで活躍した（図64、図40・13・14）。伝兵衛という名が共通するものの、この間に一〇年の空白があり二人の関係はこれまた分からない。相田という姓と、榎屋という屋号らしき名前との関係も不明である。榎屋伝兵衛の活動期間は三七年間とかなり長い。製品である鬼瓦の型式変化や、銘文の詳細な筆跡鑑定を経なければ断定できないが、その検討は次回にゆずり、ここでは一応、同一人物であったと推定するにとどめておきたい。

その後、寛政七年（一七九五）に伝兵衛の子か弟子と思われる「新口村 瓦屋 榎屋伝八」あるいは「新口村 瓦工 伝八」を名乗る人物があらわれ、翌年までの銘文を残している。そして、この伝八を最後に新口村での瓦生産は終りを告げる。したがって、銘文から分かることは、新口村を拠点に瓦を生産した人物は四人ほどで、そこでの瓦生産は、宝永六年（一七〇九）から寛政八年（一七九六）までの八七年間続いたということにつきる。

彼らのファミリーヒストリーは、銘文に年齢や続柄の記載がないのでこのように不完全である。しかし、その製品の分布を地図上に落とすと活動範囲が明

らかになり（口絵 図65）、近世瓦屋の縄張に関する重要な知見が得られる。なお、念のために書いておくと、他の瓦屋の場合はまだその供給圏の一部しかつかめない例も多いが、新口村の榎屋伝兵衛の場合は、その周辺もかなり広く調査したのでその輪郭はかなり鮮明である。図65から読み取れるのは以下の三項目である。

一 相田伝兵衛と榎屋伝兵衛・伝八が作った鬼瓦は、新口村を中心に一七の村の寺や神社に分布する。民家では未発見。

二 鬼瓦の分布圏は、新口村を中心に北へ三・一キロ、西へ五・三キロ、南へ六・九キロ、東へ二・一キロの範囲である。南が六・九キロと突出するのは明日香村の古刹岡寺例があるからであり、三輪を本拠とする谷本五郎右衛門の縄張と重なるが、これを除けば南へ一・九キロで、その実質的な分布圏はおおよそ南北五・二キロ、東西七キロとなる。

三 元禄一五年（一七〇二）の「元禄郷帳」によれば、岡寺を除くこの分布圏内に二三



図63 相田伝兵衛の銘文 元文5年 (1740) 橿原市山之坊町 阿弥陀寺



図64 榎屋伝兵衛の銘文 明和9年 (1772) 橿原市八木町 金台寺

の村があったことがわかる。今回の調査で、新口村以外に瓦を生産したことが明らかになったのは、十市村と葛本村・上品寺村である。しかし、十市村での生産期間は享和二年（一八〇二）から天保一〇年（一八三九）まで、葛本村の場合は文政六年（一八二二）から弘化三年（一八四六）まで、上品寺村の場合は弘化三年（一八四六）と、新口村における生産期間とは重ならない。したがって、宝永六年（一七〇九）から寛政八年（一七九六）までの八七年間、二三の村の寺社の瓦生産は新口村の一軒の瓦屋が独占していたことになる。

すでに検討したように、大和三山周辺の二八二村の中で操業した瓦屋の総数は三五軒で、その百分比は二・四％である。したがって、一軒あたり約八村の需要によって支えられていた計算になるが、新口村の周辺では二三村と、より縄張が広いということになる。

鬼瓦余聞 其の一 槌屋の謎 槌屋伝兵衛作の岡寺の鬼瓦については昔簡単に紹介したことがある（岡寺一九八六）。その時、彼の鬼瓦はまだ一例しか知られておらず、年代のわかる基準資料としか評価できなかったが、今回の調査を経て、ようやくその活動期間と縄張が明らかになった。しかし、残された謎も多い。

新口村は、宝永六年（一七〇九）の事件に取材した近松門左衛門作の浄瑠璃「冥途の飛脚」の主人公、忠兵衛の生まれ故郷として有名である。飛脚間屋亀屋の養子忠兵衛と、遊女梅川の供養碑がある檀原市新口町の善福寺を訪ね、槌屋伝兵衛について聞いた。槌屋という墓はないか。新口で昔、瓦を作っていた家はないかと尋ねてみたが、いずれも聞いたことがないという返事が返ってきた。二百年も前のことは、すでに手がかりさえ得られないのである。

予期しない謎のような話もあった。梅川が大坂新町の「槌屋」の遊女だったという説が地元には伝えられていることである。近松の原作では越後屋、歌舞伎では井筒屋となるが、地元では槌屋だという。槌屋伝兵衛と、大坂新町の槌屋に関係があるのか否か、事件が起きた年がこの村における瓦作りが始まった宝永六年（一七〇九）である点も気になるが、謎を解く手がかりは得られず、しばし歴史の綾としてここに書きとどめておく。

(2) 五井村の大西又七 銘文が需要の継続と拡大に役立つ（口絵 図67）

高市郡五井村での瓦作りは、すでにみたように寛永十一年（一六三四）の「藤原ノ井工次（家次）作 五位村 左兵衛」まで遡る。その後、佐兵衛の活動は慶安三年（一六五〇）まで続くがそこで途切れ、百年ほどの空白をおいて、寛延四年（一七五二）から、大きな角が目立つ個性的な鬼瓦を作った「大西又七」があらわれる（図66）。その後、明和二年（一七六五）の「大西治良四郎」（図40・16・17）、寛政五年（一七九三）の二代目と思われる「大西又七」、あるいは二代目「大西治郎四郎」、「伊三郎」「安治郎」な



図66 「作人 五井村 大西又七（花押）」 宝暦9年（1759） 檀原市醍醐町 養国寺

どが、天保二年（一八三二）まで生産を続けた。今井町に隣接するという好立地が、継続的な瓦の需要を生み出したものと思われる。

彼らの製品の分布を地図上に落とすと（口絵 図67）、以下のような興味深い事実が明らかになる。

- ・彼らの細長い九・五キロに延びる縄張は、同郡中曾司村以外は、もともと近接する榎屋伝兵衛のそれとは重ならない。

- ・彼らの残した製品は二三例と少ないが、そのうち一〇例（四三％）が今井町に集中し、うち五例（二二％）は民家用である。

- ・約二・五キロ離れた同郡醍醐村の養国寺と是信寺に、宝暦九年（一七五九）と、明和六・七年（一七六九・七〇）の二時期にわたる大西又七と大西治良四郎の製品が四例残る。おなじく、約五キロ離れた同郡川原村の弘福寺（川原寺）や飛鳥村の安居院（飛鳥寺中金堂跡）、法満寺（飛鳥寺旧境内）にも、宝暦八年（一七五八）から同一三年（一七六三）にかけてと、寛政五年（一七九三）の二時期にわたる製品が残る。

- ・供給先は高市郡内に限られる。

こうした事実から、他の瓦屋の縄張はできるだけ荒らさず、その間隙を縫うように販路を広げた努力がみえてくる。また、いくつかの寺を顧客とし、経営の安定を目指すという戦略も読み取れる。つまり新築や修理など新たな需要が生じた時には、鬼瓦に刻んだ「五位村 瓦屋 大西又七」という銘文が役に立ち、そして、又七の経営を継承したのが大西治良四郎であることも明らかになるのである。

（3）三輪村の脇本五郎右衛門と谷本五郎右衛門（口絵 図68）

今井町周辺に続いて瓦生産が開始されたのは、三輪山の麓の式上郡三輪村で

ある。三輪村は大神神社とその神宮寺である大御輪寺・平等寺の門前町として栄え、かつ上街道の宿場町・市場町として発達し、三輪素麺の産地としても知られた。奈良盆地南東部の近代以降の中心は、桜井村から桜井町をへて発展した桜井市であるが、それ以前は三輪村のほうが繁華だったのである。

最も古い銘文として、大神神社の神宮寺である大御輪寺の応永十九年（一四二二）銘の鳥衾瓦二点が明日香村の橘寺如意輪堂に展示されている（如意輪堂は廃仏毀釈時に大御輪寺の経堂を移築したものという）。銘文には「大御輪寺 大工 刑部允 応永十九年 壬申 五月日 クタリノフスマ」、「三輪寺 応永十九年 壬申 大工 刑部 奉行 宣光 五月日」とあり、この頃はまた寺家の奉行や大工職を中心とする造瓦体制であったことがわかる。

今回の調査で、近世の瓦作りは寛文六年（一六六六）の橿原市法然寺の「和州 三輪 瓦屋 脇本五郎右衛門」や、延宝六年（一六七八）の桜井市大願寺の「和州 城上郡 三輪 瓦屋 脇本五郎右衛門」（図39・1・3・4・5）という銘文によって、一七世紀第Ⅲ四半期まで遡ることが明らかになった。そして彼の名は延宝九年（一六八一）までの例が残る。

その三一年後の正徳二年（一七二二）に、今度は「三輪 五郎右門」と名乗る瓦工があらわれる。銘文は楷書で太く丁寧な刻み、達筆で崩し字の多い脇本五郎右衛門とは別人であることがわかる（図42）。

その一〇年後の享保七年（一七二二）に「三輪 瓦屋 谷本五郎右衛門」が登場する（図39・2は宝暦三年・一七五三のもの）。銘文は楷書であるが刻み方が異なり、先の「三輪 五郎右門」とは別人と推定できる。そして、享保九年（一七三四）の銘文「三輪 瓦工 五郎右衛門 政芳」によって「政芳」という諱を有していたことも知られる。

その後、谷本五郎右衛門政芳は、文久二年（一八六二）に至るまで、「ミワ

瓦屋 五郎衛門「ミワ瓦五作」「三瓦五」と、しだいに銘文を簡略化しながら生産を続けた。さらに、大正一五年七月（一九二六）の奈良県下の瓦業者の名簿によれば、「磯城郡 三輪町 谷本五郎右衛門」が「中和瓦製造組合」の代表者として、この頃まで近隣の瓦業界をリードしたことが知られる（井上一九二七、表一）。なお、三輪町上市の初瀬川右岸近くに今も谷本家があり、昭和一〇年代まで瓦を作っていたという。

したがって、三輪における近世の瓦生産は、寛文六年（一六六六）から昭和一〇年（一九三五）までとして二七〇年ばかり続いたことになる。この間、最大で三二年間、また二八年間や二二年、一〇年など銘文が欠ける時期をはさむものの、享保七年（一七二二）の「三輪 瓦屋 谷本五郎右衛門」以降は、二一三年間にわたり、連続とその家業を守り通した。この間、少なくとも七代ほどかと推定できる。大和三山周辺では、おなじ三輪村の「瓦屋 佐平次」や、柏原村の「谷久兵衛・庄右衛門」が何代も続いたが、三輪の谷本家ほど長く続いた瓦屋はない。

脇本五郎左衛門と谷本五郎右衛門の銘文をもつ三六例の鬼瓦の分布から、以下のような事実が浮かび上がる（口絵 図68）。

- ① その分布圏は、三輪を中心に北は天理市兵庫町の神護寺までの五・四キロ、西は橿原市南浦町の法然寺までの四・六キロ、南は多武峰子院までの六・八キロ、岡寺までの六・一キロ、音羽山観音寺までの五・九キロ、東は長谷寺までの五・七キロとなる。その全体をみると、南北約一三・二キロ、東西約九・七キロと他の瓦屋とくらべかなり広い。
- ② ただ仔細にみると、分布圏の端は古利が多く、分布の集中範囲は三輪・桜井村から街道沿いに長谷寺までである。
- ③ 五軒の民家を除いた三一例はすべて寺院である。

（4）三輪村の佐平次

谷本五郎右衛門とおなじ地域で活躍した瓦屋に、桜井市安倍文殊院の手水舎の「享保十八歳（一七三三） 癸丑十二月 吉日 三輪 瓦屋 佐平次作」などの銘文をもつ多数の鬼瓦を残した佐平次がいる（口絵 図70 図69）。その活動時期もほぼ重なり、瓦屋が互いの縄張を意識し、住み分けていた時代にあつて、谷本五郎右衛門と佐平次の縄張はほぼ完全に重なる。では、この二人はいかにして共存しえたのであろうか。

三輪の瓦屋佐平次の名が登場するのは、元禄五年（一六九二）に長谷寺一切経蔵の瓦を田原本村の瓦屋善四郎と分担した時まで遡る。その後、明治一二年（一八七九）まで、最大二七年や二五年の空白期を置きながらも銘文を残



図69 安倍文殊院手水舎の鬼瓦（南）「三輪瓦屋 佐平次作」享保18年（1733）

しており、一八七七年間続いたことがわかる。とすれば、これまた少なくとも六人ほどの佐平次がいたはずである。佐平次は時に「佐平治」と書くことがあり、特に寛政六年（一七九四）以降は「佐平治」が多いが、同一の瓦屋であったことはほぼ疑いない。

また佐平次は、「三輪新町 瓦屋 佐平次」と記したり、三輪だけや、あるいは上市と住所を書き分けたので、別の瓦工ではないかという疑いも生じる。しかし、『奈良県の地名』所収の「惣郷中踊並母衣渡り村々次第之覚」によると、大神神社の宮郷に「高宮・馬場・茅原・箸中・岩田・金屋・薬師堂・上市・下市・新町」があったことがわかり、また「文禄検地」時には、上市は下市・薬師堂とともに三輪村内の集落名であったことが確かめられる（平凡社一九八一）。さらに『大和国糸里復原図』によれば、「新町」は「上市」の北東の小字名であり、上街道に面する「中町」と、その東の「東町」のさらに東にひらけた、文字通りの新しい町であったことも確認できる（奈良県立橿原考古学研究所一九八〇）。

佐平次が元禄五年（一六九二）の長谷寺一切経蔵の鬼瓦に「三輪新町 瓦屋 佐平次」と「新町」をつけ加えたのは、十四年ほど早く創業した三輪村上市の瓦屋、谷本五郎右衛門との区別を明記しなかった可能性が高い。一方、「上市 佐平次」の銘文が残るのは、元文二年（一七三七）と寛政二年（一七九〇）の二回だけで、あとはすべて「三輪（ミワ） 佐平次」であり（図39・10）、元文二年（一七三七）以降、上市へ移転したか、あとで述べるように、上市を本拠とした谷本五郎右衛門と仕事を分担した可能性が考えられる。なお念のために記しておくが、田原本町にも三輪という地名があり、「嘉永元年（一八四八）田原本 ミワ 瓦屋 佐吉」という銘文をもつ鬼瓦もあるが、これは全く別の瓦屋の製品である。

なお天理市檜垣町の石野瓦工業の瓦歴史資料館には、元禄六年（一六九三）に三輪の佐平治が当社を創業したという解説があり、天保一三年（一八四二）銘をもつ初瀬の妙光寺表門の鬼瓦が展示されている。ただし、会社案内によれば、大正一四年（一九二五）に先々代の石野久三郎が瓦葺き工事を初めたのであるので、明治一二年（一八七九）の最も新しい鬼瓦銘から数えて四六年間の空白時期が存在することになり、この点についてはさらなる確認が必要である。

佐平次の製品三五例の分布から次のようなことがわかる（口絵 図70）。

①三輪新町を中心としたその分布圏は、北は桜井市辻の釈尊寺まで二・五キロ、西は同吉備のU家までの二・八キロ、南は同音羽山の観音寺までの六・〇キロ、東は長谷寺までの五・六キロである。その範囲は、南北約八・五キロ、東西約七・八キロと、谷本五郎右衛門のそれよりはやや狭いが、他の瓦屋よりはかなり広い。

②享保十九年（一七三四）の初瀬村万福寺と、寛保元年（一七四一）の桜井村妙要寺、安永八年（一七七九）の辻村釈尊寺、寛政二年（一七九〇）の三輪村心念寺の瓦を、谷本五郎右衛門とともに製作している。

③三五例のうち、民家用の製品が一六例（四六％）を占める。

⑤ 谷本五郎右衛門と佐平次の住み分け

三輪村の谷本五郎右衛門と佐平次の製品の分布圏は、前者のそれがやや広いものの重なる部分が多岐にわたっており、近世瓦屋のテリトリーとしてはきわめて異例である。では、彼らは如何にして共存しえたのであろうか。

仮説のひとつは、佐平次の身分が谷本五郎右衛門にくらべ低く、あるいは主従のような関係にあった可能性である。そう考えられる理由として、以下の三点をあげることができる。

① 佐平次の銘文が、谷本五郎右衛門にくらべ簡略であること。姓を記した例は一例もない。

② 谷本五郎右衛門と佐平次が同一の堂宇の鬼瓦や鯺などを分担製作した例が四例あること。

③ 佐平次の後半の製品が寛政一三年（一八〇一）の家紋鬼瓦を初例として、二七例中の一九例（七〇％）が民家用であること。

もう一つの仮説は、競合しつつも、寺社と民家用などに適宜住み分け、時には協力しつつ共存を図ったという解釈である。その理由は以下のとおりである。

佐平次が時に「三輪新町 瓦屋 佐平次」とか「上市 佐平次」と名乗る例があることについての推測は先述したとおりである。これに、文政一年（一八二八）の桜井村来迎寺の庫裏の鬼瓦銘文に「三輪 瓦作 佐平治 細工人 弘山万吉」とあり、彼が細工人を抱えることもあったことを加えておこう。

どちらが実態に近いのか、その差は微妙であり今後の検討が必要ではあるが、より柔軟な経営戦略である後者の可能性が高いことを今回は指摘し、さらなる資料の増加をまつことにしよう。

（6）瓦屋の住み分け——二つのパターン

以上、大和三山の周辺で、ほぼ同時期に存在した複数の瓦屋の住み分けや如何という課題をさぐるために、四軒の瓦屋をとりあげ分析した。

ほぼ同時期に操業していたことが明らかかな村は以下の四村であり、新口村の榎屋伝兵衛と、五位村の大西又七、後述する柏原村の谷久兵衛、三輪村の谷本五郎右衛門と同村の佐平次がその代表人物である。彼らの製品の分布図を重ねると、以下の三点が明らかになる。

一 新口村と五位村、柏原村、三輪村の製品の分布図は重ならない部分が多い。

二 これに対して、三輪村の谷本五郎右衛門と同村の佐平次の製品の分布図は、前者のそれがやや広いという特徴があるものの、その中心に重なる部分が多い。

三 新口村と三輪村の製品の分布図の間には空白地帯がある。

以上三点について、二三の解釈を示す。
一 に関しては、基本的には、互いの縄張を侵さないように住み分けている可能性が高いという結論になる。そして、大和三山周辺ではこのパターンが多いように思われる。

二に関しては、前節ですでに述べたとおりである。

なお三に関しては、この空白部分には、やや遅れて大福村横内と戒重村の瓦屋が成立し、その需要を掘り起こすようになったと考えられる。次節では、その横内と戒重村の瓦屋の残した鬼瓦の銘文について検討しよう。

（7）横内の瓦屋（図72）

『大和誌』大福村（旗本領・津藩・久居藩領）の項に「横落 大福新堂二村 出戸」とあり、『奈良県の地名』は、横落は伊勢街道（横大路）沿いに発達した街村と位置づける。よく知られているように、「横大路」が「横落」となり、さらに「横内」となったのであろう。

横内の瓦屋が作った鬼瓦や留蓋の銘文は一六例ある。

「横内 瓦や ひこ江もん」は宝永六年（一七〇九）の一例だけである。その後、二五年の空白があり、享保一九年（一七三四）の「和州 十市郡 横内村 瓦屋 彦四郎」から、寛保元年（一七四一）までの七年間、彦四郎の時代



図71 「細工所 横内村 伊兵衛」文化10年（1813）
桜井市西之宮 阿弥寺

あるが、「細工所 横瓦伊」「森伊作」「横伊」という銘文や、「細工所 横瓦伊」という刻印が残る。

天保一五年（一八四四）には、「細工所 横内 森本勝吉作」銘があらわれ（図38）、もともと新しい紀年銘をもつ例は、弘化四年（一八四七）の「横内村 森本作」である。したがって、横内の瓦屋は一三八年間存続したことになるが、年号のない篋書きや刻印がかなりあり、その鬼瓦の様式などから、明治時代以降も生産を続けていたと推定できる。

横大路の南にひとときわ大きな屋敷が現存し、ここが横内の瓦屋と伝えられている。嘉永六年（一八五三）に建てられたという主屋は煙出しを有する大規模な建物で、まわりを多数の建物が取り囲む。その東に分家の瓦屋であった森本伊兵衛宅があり、話を聞くことができた。

が続く。さらに今度は四八年間の空白があつて、寛政元年（一七八九）から天保一三年（一八四二）までの五三年間、伊兵衛の名がみえる（図71）。おそらく二代は続いたものと思われる。寛政七年（一七九五）には初めて「森本伊兵衛」という姓がみえ、また文化九年（一八一二）には、「細工所 横内村 伊兵衛」と細工所を名乗る例があらわれる。このあと、年号不明で

横大路の北、JR桜井線の南に通称横内神社があり、昭和四七年（一九七七）銘の鳥居に「森本茂男・森本伊兵衛」の二人が名を連ねる。横内瓦屋の最後の当主は森本茂男だという。現在の森本伊兵衛家は分家で、昭和二年（一九二七）生まれの伊兵衛さんの先代の亀の助の時代に瓦作りをやめた。大正一五年（一九二六）の「奈良県瓦営業者」名簿（表1）にはすでに森本瓦屋の名は見えないので、本家・分家ともにそれ以前に廃業したものとみられる。

その製品の分布をみると、北はほぼ伊勢街道に沿い、西は三・七キロ、南西は三・八キロ、南東は五・四キロ、東は六・七キロの横長の半円形を描く（図72）。二三の遠い例を除外すると、製品の集中範囲は、横大路の南に沿った、東西三・七キロ、南北二キロ内にほぼ納まる。横大路の北に広がらない理由は不明である。

（8）戒重村の外嶋藤蔵と弥七郎（図73）

戒重村（桜井市戒重）は、織田信長の弟の一人である長益（有楽斎）の四男長政が、有楽斎の隠居後、一万石を分け与えられて元和元年（一六一五）に陣屋を築き、藩庁が置かれたところである。延享二年（一七四五）に藩庁は岩田村（のちの芝村、現桜井市芝）に移ったが、廃藩置県まで芝村藩領であり、伊勢街道と上街道の交点として賑わった。

戒重村の瓦屋の位置は特定できないが、外嶋藤蔵（図39・8）と弥七郎の名が一七例の鬼瓦に残る。外嶋藤蔵は天明八年（一七八八）から弘化三年（一八四六）までの五八年間、弥七郎は寛政二年（一七九〇）から天保一四年（一八四三）までの五三年間の銘文が残るので、ともに少なくとも二代は続いたと考えられる。

外嶋藤蔵は、「瓦細工 戒重村 外嶋藤蔵 富定」と姓と諱を有していたこ

とがわかる。一方の弥七郎は姓を有していなかった可能性が高い。また二人の名前を刻んだ鬼瓦が、戒重の西方寺に二例ある。製品は三例が民家用、その他の一四例が寺院用である。こうした関係は、三輪の谷本五郎右衛門政芳と佐平次の関係と共通点が多い。なお、榎原市東池尻の本福寺本堂の大棟東鬼瓦に「文政五年 細工 戒重村 瓦屋 藤蔵 細工 横内 瓦屋 伊兵衛」の銘文があるので、本福寺本堂の瓦作りは藤蔵と横内村の瓦屋伊兵衛が分担した可能性が高い。横内と戒重村の瓦屋の推定位置は、最大でも一キロ未満と近接しており、こうした分担は、縄張が近接する瓦屋が共存するために時として試みられた知恵なのであろう。

その製品の分布圏をみると、北へ一・七キロ、西へ四・九キロ、南へ五・四キロ、東へ六・六キロとなり、新口村の榎屋伝兵衛・伝八の廃業後に、それまで瓦葺きが進んでいなかった常盤や法花寺、西之宮、戒重、新屋敷、東池尻池之内、浅古などの村に販路を広げることがわかる(図73)。一方、東の三輪の谷本五郎右衛門や佐平次の縄張にはあまり食い込めなかったこともわかる。

鬼瓦余聞 其の二 薬師庵の鬼瓦レスキュー事件

桜井市桜井に薬師町という町名がある。その名は、市内を東西に走る国道一六五号線と、多武峰に向かう県道桜井吉野線がぶつかるT字路西北角にあった薬師庵に因む。「あつた」と過去形で書いたのは、薬師庵が平成二十六年(二〇一四)の五月二日に取り壊され(図76)、その歴史を閉じたからである。薬師庵の前身は桜井村(津藩領)の会所寺の薬師寺で、明治維新後この地に移転したのだという(桜井市一九七九)。

ここを最初に訪れたのは取り壊される前年である。元禄と読めそうな鬼瓦が

あって、作者名を知りたいと思ってまわりを歩いたが、字が細くて読めない(図39・7 図74)。市内で元禄の鬼瓦は少ないので、翌年の五月に再訪した。すると奥の民家の取り壊し工事が始まる模様である。聞くと、「管理者が亡くなり無住となるので、仏像は近くの寺に預け、建物は壊す」という。

鬼瓦はどうするかと問うと「捨てる」という。市内では数少ない元禄をはじめ、明和元年(一七六四)や(図39・6)、寛政八年(一七九六)の鬼瓦があり(図39・8 図75)、文化財だから捨てないで頼み込むと、取っておくので二三日のうちに取りに来てほしい。なんなら「文久四(一八六四) 甲子年 三月建之」銘の石製香台や、石灯籠(大正六年(一九一七)銘)もという話になった。大きな香台や石灯籠はさすがにプリウスでは運べないので丁重にお断りしたが、これもなんとかレスキューできなかつたかと反省している。

薬師庵には、①「R元禄十六年(一七〇三) 十月吉日 L安倍村 瓦屋 庄二る作」(図39・7)、②「R明和元年(一七六四)」(図39・6)、③「L寛政八年(一七九六) 辰十月日 R細工 戒重村 瓦屋 藤蔵」(図39・8)の銘文をもつ三例と、無銘の二例があつた。②はセットとなる鬼瓦に作者名があつた可能性が高い。なお『桜井市史』には、①とセットとなる「元禄十三年(一七〇三) 十月吉日 安倍村 瓦子作」銘の鬼瓦があつたとされているがすでに失われていた。戒重村の瓦屋、外嶋藤蔵の鬼瓦は、天明八年(一七八八)から文政五年(一八二二)の三四年間に作られた八例があつて、その経歴をたどることができ。しかし、元禄年間の安倍村に、庄二郎という瓦屋がいたという事実は、この鬼瓦と、田原本町大木の善照寺に残る「元禄十六年(一七〇三) 藤原正重和州 安倍村 瓦屋 庄二郎作」銘の鬼瓦だけからしかわからない。庄二郎は、藤原正重を名乗る瓦屋だったのである。あるいは、安倍文殊院の瓦生産に携わる瓦屋であつた可能性を考えるべきかもしれない。

興味深いのは、阿形で額に三日月をつける①と(図74)、額に日像(上半欠損)を飾る卍形の③には(図75)、九三年という年代差があるにもかかわらず、髪形や髭などの表現がよく似ていることである。藤蔵は檀原市法花寺町の法善寺に天明八年(一七八八)銘の鬼瓦(図77)を残しているが、それと比較すると髪形その他が大きく変化していることは一目瞭然である。

レスキューした①と③を並べて観察すると、③(図75)は、①(図74)を模倣し、セツトで飾ることを意図して卍形にして、日像を飾り、目鼻の形、口角の段状の皺や、髪筋などの細部の表現も揃えようと努力したことが見えてくる。とくに小さな房を一部二段にして一二個並べる顎鬚はそっくりである。異なるのは、左右の珠紋帯が上まで延びないことと、髪筋を表す刻み(鬼師の用語でシビという)の太さと、胎土・焼成に少し差があるくらいである。

外嶋藤蔵作の鬼瓦③は、世にいう擬古作誕生の経緯が手に取るようにわかる貴重な例である。擬古作と断定できるのは両者に紀年銘があるからであり、それがなければこれを見破る考古学者はいないはずである。危ない。危ない。

さて、鬼瓦はこうしてなんとか残すことができ、本稿が活字化されたあとは、桜井市教育委員会で保存方法を工夫して頂ければと思っている。しかし、村人達が息災を祈った薬師寺とその法灯を継いだ薬師庵がここに存在したという事実は、桜井市民の記憶から、遠からず忘れ去られることであろう。そして、やがて薬師町という町名のいわれもわからなくなるはずである。

今回の調査を通じて、大和三山周辺の小規模な寺々がその存亡の危機に直面していることを痛感した。無住となり、地元から見捨てられ、葺や木々に覆われ朽ちかけている寺をいくつも目撃した。無住ではなさそうであるが、何度訪ねても留守の寺も多い。建物の写真を撮り、なんとか鬼瓦の銘文だけでもと記録してきたが、第二、第三の薬師庵はこれからもっと増えるにちがいない。



図74 「安倍村 瓦屋 庄二ろ作」 元禄16年(1703)
桜井市薬師町 薬師庵 ①



図75 「細工 戒重村瓦屋 藤蔵」 寛政8年(1796)
桜井市薬師町 薬師庵 ③



図76 薬師庵解体 2014年5月22日



図77 「瓦工 戒重 外嶋藤蔵」 天明8年(1788) 檀原市法花寺町 法善寺

四 瓦師・細工人列伝

三山地域には、約五〇の村に、一〇〇人近い瓦師・瓦工・細工人が働いていたことがあきらかになった。ここでは、その中から銘文によって比較的その経歴がたどりやすい人物を取り上げ、近世の瓦生産の多様なあり方を探ることにしたい。

1 柏原村の瓦屋―谷久兵衛・谷（谷井）庄右衛門・甚五郎・甚右衛門・半兵衛・甚九良（口絵 図80）

御所市柏原を拠点にした瓦屋は、銘文や刻印によって八人ほど確認できる。御所市西半の調査が終わっていないので、その分布や系譜に不明瞭な点も多いが、長期にわたり広く操業を続けた重要な産地として位置づけられる。

その出発点は、宝永四年（一七〇七）の「和州 葛上郡 柏原村 瓦や 谷久兵衛」に遡る。その後、久兵衛は享保一六年（一七三一）まで、「和州 葛上郡 柏原村住人 瓦師 久兵衛作」という銘文を一四例の鬼瓦に二四年間にわたり書き続けた。

その六年後にあたる元文二年（一七三七）には、久兵衛とおなじように「和州 葛上郡 柏原村之住人 瓦師 谷庄右衛門作」としていねいに銘文を記す瓦師が登場する。銘文の書き方からすると、久兵衛の後継者とみるのが穏当であろう。ところが、延享元年（一七四四）には、谷井庄右衛門と姓が変わる。しかし、銘文の記述順は変わらず、かつ筆跡もおなじと認められるので、何らかの理由によって二字姓に改めたものと思われる。

それから一三年後の宝暦七年（一七五七）に、今度は「作人 柏原村 谷井久兵衛」と書く瓦工が登場する。久兵衛という名はおなじであるが、姓が谷井

になり、作人など銘文の書き方にも変化がある。谷久兵衛と谷井久兵衛がまったくの無関係とは思えないが、その系譜は不明とせざるをえない。さらに、一九年後の安永五年（一七七六）に谷井久兵衛の名がみえ（図78）、六九年後の弘化二年（一八四五）には谷久兵衛の名が再び登場する。この辺りの細かい系譜は残念ながら明らかにはしたい。

谷井庄右衛門も、安永三年（一七七四）には「作人 柏原村住人 瓦屋 庄右衛門」と書き方が変わり、さらに「柏原 谷井庄ヨ工門」「谷庄」と称し、嘉永二年（一八四九）には「和州 柏原 御用瓦作 谷正」を名乗るので、高取藩の御用瓦師を務めたこともあったと思われる。

寛政七年（一七九五）には「藤原氏 瓦工 甚五郎」があらわれる。これだけではどこの瓦屋かわからないが、文政十一年（一八二八）の「柏甚」、同三年（一八三〇）の「柏瓦甚」という銘文によって、甚五郎も柏原村の瓦工であったことがわかる。天保一〇年（一八三九）には「柏原邑 瓦屋 甚右工門 常瓦新」と、甚右工門という瓦屋の存在もわかるが、甚五郎との関係は不明である。

天保一四年（一八四三）の「柏原邑 瓦屋 半兵衛 伊州 名張 瓦師 伊兵衛」という銘文によって、半兵衛と



図78 「葛上郡 柏原村 谷井久兵衛」 安永5年 (1776) 檀原市御坊町 信光寺

いう瓦屋の存在もわかる(図44)。伊賀国名張の渡り職人である伊兵衛が、半兵衛のもとで鬼瓦を作った際の銘文と思われる。この半兵衛は明治二年(一八八九)の「細工人 今井 中西甚五郎 柏堀半」、あるいは明治七年(一八九四)の「柏堀半兵衛」によって、堀半兵衛と名乗ったらしいことがわかる。「柏半」「柏堀」「柏瓦半」という刻印を押しした平瓦も、今井町や明日香村・高取町・御所市にかけて広く分布する。また、これ以外に「柏熊」「柏要」の刻印を押しした瓦も明日香村や橿原市・葛城市に分布し、柏原での瓦生産は明治以降も続いたことがうかがえる。

大正一五年(一九二六)の『日本瓦業総覧』の「奈良県瓦営業者」一覧には、南葛城郡掖上村柏原の藤井治郎作・藤井虎義・谷井庄兵衛・堀川清七・櫻井嘉平治・堀越半重郎・堀越兼太郎・小島安太郎の名がみえる(表1)。このうち、谷井庄兵衛は谷井庄右衛門の、堀越半重郎と兼太郎は「堀半兵衛」の後継者である可能性が高い。

御所市柏原の水平社博物館には、「柏原瓦工組合工場 柏原共同作業場」の建物の前で撮った瓦工達三八名の記念写真が展示されているが、その中に「土佐 瓦音」と染め抜いた法被を着た人物がいるので高取町土佐に「瓦音」という瓦屋もあつたことがわかる。撮影年は不明であるが、横断幕に「君民一如搾取ナキ新日本建設」とあるので、昭和一〇年代には組合を結成し、共同作業で瓦を生産していたことがわかる。

柏原村の瓦屋はこの組合を含めかなりの数に上る。その相互の関係は、調査が不完全なので掴みがないが、良質の粘土に恵まれた瓦産地として二〇〇年以上にわたり生産を継続することができたのであろう。なお西に隣接する玉手村や南の原谷村にも瓦屋があつたことが銘文から判明している。とくに、玉手村の助十郎が作つた鬼瓦には、「元禄四年(一六九一) 玉手村 四代瓦や 助十

郎」とあり(図79)、「四代瓦や」が四代目ということであれば、玉手村での瓦生産はかなり遡る可能性がある。

彼らの製品の分布を概観してみよう。北は桜井市大泉の大泉寺まで約一キロ、西は御所市の真竜寺までの二・五キロ、南は正福寺までの三・二キロ、東は壺坂寺まで五・二キロ、多武峰妙楽寺までの九・四キロである(口絵 図80)。西が短いのは調査が不完全だからであり、南北一四キロ、東西約一二キロとなる。

三九例のうち大半は寺院用で、民家用は二例と少ない。そのうち、橿原市大垣町Y家の角樽と酒甕をあらわした享保二年(一七二七)の一对の鬼瓦は、かつて大和高田市有井に所在した造り酒屋の蔵を移築したものだという。

2 雲梯村の小兵衛

雲梯村の小兵衛とその後継者の系譜は、史料や銘文により元禄十一年(一六九八)から天保一五年(一八四四)までの一四六年間、五〜七代にわたつてたどることができ。今井町にも近く三例が確認できるが、その縄張の中心は橿原市南西部から高取町、西は大和高田市から葛城市に広がり、南は約七・四キロの高取町清水谷の冷水寺、東は



図79 「玉手村 四代瓦や 助十郎作之」 元禄四年(1691) 御所市大橋通 正栄寺

三キロの檀原市飛驒の善行寺、北は大和高田市土庫の金光寺、西は約四・八キロ離れた葛城市南道穂の重要文化財村井家住宅までの南北に長い楕円形を描く（口絵 図81）。

雲梯村小兵衛の名は村井家に伝わる元禄二年（一六九八）の普請文書にまづみえ、この時、何回かにわたって瓦を運んだことがわかる（奈良県二〇一八）。その後、鬼瓦や獅子口に「和州 高市郡 雲梯邑住 藤原棟次 瓦子 小兵衛」「和州 高市郡 雲梯邑住 藤原氏 瓦子 小兵衛宗次作」「雲梯村石村 小兵衛作」「雲梯村住人 棟次氏 小兵衛」「高市郡雲梯村住人 橘氏 小兵衛（花押）」「雲梯邑 細工人 瓦屋 小兵衛」「雲梯村 瓦師 松原氏 小兵衛」「雲梯村 瓦屋 善六」など、さまざまな名前を残している。また、藤原氏棟次や橘氏・石村・松原氏などの姓を複数名乗っているのも特異である。したがって、調査中には同一系譜の瓦屋なのか迷う時もあった。

銘文が長期間途絶える時期などを参考にすると、初代小兵衛、二代藤原棟次 小兵衛、三代石村小兵衛、四代小兵衛、五代松原氏小兵衛、六代善六といった系譜が一応考えられ、雲梯村小兵衛を複数の家出身の瓦工が継承したという可能性が高い。なお、この地域では珍しい刻印「宝永八庚寅年（一七一二）二月吉日」「雲梯村 小兵衛作」（檀原市一町 浄念寺）を残している点も特筆できる（図47）。

3 藤田佐介伝（図86）

藤田佐介（佐助とも）の銘文を見つけたのは、重要な瓦産地であることがすでに判明していた御所市柏原に、二〇一七年の一月に行った時のことである。集落内の楽音寺本堂の背面に、江戸時代の初めに多い桃の葉と葉をあしらった鬼瓦を見つけた（図82）。仕上げのよさと、外区との境にシャープなS字状沈

線を入れる特徴が気に入った。しかし、銘文には柏原村に隣接する「原谷村住人 藤田佐助作」とあるだけで年月日がない。その後、御所市だけでなく、檀原市や大和高田市・葛城市内でも佐介作の鬼瓦を見つけた。しかし、やはり紀年銘がない。

佐介が生きた年代の一端をなんとか掴みたいと思いながらも果たせなかった三月二日、やっと年号が書いてある桔梗紋鬼瓦を御所市内の正栄寺本堂で見つけた（図83）。だが、北向きの鬼瓦で日陰になるためか、びっしりと地衣類がはびこり肝心の年号が埋もれている。梯子をかければ読めるのであるが、そういうわけにもいかず、光線のよい日時を選んで何回か通い、ついに四月九日に「R正徳貳歳（一七二二） 壬辰 三月吉日 L高市郡 鳥屋村住人 藤田佐介作」と判読することができた。

五月になって、檀原市一町の浄国寺本堂で「R高市郡 鳥屋村住人 作者 佐介 L宝永四年（一七〇七） 月日」という鬼瓦の銘文を、今度はあっさり読むことができた。また、佐介に最初に出会った楽音寺の「R宝永貳歳（一七〇五） 乙酉 六月日 丸山瓦屋 権兵衛 L和州 鳥屋村之住人 作者□（以下欠）」という銘文をもつ鬼瓦が、筆跡やS字状沈線の特徴などからやはり藤田佐介の製品であることがわかり、彼の活動年代の一端が、一七〇五年から一七二二年にかけてであることもつかめた。なお、「丸山村」も当初は「凡山」としか読めず、どこにある村か苦労したのであるが、『奈良県の地名』の柏原村の項に「元和三年（一六一七）改検地帳、寛永二年（一六二五）天川村弁財天社文書などには丸山村・出屋敷村の属邑名がみえる」とあって、その位置がほぼ判明したのも小さな成果になる。

このほかに紀年銘のない製品が七点あり、また大和高田市勝目の品正寺の宝珠を飾る鬼瓦（図85）や、先にふれたS字状沈線、さらに後述する鼻や牙の特

色から佐介の同時作成の製品と推定できる例二例を加えると、計一二点七箇寺の鬼瓦が知られたことになる。そのうち、鬼面紋鬼瓦が七例（額に宝珠、日像、三日月、五芒星、輪宝紋、三楯松紋をあらわす）、桃紋が二例、桔梗紋、恵比寿像（図84）・大黒天像が各一例と、多様な鬼瓦が多いという特徴もつかめた。外区を画すS字状沈線が鮮明かつ流麗であるという作風も共通しており、仕上げもていねいである。また鬼面の小鼻の輪郭を深い沈線であらわし、牙を八の字形に外反させる点なども特徴である。すべて寺院用であるが、恵比寿と大黒天像のセットは、あるいは民家用のものが後に小堂に転用された可能性もある。

銘文をみると、彼は「鳥屋村住人」五例、「原谷村住人」三例、「柏原村住人」二例と、三つの村の住人を名乗るのがきわめて異例である。また楽音寺の鬼瓦の銘文に「丸山瓦屋 権兵衛、和州 鳥屋村之住人 作者□」という例があることからすると、「丸山瓦屋 権兵衛」が元請けで、佐介は自らを細工人とは一度も称していないが、その職分が細工人であった可能性が高くなる。

さらに、これに以下の三例を加えると、藤田佐介は柏原村の谷久兵衛や、丸山村の瓦屋権兵衛のもとで働く細工人であったことはほぼ疑いない。

- ① 橿原市一町の浄国寺本堂の宝永四年（一七〇七）の「鳥屋村住人 作者 佐介」例は、同年銘をもつ「和州 葛上郡 柏原村瓦や 谷久兵衛」作の本堂の鬼瓦と、同時製作の可能性が高い。
- ② 紀年銘を欠くが、「鳥屋村住人 作者 藤田佐介」という銘文をもつ大和高田市根成柿の願乗寺例は、同寺の享保二年（一七一七）の「和州 葛上郡 柏原村住人 瓦師 谷久兵衛作」の鬼瓦と同時に作られた製品であろう。

- ③ おなじく紀年銘を欠く「鳥屋村住人 藤田佐助作」という銘文をもつ高取



図82 「原谷村住人 藤田佐介作」 宝永2年（1705）か 御所市柏原 楽音寺



図83 「高市郡 鳥屋村住人 藤田佐介作」 正徳2年（1712）御所市大橋通 正栄寺



図84 「葛上郡 柏原村住人 藤田佐介作」 橿原市観音寺町 和田寺



図85 「原谷村住人 藤田佐介作」 大和高田市勝目 品正寺

町市尾の念仏寺例も、同寺の享保一六年（一七三一）の「和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作」と同時に製作された可能性が高い。

そして、③の想定が正しいとすれば、彼の活動期間は一七〇五年から一七三一年の二六年間を中心とすることがわかる。また、彼があまり積極的に紀年銘を記さなかった理由は、元請けが同時に作った鬼瓦に年号を刻むから、ということにつきるのではないだろうか。

製品の分布を地図上に落とすと、より鮮明に彼の職分が見えてくる（図86）。一見してわかるように、その分布の中心は出身地と思われる鳥屋村ではなく柏原村と原谷村にあり、北へ五・二キロ、西へ二・四キロ、南東へ一・三キロ、北東へ二・七キロという南北に長い円を描く。西方の調査が終了していないので、そちらへ少し広がる可能性があるものの、ほぼこの範囲と推定できる。

彼は二六年以上にわたり、柏原村の谷久兵衛や、丸山村の権兵衛のもとで働いた鬼瓦作りの名手だったのであろう。彼は、その製品の多くに「鳥屋村住人」と書き、その出自を明示した。しかし、故郷と思われる鳥屋村で、彼が瓦屋を営んだことを示す証拠は何も見つかっていない。

4 常門村の新兵衛（口絵 図93）

常門（古くは城戸・常問、幕府領）という地名は、地元の老人の記憶と公民館の名前に残るだけである。したがって、最初に「常門村 新兵衛作」という銘文に出会った時は、その出身地がすぐには思い浮かばなかった。しかし、古い地図で見た記憶がある。そこで『奈良県の地名』を開くと、新沢千塚の南西にあたる橿原市一町かずちやうにかつて存在した村であることが分かった。明治一二年（一八七九）に常門村と萩ノ本村が合併して、その名は消えた。

瓦工の中には銘文を残さず歴史の谷間に埋もれた者も多かった。無銘の鬼瓦

も数多いからである。その対極に多くの銘文を残した人物もいた。その筆頭ともいえるのが、文政八年（一八二五）から嘉永五年（一八五二）にかけての二七年間の銘を残す高市郡常門村出身の新兵衛である。これに紀年銘のない四四例を加えると、彼の残した鬼瓦や留蓋は九〇例をこえる。

半数近くに紀年銘がないのはなぜか。その理由は不明であるが、多くは宝珠や小槌をあらわした小型の吉祥紋鬼瓦であり、民家用の量産品なので年号を刻まなかったのではないだろうか。特定の普請に合わせた注成品に対して、不特定の需要を見込んだ規格品がこの頃から存在した可能性を考えるべきであろう。なお、彼は通常の鬼瓦以外に鍾馗像（図87）、獅子の隅木蓋瓦（図88）、くつろぐ大黒天像（図89・90）、瓦製露盤（図91）など、多様な製品を作った造形力に優れた職人であった。

（1）新兵衛の履歴書

最近、彼の初期の製品が、紀州粉河寺の十禅律院の塗上門にあることを知って驚いた（武内・鳴海二〇一七）。その銘には「文政八天（一八二五） 西三月 吉日 当町瓦主 新兵衛 作人 大和 高市郡 常門村 新兵衛（花押）」とある。この他に「粉瓦新 大和新一大新作」と略した例もあり、「瓦主」については先に検討したとおり元請けをあらわすと思われるので、塗上門の瓦生産を元請けした粉河村の新兵衛から常門村の新兵衛が鬼瓦作りを下請けしたことがわかる。彼は、渡り職人として紀州で腕を磨いていたのである。彼の足跡は大和の外にも印されているのであり、今後はその搜索範囲をさらに広げなければならぬ。

これに続いて、文政十一年（一八二八）の高取町観音寺の西光寺に残る「高市郡 常門村 瓦屋 新兵衛（花押）作之」という銘がある。花押を加えるな



図87 鍾馗像 「山瓦宗 (常門瓦新作)」 嘉永5年 (1852) 明日香村祝戸 民家



図88 獅子をあらわす隅木蓋瓦 「常門村 瓦師 新兵衛作 奥瓦治」 橿原市南浦町 法然寺



図89 くつろぐ大黒天像 桜井市高田 民家



図90 同左「常門村 新兵衛作」 天保14年 (1843)



図91 「瓦屋 嘉右衛門 瓦師 常門村 新兵衛作」 嘉永元年 (1848) 明日香村稲渕 竜福寺



図92 「常門 清右衛門」 天保6年 (1835) 橿原市一町 念仏寺

ど、粉河寺との共通点がある一方、瓦主の名が無いという特徴がある。この仕事は、地元での単独での受注であったのかもしれない。

その後、一〇年という長い空白が続く。どこか遠方で働いていたのか、何か特別な理由で活動を中止していたのかは不明であるが、彼が銘を刻まないというのは考えにくいので、この間の新資料の出現を俟つことにしよう。

天保九年（一八三八）になって、彼の動向が再びつかめるようになる。「奥瓦嘉 常門 新兵衛作之」という銘を裏面に残す瓦当范が井内潔氏の収集品にあり、そして、これ以降、彼は三山周辺各地の瓦屋の下請けとして、ほぼ毎年、製品に銘文を残すことになる。

この間、彼の名が単独で記されるのは、わずか三回だけであり、他は「十瓦文 常門村 新兵衛作」という銘文からわかるように、他の瓦屋の下請け、あるいは分担での瓦作りという点にその特徴がある。以下、その可能性がある例も含め、古い順にそれぞれの元請け先をあげる。

1 奥山村の嘉右衛門と治兵衛 「常門村 瓦屋 新兵衛作」という銘とともに、「奥山村 瓦屋 嘉右エ門」「奥瓦嘉」「奥上カ」「奥上嘉」「奥山嘉右エ門」、瓦製露盤の「瓦屋 嘉右衛門」(図91)、「奥嘉」、または「奥山村 瓦屋 治兵衛」、「奥瓦治」などの銘文がある。明日香村奥山での聞き取り調査や、「□山 上田□重良(嘉重郎)」という年号不明の銘文から、上田嘉右衛門・嘉重郎と、姓不明の治兵衛という二人の瓦屋との協業が判明する。詳細は、奥山村の項を参照されたい。

2 柏原村の甚右エ門、谷井久兵衛、谷久兵衛、谷井庄ヨエ門など。「柏原邑 瓦屋 甚右エ門」「柏原村 谷井久兵衛」「柏原 谷久兵衛」「柏原 谷井庄ヨエ門」「柏瓦甚」「柏瓦半」「柏瓦正」「柏谷久」などの銘文がある。柏原村の項でふれたように、谷井久兵衛、谷久兵衛、谷井庄ヨエ門、甚右エ門との協業

が確認できる。

3 十市村の文□? 檀原市十市の十市御縣座神社拝殿の竜の正面形を象った見事な鬼瓦に「己天保十亥年(一八三九) 十一月吉日 十瓦文 常門村 新兵衛作」の銘がある(図26)。十市村には、享和二年(一八〇二)の「十市瓦や 半治良」という銘文から、半治良という瓦屋があつたことがわかる。しかし、半治良と「文」の一字をもつ瓦屋との関係は不明である。

4 戒重村の□? 「戒瓦弥」「戒瓦ヤ」「カイヤ」「戒十(戒重) 瓦弥」「カイ瓦屋」「戒ヤ」などの銘文がある。桜井市の戒重には、天明八年(一七八八)から「外嶋藤蔵」、寛政二年(一七九〇)からは「彌七良」という瓦工がいたことがわかる。この二人が連名で銘を書く場合も多い。

5 入谷村の喜□? 「入瓦喜」「當邑瓦喜」「入谷瓦キ」などの銘文がある。後述するように、常門村の新兵衛と利兵衛が入谷村に窯を築き、彼らに瓦を焼かせたのが「喜」の一字をもつ村の有力者であつたこと、そして、天保十五年(一八四四)から弘化四年(一八四七)にかけての四年間、新兵衛らが夏から秋にかけて瓦を作つたことがわかる。

6 御坊村の半兵衛・嘉□? 「施主 御坊村 瓦屋 半兵衛」「御坊 瓦嘉」「瓦半」などの銘文がある。檀原市の旧御坊村にあつた瓦屋としては、宝永二年(一七〇五)の「御坊 瓦や 久左衛門」、御坊村 吉田平八作、「御坊 瓦屋 武介作」、「御坊邑 瓦屋 甚五郎 細工 本馬邑 利兵衛」、「御坊村 瓦屋 恵五郎」「御坊村 瓦屋 半□」の銘文が残る。「半□」は半兵衛であろう。「嘉」はフルネーム不明である。

7 久米村の善治 弘化三年(一八四六)「常門□ 新□□ 久米村 瓦屋 善治」の銘文がある。檀原市の旧久米村の瓦屋としては、善治の他に「久米村 正二」「細工 久米留」があるが詳細不明。

- 8 山田村の宗七 弘化四年(一八四七)の「山田 瓦屋 宗七 常新作」や、嘉永五年(一八五二)の鍾馗像鬼瓦の「山瓦宗 常門瓦新作」の銘文がある(図87)。
- 9 大泉村の治□? 年号がないが「大瓦治」の銘文がある。他の例から桜井市の旧大泉村の瓦屋の下請けもしたことがわかる。年代的にみて天保一三年(一八四二)の「大泉村 が屋 宗兵衛」が元請け先の候補となる。
- 10 五条野村の治□? 年号を欠くが「五瓦治 常新作」の銘文がある。五井村か五条野村の瓦屋と考えられるが、五井村では新兵衛の活動時期には瓦を生産していないようなので五条野村の可能性を想定。しかし、五条野村での瓦生産を裏付ける資料もない。
- 11 寺田村の□? 「寺力 常シンサク」の銘文から、御所市東寺田の旧寺田村の瓦屋の下請けをした可能性が考えられる。寺田村の瓦屋の名前は不明。
- 12 「常ギ 瓦新作」と書いた剣酢漿紋の家紋をあらわした鬼瓦が檀原市新堂町にあり、これも常門村の「ギ」の一字をもつ瓦屋の存在をうかがわせるが詳細不明である。
- 13 この他に松山村の松瓦善、14 高田村嶋の某瓦屋との協業を示す銘文もあり、各地の瓦屋の下請けをしていたことがわかる。

(2) 新兵衛の活動範囲

口絵の図93は彼の製品の分布を、主な元請け先別に示したものである。基本的には、元請けの瓦屋に近い寺社や民家の瓦を作っていることがよくわかる。柏原村の瓦屋の下請けをした尾曾の威徳院例が最も遠い例で七・九キロ、飛騨善行寺例が六・二キロ、豊浦西念寺例が五・七キロである。ついで広範囲に分布するのが奥山村の瓦屋の下で働いたもので、栢森の竜福寺例が四・

九キロ、今井町の蓮妙寺例が四・〇キロである。

一方、その他の瓦屋の下請けした例は、いずれも二〜三キロ以内であり、とくに十市や大泉・戒重・御坊・久米・寺田・入谷村の場合は二キロ内にほぼ納まる。

(3) 常門村の清右衛門

常門村新兵衛の操業形態や活動域をより明らかにするために、「清右衛門」「常瓦清」「常清」と記した一三例の鬼瓦を残した同村出身の清右衛門の場合と比較してみよう。清右衛門は、新兵衛とほぼ同時期の瓦工と思われ、親族であった可能性も高いが、年号を記す例が出身地である一町念仏寺の「天保六年(一八三五) 常門 清右衛門」の一例しかない(図92)。その他に、今井町の音村家に天保一五年(一八四四)頃の修理時のものと思われる「常清」銘の鬼瓦があり、およその活動年代がわかる(奈良県教育委員会一九八二)。

清右衛門の製品の分布を地図上に落とすと、本拠地の常門村を要に、北から南西まで扇形を描く供給圏を還元できる(口絵 図93)。その距離は最大四・三キロ、最少一・一キロであり、江戸時代の瓦屋の平均的供給圏とみなすことができる。

注目すべきは、清右衛門と新兵衛の分布圏がほとんど重ならない点にある。ただし、一例だけではあるが「常瓦清 常新作」と書いた鬼瓦が今井町の河合家にあり、新兵衛が清右衛門の下請けをしたことがわかる。

また興味深いのは、清右衛門作の鬼瓦一例のうち六例が民家用であることである。これから、彼が江戸時代末期によくやく瓦が暮けるようになった地域の民家の需要を掘り起こすかたちで生計を立てていたことがわかる。彼は地元での民家用の瓦生産に活路を見出し、新兵衛はそこには手をつけず、三山周辺

の複数の瓦屋の下請けで生きていく道を切り開いたのである。これもみごとな「住み分け」である。

(4) 明日香村の稲淵、栢森、入谷を歩いてわかったこと

明日香村南の山中に点在する稲淵、栢森、入谷の集落（高取藩領）を二〇一四年の秋に歩いた。吉野に抜ける芋峠の手前から東への山道を登りつめた入谷で、昭和五年と一一年生まれの二人の男性から次のような昔話を聞いた。

① 山深い入谷（海拔約四三〇m）では、今のように車が通ることができないはおろか、牛や馬さえ登れないほどの急な坂が多かった。荷物はすべて人間が担いで運んだ。

② 親父に聞いた話では、幕末になって麓の村々に瓦が普及し始めた頃、村の寺に瓦を葺くために瓦焼の職人を雇い、粘土が取れるところに窯を築いた。上入谷の集落の北の急な畑になっているところがそれだ（図94）。

③ どこかからやって来た人と、村人が一緒になって瓦を焼いた。以上の話を、入谷に残る鬼瓦の銘文と照合してみよう。

A 入谷の地藏寺地藏堂には「天保一五年（一八四四）十月 入瓦喜 常門村 新兵衛作之」という銘文をもつ卍をあらわす鬼瓦がある（図95）。

B おなじ地藏寺の本堂には「弘化二年（一八四五）八月 當邑瓦喜 高市郡 常門村 瓦師 利兵衛作」という「水」の字を飾る鬼瓦が残る。

C また民家にも「弘化四年（一八四七）九月 入谷瓦キ 常瓦新作」銘の剣 酢漿紋の家紋鬼瓦がある。

以上の銘文から、どこかからやって来た瓦職人とは、高市郡常門村（檜原市一町）の新兵衛と利兵衛で、彼らに賃金を払い、瓦を焼かせたのが「喜」の一字をもつ村人であったこと、そして、天保十五年（一八四四）から弘化四年



図94 明日香村入谷 常門村新兵衛が窯を築いたと伝えられる場所



図95 「入瓦喜 常門村 新兵衛作之」 天保15年 (1844) 明日香村入谷 地藏寺



図96 「瓦喜 常門 瓦新作」 明日香村入谷 民家



図97 「高市郡 畑村 瓦屋 弥十郎 細工人 田原本 伊八」 文化14年 (1817) 明日香村 岡 常谷寺

(一八四七) にかけての四年間の、夏から秋にかけての季節に瓦が作られたことがわかる。

その他に、年号はないものの地藏寺や民家の鬼瓦に次のような省略された銘文が残る。

「瓦喜 常瓦新作(廿)」

「瓦喜 常瓦利作(水の字)」

「瓦喜 常門 瓦新作(左右に並ぶ恵比寿・大黒天像、図96)」

「入瓦喜 常新作(劍酢漿の家紋)」

「瓦喜 常新作(丸に三つ割南天の家紋)」

「瓦キ 常新作(如意宝珠)」

「瓦キ 常新□□」

「入瓦キ 常瓦リ作(打出の小槌)」

「入瓦喜 新作」

「入瓦喜 □門新兵衛作(大黒天像)」

すでに紹介したように、常門村の新兵衛は一〇軒以上の瓦屋で働き、腕を振った瓦師であり、利兵衛は入谷での仕事以外には登場しないので、新兵衛縁故の人物と思われる。弘化二年(一八四五)は、新兵衛の活動時期の後半に当たるので、あるいはその後継者候補であったかもしれない。

一方、名前に「喜」の一字をもつ人物は、おそらく喜左衛門とか喜兵衛という名前だったのであろうが、聞き取り調査や地藏寺墓地の墓碑銘でも確認できなかった。二人の話では、昔は、村が総出で高取城に毎年五千駄の薪を年貢として納めていたので、そのまとめ役の梅本家の通称を「五千駄」といった。また森本家も村の肝いりだった。「喜」の一字をもつのは、この両家のどちらからの人物だろう。しかし、両家ともに今は村を離れた。かつて一〇〇戸を数えた

この村も、今は一三軒だけになったという。

最後に検討すべき課題がある。それは、「入瓦喜」を瓦屋と呼べるのかという疑問である。周辺で「入瓦喜」銘のある瓦は、山道を降った栢森の集落の「入瓦喜 新作(橘の家紋)」と、「入瓦喜 □門 新兵衛作(大黒天像)」の二例だけである。年号を欠くが、やはり天保十五年(一八四四)から弘化四年(一八四七)頃に作られたものと思われる。

また二人の昔話にあったように、入谷で焼いた瓦を遠くへ運ぶことは困難だったはずである。とすれば、入谷産の瓦は村内と、隣村の栢森だけの消費を目的に生産されたことになる。「入瓦喜」は賃金と、粘土や燃料の取れる土地や、その購入資金を提供し、また集めただけで、瓦作りは新兵衛と利兵衛に一任したのであろう。ただし税は高取藩に払う必要があるので瓦屋を名乗り、「入瓦喜」と称したのではないだろうか。

こうした視点で、常門村の新兵衛の元請け先をあらためて検討すると、他の瓦屋が平地に立地し(例えば山田村で海拔約一二〇m)、また長期にわたって瓦を生産したことが明らかであるのに対し、「入瓦喜」は特殊であることがより鮮明になる。

類例として、文化一四年(一八一七)の明日香村岡の常谷寺本堂に残る「高市郡 畑村 瓦屋 弥十郎 細工人 田原本 伊八」という銘文が参考になる(図97)。畑村は入谷村の北に位置する同様の山村(下畑で海拔約五三〇m)である。この村で田原本の伊八に作らせた瓦を常谷寺(海拔約一四〇m)に運ぶには、直線距離でも三キロ以上、高低差三九〇mの険しい山道を下らなければならぬ。したがって、この場合は、弥十郎が資金などを提供し、常谷寺の近くに窯を設けたと考えたほうがよさそうである。「畑村 瓦屋 弥十郎」の銘が残る例は、今のところ常谷寺だけであり、彼が儲けのために瓦屋になったと

考えるよりは、寄進と考えたほうがいいのではないだろうか。

5 田原本村の瓦屋（口絵 図98）

田原本村の瓦作りには特色が認められるので、まとめて取り上げよう。この村は奈良盆地の中央やや南寄りに位置し、はじめは真宗教行寺の寺内町として、それが慶安二年（一六四九）に箸尾村へ退転してからは、平野家（幕末に一万石）の陣屋を中心に発展した。慶安四年（一六五二）には大和五ヶ所御坊のひとつである田原本御坊（浄照寺）も建立され、周辺の純農村地帯にくらべ瓦の需要も多かったと思われる。

町並みは盆地を南北に走る中街道（下ツ道）と寺川沿いに広がり、陸運と水運の要衝として「大和の大坂」と呼ばれる繁栄をみるに至った。町屋が軒を連ね、田原本町と通称されるようになった。田原本町在住の中西秀和さんの先行研究（中西二〇〇八）に今回の調査成果を重ねると、近世の田原本村とその周辺には、少なくとも四軒の瓦屋が中街道沿いに存在したようである（口絵 図98）。年代順にその創業者をあげると田原本村の外町である三輪町の①田原本善四郎（図41）、②八尾（八百）村の町屋である常盤町の堀門文右衛門（図35）、③今里村の南瓦屋木村清八、④八尾村の分村である新町村（頓）の瓦屋平四郎（図102）である。資料がなお少なく、彼らの系譜はまだ十分たどれないが、推定を重ねると以下のようなになる。

① 田原本善四郎の本拠は、町の中心から東の寺川に近い三輪町と推定できる。その系譜は、善四郎、善三郎、善四良内富吉（富吉は細工人か）と断続的ではあるがたどることができ、伊八や佐吉もその係累の瓦師、あるいは細工人と思われる。創業は延宝九年（一六八一）まで遡り、およそ一七〇年間続いた。三山周辺での近世瓦屋の歴史の始まりをみると、最初に瓦

が生産された五井村と曾我村、それに後続する三輪村に次ぐ、四番目に古い瓦屋が田原本村に誕生したことになり、当地域における今井村、三輪村、田原本村という序列をうかがうことができる。

② 今里村には寺川の河港である今里浜があり、魚筭船で大和と大坂を結び、物資の集散地として賑わった。今里村の南瓦屋木村清八は、清五郎、平七と、文政五年（一八二二）から嘉永元年（一八四八）まで二六年以上の系譜をたどることができる。明治六年（一八七三）の「産物表」（平凡社一九八一）には田原本町の産物として「瓦三〇駄」があげられているが、慶応二年（一八六六）の「瓦平」が「平七」とおなじ瓦屋とすれば明治初年までは今里村での瓦生産が続いていた可能性がある。なお南瓦屋と称するところをみると、今里村の北にもう一軒瓦屋があつた可能性があるが詳細不明である。

③ 八尾村の堀門文右衛門は、享保二年（一七三六）から明和五年（一七六七）までの三二年間の銘文が残る。

④ 新町村の瓦屋平四郎は、天保二年（一八三二）から弘化二年（一八四五）の一四年間の活動を銘文から辿ることができる。

田原本村の瓦屋の特色をあげると、田原本善四郎と八尾村の堀門文右衛門、今里村平七の活動域が他と比べかなり広いことが指摘できる。三者ともにその北と西の調査が不完全であり、また出職なのか田原本から運んだのかという問題も解決できないが、善四郎の場合、その活動域の東端は長谷寺一切経蔵の一〇・六キロ、南西端は高田村の常光寺までの六・四キロに及ぶ。

堀門文右衛門はすでに「銘文を読み解く楽しみ」の項で紹介したように、桜井村の来迎寺まで直線距離で八キロ、中街道と初瀬街道経由で一七キロを運んだと考えられる。さらに、今里村南瓦屋木村清八と平七の場合は、興福寺まで

一三キロ、大和五ヶ所御坊の今井町称念寺の七・一キロとこれまた広範囲に及んでいる。奈良盆地を南北に貫き、情報と物資が往来する幹線道路に面するという好立地が、出職か運搬かのどちらにしる、こうした広い流通を生み出す要因になったと想定できる。

田原本町周辺の寺社や民家には、地元の四軒の瓦屋のほかに、安倍村庄二郎、三輪佐平次、二階堂焼物師小山藤四郎、新口村の槌屋伝兵衛、大海村（現天理市）の惣兵衛、城上郡粟殿大倉辰蔵など、隣接する現桜井市や天理市・橿原市の製品がもたらされているのもこうした立地との関係から説明できるかもしれない。

なお大正一五年（一九二六）の統計をのせた『日本瓦業総覧』には田原本町内の瓦屋は一軒も登録されていない（表1）。同『総覧』によれば、当時の田原本町に近い磯城郡織田村（現桜井市）大泉に六軒、山辺郡二階堂村（現天理市）に七軒の瓦屋があるので、町内の瓦屋はすでに廃業に追い込まれていたのではないだろうか。

6 山田村における近世く近代の瓦生産（図99）

桜井市山田には蘇我倉山田石川麻呂が舒明天皇の一三年（六四一）に創建した山田寺跡がある。その瓦の生産地は、胎土の特徴から寺の近くと推定できる。残念ながらもまだ未発見であるが、そのあとの長い空白期間を経た江戸末期から昭和前半までの瓦生産の様相が、今回の調査で少しつかめるようになった。

山田村（津藩領）で瓦作りに従事した人物は六人ほどと推定できる。

もっとも古く遡るのは、山田村から四・五キロ離れた橿原市東竹田町の融宣寺の安永二年（一七七三）銘の「山田 瓦屋 伊右衛門」と、「石川山田瓦伊」

という姓とも地名とも読める謎めいた刻印である。この石川が地名であれば、山田は姓である可能性があり、山田村の瓦屋である可能性は薄れる。大和三山周辺で石川という地名は、橿原市石川しかない。石川と山田が蘇我倉山田石川麻呂の名前と重なる点に因縁を感じるが、遠く離れた一例だけであり、さらに次に登場する宗七との間に七四年間もの空白があつて、山田村の瓦屋であるという確証が見つかるまでは保留とせざるを得ない。その後、宗七、宇八、宗八郎、中西甚五郎、植本米治郎、松原良三などの名前が登場する。

(1) 宗七 橿原市出合のA家の「山田 瓦屋 宗七 山瓦宗 常新作」銘の鬼瓦から、瓦生産が継続的に始まったのは弘化四年（一八四七）前後と思われる。宗七の活動期間は、弘化五年（一八四八）の同村福井家の普請文書や、嘉永五年（一八五二）銘や安政三年（一八五六）銘の「山瓦宗」「山瓦宗 常門新兵衛」「山瓦宗」、年号のない「山田村宗七」という銘文によって（図3）、少なくとも九年間以上と推定できる。

(2) 宇八 その後、一〇年の空白を置いて、慶応二年（一八六六）の福井家普請文書によって「村瓦屋 宇八」の存在が知られる。

(3) 宗八郎、(4) 中西甚五郎 さらに二二年間の空白があつて、今度は明治二二年（一八八八）の同村西念寺の門の留蓋銘「施主人 中西甚五郎 製造 當村 宗八郎 宇八 観誉代」によって、宇八と宗八郎と施主人（細工人か）の中西甚五郎の三名の名が知られる。その後の彼らの活動は、明治三八年（一九〇五）頃までの簡略化された銘文や刻印からうかがうことができる。なお中西甚五郎は、高取町車木の本覚寺の明治二年（一八八九）銘「細工人 今井中西甚五郎」から、山田だけでなく、今井町でも働く細工人だったことがわかる。この他に、「山宇」の刻印が桜井市南部から明日香村内に分布する。その製品の分布は、北へ四・四キロ、西へ三・六キロ、南へ二・四キロ、東へ二・

二キロの広がりをもつが、中心部分は径五・五キロほどの範囲にまとまる(図99)。

一方、大正一五年七月(一九二六)の奈良県下の瓦営業者名簿には(表1)、磯城郡安部村の瓦屋として、①上田末吉、②松原良三、③植本米治郎、④山田仙松の四名がみえる。ところで、山田は私たち一家が昭和五〇年(一九七五)から同六三年(一九八八)まで、飛鳥資料館の公務員宿舍で暮らした第二の故郷であり、その頃からの人脈を生かした聞き取り調査によって、②松原良三と、③植本米治郎の消息が明らかになった。

松原瓦屋は山田寺講堂跡の北の松原家、植本瓦屋は山田集落の北の入口に位置する植本家であり、それぞれの敷地内にダルマ窯一基を有し、「西の瓦屋」「東の瓦屋」と呼ばれた。福井家の普請文書の内容を教えて頂いた福井正浩さんによれば、大正一三年(一九二四)の同家の座敷増築に際しては、両瓦屋から半分ずつ瓦を購入したこと、植本瓦屋は昭和一〇年(一九三五)頃まで、松原瓦屋は昭和一五年(一九四〇)頃まで操業していたということもわかった。植本家での聞き取り調査では、植本米治郎の弟は宇三郎であるということ、で、宗七・宇八・宗八郎の系譜は植本家につながるのではないだろうか。

なお、①の上田末吉については刻印も見当たらないが、村内に三軒ある上田家の関係者と思われる。また④の山田仙松については、姓が山田で紛らわしいが、その所在地は山田村から離れた初瀬街道(横大路)に近い桜井市阿部新町であることが判明した。聞き取り調査では、山田仙松と種市の二名が明治中期から戦争中まで操業したこと、「大和磯城郡安部村阿部瓦仙製業」という刻印によつて、磯城郡安部村発足の明治三〇年(一八九七)以後の操業の一端が判明する。この他に、旧安部村の民家に「細工人 山田種市」という銘文や「アベ 瓦仙製」の刻印が分布し、その活動範囲が判明する。

山田の集落には、明治・大正年間のものと思われる鬼瓦が今も多数残る。銘文はないが、いずれも東の瓦屋、西の瓦屋の製品と思われる。

7 奥山村における近世・近代の瓦生産(口絵 図101)

明日香村の奥山には、七世紀前半創建の奥山麿寺があり、塔跡が今も良好な状態で残る。筆者も民家の改築等に伴う調査に参加し、また飛鳥資料館学芸室に勤務していた頃からの知人もおり、山田と並ぶいわば濃密なフィールドといえる。

昭和五三年(一九七八)に塔跡のすぐ南東のK家敷地内(奥山六四四)で実施された小規模な調査では、ダルマ窯の窯壁片や棧瓦片が出土し、付近に瓦屋の存在が推定された(奈文研一九七九、奥山久米寺Bの調査、概報には未収録)。またこの調査時の野帳には、天保九年(一八三八)に「奥瓦治」という銘文を残した瓦屋があったこと、また森田家が瓦を作っていたという調査担当者の注記がある。

今回の調査では、奥山村(高取藩領)の瓦屋として、①太七、②上田嘉右衛門、③治兵衛、④上田嘉重良の存在が明らかになった。これに聞き取り調査の結果をあわせて検討する。

① 太七 天明元年(一七八一)から文化九年(一八一二)までの三二年間活動。橿原市四条町の妙観寺(図100)と、明日香村川原の弘福寺(川原寺)、橿原市今井町の広島家土蔵の金囊紋鬼瓦、橿原市飛驒の善行寺、明日香村八釣の民家の打出の小槌紋鬼瓦など、広範囲の寺や民家の瓦を作っている。また、明日香村八釣の大和棟の民家の「□□人政□ 太七」という銘文によって、細工人を抱えることもあった瓦屋と推定できる。

② 上田嘉右衛門 太七の活動期から二六年後の天保九年(一八三八)の「奥



図100 「奥山村 瓦屋 太七」 天明元年（1781）
樫原市四条町 妙観寺

瓦嘉 常門新兵衛作之」「奥上嘉 一から、嘉永元年（一八四八）の「瓦屋 嘉右衛門 瓦師 常門村 新兵衛作」までの一〇年間の操業が知られる。冒頭で紹介したように、

「奥上嘉」という銘文と、聞き取り調査の結果からフルネームは上田嘉右衛門と推定できる。太七との関係は不明。下請けとして常門村の新兵衛が密接に関わっている。

③ 治兵衛 天保二二年（一八四二）から安政三年（一八五六）までの一五年間の活動期間が知られる。嘉右衛門の活動期と重なるが相互の関係は不明。下請けとして常門村の新兵衛の名がみえる。安政三年（一八五六）の桜井市橋本の村道場善所寺の「細工 奥瓦治作」と、刻印「山瓦宗」から、山田村の瓦屋宗七の下請けをすることもあった。

④ 上田嘉重良 明日香村栢森の竜福寺に「□山 上田 □重良」「奥上カ」「奥上嘉 作者 立川梅枝」という銘文が残る。紀年銘を欠くが、上田嘉重良は幕末から明治にかけて活動した上田嘉右衛門の後継者と推定できる。なお「立川梅枝」はこの一例だけであるが細工人と思われる。

奥山村の上田嘉右衛門・嘉重良と治兵衛が作った瓦の分布は、東西約八キロ、南北約一〇キロとかなり広い（口絵 図101）。これは、常門村の新兵衛が多くの銘文を残したからとも考えられるが、それだけではなく、村内の瓦屋の

数が多かったこと、その活動が活発であったためと考えられる。また寺社に一八例、民家に一三例と、ちょうど民家に瓦葺きが普及していく時期に生産を拡大していった様子もうかがえる。なお上田家では明治以降も瓦を作り、その他に米川家や森田家も瓦屋であったという話を聞いた。

8 明日香村阿蘇瓦屋の瓦生産

奥山の集落の南には古代の推定山田道が東西に走り、そこから南が明日香村飛鳥になる。その交差点の南東角に阿蘇家がある。ここは昔、納屋の新築に先立つ発掘を筆者が担当し、その際、かつて瓦屋であったことを教えてもらい、残っていた棧瓦の型を飛鳥藤原宮跡発掘調査部に寄贈してもらった思い出がある。今回の調査で再訪し、貴重な話を聞かせてもらった。

先々代が、大正初年に桜井市萱森（海拔四一〇m）の与喜本瓦屋で修業し開業した。初めダルマ窯を作ったのは現在のバス停の南で、のち屋敷の南に移した。今でも庭に赤く焼けたダルマ窯の痕跡が残る。粘土は、五〇〇メートルほど離れた奥山の集落北東の谷にある栗林からリヤカーで運んだ。冬は土が凍るので瓦作りを休み、三月から準備を始め一二月まで作った。夏は暑いので夜に焚いた。台風が来ると…儲かった。昭和三〇年代の半ばに先細りになり、淡路瓦で葺き工事だけするようになったが今は廃業。桜井市山田の松原瓦屋は親戚である、という話を聞くことができた。

桜井市の萱森は、長谷寺からさらに初瀬街道を登った吉隠よなぼりの北の山深い集落である。その吉隠でも、年号を欠くが、「南都 細工人 吉張 □」や「吉張 瓦佐 細工人 米□（川カ）」という銘から、幕末には瓦生産が行われていたことが確認できる。それが推定できるのは、天保一五年（一八四四）から慶応二年（一八六六）の二四年間の紀年銘を残す「南都 瓦細工 米川作」の例が

あるからである(寺農二〇一八)。「南都 細工人 米川」については次項に述べる。

山間部に属す萱森の瓦生産の開始は、少なくとも大正初年以前に遡るのであろう。なお、桜井市談山神社の東の山間部に位置する八井内の山中でも、大正初期以降に開発された多武峰水銀鉱山の瓦を作ったと思われるダルマ窯が発掘されている(檀原考古学研究所二〇〇五)。

阿蘇家で話を聞き、教えられることがいくつかあった。

先々代は遠く離れた山村の萱森で修業した。すぐ近くに奥山や山田の瓦屋があるののである。この事実が瓦屋の系譜を辿ることの難しさを示している。

阿蘇瓦屋の製品であることを示す銘文や刻印は未発見である。大正から昭和にかけては、すでに刻印すら押すことが少なくなり、銘文や刻印から瓦屋の歴史を復元するという、今回の手法が使えない。阿蘇瓦屋の場合は、最初に紹介したいきざつがあつてその存在が判明し、聞き取り調査という手法でその歴史の一端を明らかにしたが、明治以降、瓦に文字を残さなくなった時代に創業した多くの瓦屋の存在をつかむことの難しさを改めて痛感することになった。

阿蘇家の中庭にはダルマ窯の痕跡が残る。また奥山廃寺の塔跡の南東にもダルマ窯が存在した。その他の聞き取り調査でも、多くは瓦屋の敷地内、あるいは隣接する所有地内に窯を作るのが普通だったことがわかる。しかし、大和三山周辺に存在した約四〇軒の瓦屋の窯はほとんど発見されていない。

こうした状況は、古代においても基本的に変わらない。筆者がかつてまとめた飛鳥時代初期の一六箇寺所用の軒丸瓦五三型式の生産地は、わずか一五パーセントしか発見されていない(大脇一九九四)。消費地である寺院址は、廃絶しても土壇や礎石、瓦の散布など顕著な遺構・遺物を残すので遺跡として認識しやすい(佐原一九八五)。しかし、瓦の生産地や窯跡は傾斜地に立地するこ

とが多く、埋没、あるいは逆に削平、消滅することも多く、発見しにくいという点も再度認識しておかねばならないのである。

9 「南都 細工人 米川(米藤)」(図104)

R 「細工人 米川(花押)」 L 「三ツ瓦五」という銘文を見たのは、桜井市多武峰の談山神社が、廃仏毀釈以前に妙楽寺といった時代の子院の鬼瓦が最初である。そこには唐獅子や能面の翁、ウサギなどの技巧を凝らした鬼瓦があつた。花押は、漢字の武の行書体、あるいは一見梵字のようにも見える。その後、おなじ筆跡で「南都 細工人 米川(花押)」、あるいは「南都 細工人 米藤 新町 瓦屋 平四郎」と書いた太公望を表す鬼瓦(図102)や、獅子の留蓋(図103)を王寺町や田原本町・天理市・橿原市・御所市内でも見つけ注意していたところ、富田さんの報告で高取町子嶋寺にもあることを知り(富田二〇〇三)、また寺農さんの報告で平群町や京都府城陽市にもあることを知った(寺農二〇一七・二〇一八)。

銘文は、「米川」が多いが「米藤」も四例あり、筆跡が酷似することから、フルネームを米川藤□と称した細工人の存在を推定できる。藤の一字を有する瓦師は、小山藤四郎・外嶋藤蔵・大泉村の藤治郎が今回の調査で判明しており、それに類する名前と思われる。

さて彼が残した製品は寺社一三例、民家五例を数える。このうち年代を記すのは四例だけであるが、これにおなじ建物の同時製作と思われる鬼瓦の紀年銘から年代が推定可能な二例を加えると、その活動時期の中心は天保一五年(一八四四)から慶応二年(一八六六)の二四年間に求められる。

彼は、一般的な鬼瓦や獅子口・留蓋以外に鴟尾も作つた。また鬼面以外に、唐獅子や翁面、ウサギ、寿老人、太公望や、家紋「下がり藤」「五三の桐」な



図102 「新町 瓦屋 平四郎 南都 細工人 米藤」
田原本町宮森 正法寺



図103 「細工人 米川(花押)」 王寺町本町 放光寺

ど変化に富んだ鬼瓦も製作しており、細工人の名にふさわしい仕事を残している。こうした特徴に加え、その製品の分布が奈良盆地から京都府城陽市までの広い範囲にわたる点あげられる(図104)。「南都 細工人」と名乗っていることからすると、さらに活動領域が広がる可能性が高い。

「細工人 米川」の銘文には、「今里頓 瓦平七」「新町 瓦屋 平四郎」「三ツ 瓦五」「和州 柏原頓 御用瓦作 谷正」「谷庄」「久瓦善」「吉張頓 瓦佐」「井瓦伊」「今南 瓦清」「永瓦甚」「瓦石作」と、省略された形式で元請けの瓦屋の名を書いた例が十三例あり、各地で細工人として活躍したことがわかる。

今回の調査で、「今里頓 瓦平七」は、田原本町の今里の瓦屋平七、「新町 瓦屋 平四郎」

は、同新町の瓦屋平四郎、「三ツ 瓦五」は桜井市三輪の瓦屋谷本五郎右衛門、「和州 柏原頓 御用瓦作 谷正」と「谷庄」は、御所市柏原の谷井庄右衛門、「久瓦善」は橿原市久米の瓦屋善治(文政六年(一八二二)から文久二年(一八六二)までの銘文が残る)と思われ、「吉張(吉隠) 瓦佐」は桜井市吉隠の「佐」の二字を有する瓦屋、「井瓦伊」は天理市田町の法林寺で見つけたので、近くの井戸堂の瓦屋で「伊」の一字をもつ人物と推定され、「今南 瓦清」は、斑鳩町神南で「清」の一字を有する瓦屋と思われる。なお、平群町福貴の白山神社弥勒堂の鬼瓦の多くに「安政六年(一八五九)六月吉日 瓦石作」とあるのは、近在の瓦屋の屋号が「瓦石」だったのではないかと思われる。近くで石が頭文字につく地名としては白山神社の南一キロに式内社石床神社があるので、一応この周辺を候補地としておこう。「永瓦甚」は、王寺町畠田に永福寺という寺がある以外は手掛かりがない(王寺町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所二〇〇五)。

彼に約二〇年先立ち、三山周辺で多くの銘文を残した瓦師に常門村の新兵衛がいる。新兵衛は文政八年(一八二五)から嘉永五年(一八五二)までの二七年間の紀年銘を残したが、すでに紹介したように、長めの銘文の多くには「瓦師」と明記し、一度も「細工人」とは書かなかつた。この新兵衛に対し、「米川藤□」は一貫して細工人を名乗り、その活動範囲が新兵衛よりはるかに広いという点に、二人の大きな違いを見出すことができる。新兵衛は、先に見た入谷村の場合のように、ある時は親族の一人と思われる瓦師利兵衛らを率い、自ら棟梁として窯を築き、普請に必要な瓦生産のすべて(必要量の計算から瓦葺きまで)を差配できる力を持っていたが、何らかの理由によって下請けに甘んじることが多かったようである。

なお、橿原市東池尻町の本福寺に「なんと 茂八 瓦屋 カイ 弥七郎 ミ

ワ 細工 利兵衛」という年号のない鬼瓦があり、「南都 茂八」「利兵衛」を名乗る細工人の存在も知られる。また郡山市内の光慶寺の鬼瓦脚裏面に「南都細工人 佐藤」と書いた例がある。光慶寺の建物は、奈良市内から移築したと伝えられ、鬼瓦には「安政三（一八五六） 辰年 興福院村 瓦屋 直助作」の銘がある。

10 惠泉寺（山本大師堂）の瓦製露盤玉珠を作った西之宮の瓦屋忠七

檀原市の山本町は古くは山本村（旗本領）といい、畝傍山の北麓に位置することからその名がおきた。その西の外れにある惠泉寺には、弘法大師の井戸伝説があつて山本大師堂と呼ばれている。

本堂の棟札と瓦製露盤が降ろされており、上棟は万延元年（一八六〇）、露盤には文久二年（一八六二）銘があり、完成までに二年ほどかかったことがわかる。棟札の全文は銘文集成にゆずるが、そこには、今井村の大工七名、村方九名、今井村の世話方一〇名、木引き一名、今井村の手伝方棟梁二名の名が記されている。

瓦製露盤の覆鉢には、山本大師と大書し、方形露盤の縦框に銘文を刻む（図105）。全文はこれも銘文集成にゆずるが、これによって製作年と「和州 十市郡 西之宮村 瓦屋 忠七 瓦師 彌三郎」の存在が知れる。また宝珠部分などには「西瓦忠」の刻印がある。「瓦師 彌三郎」の名は残念ながら他にみえない。なお大師堂の鬼瓦にも、「西瓦忠作」「西瓦忠」の銘文がある。

露盤の縦框には一九名の名があり、うち五名が棟札の村方の名と重なるので、この一九名は山本村の寄進者と推定できる。山本村の村人が発願、寄進し、今井村の商家が世話方として参加し、さらに今井村の大工や木引・手伝いが加わって竣工したことがわかる。

初瀬街道の街村である西之宮村（幕府領↓津藩・旗本領）と山本村（旗本領）は、直線距離にして約四キロ離れており、西之宮村の瓦屋忠七と彌三郎が、大師堂の瓦を作るに至った経緯は不明である。この時期、山本村に一番近い瓦屋は南西に約一・八キロ離れた箸喰村の新七である。また北へ約二・二キロ離れた曾我村に利介（一八五〇～一八五七年）という瓦屋もあつたが、距離の近さだけでは瓦屋が選ばれなかったことがこれからわかる。

瓦屋忠七の残した紀年銘は、残念ながらこれ以外に見つかっていない。銘文を記すという工程が省かれ、小さな刻印で済ます時代に差し掛つていた頃に創業したからかもしれない。というのは、桜井市戒重や大福、檀原市膳夫町の民家や、回石原田町の浄福寺などに、「西瓦忠」「西宮 瓦忠」「瓦忠」「大和 磯城郡 西之宮 森本製」という刻印がいくつか残り、その操業時期と縄張りがほぼつかめるからである。桜井市西之宮に森本家が現在もあり、檀原市飛驒の善行寺に「西之宮 森本瓦店 昭和二十五年（一九五〇）納 □ □」銘の留蓋があるので、幕末に創業し、明治以降は森本姓を名乗り、戦後まで続いたことがわかる。なお、桜井市芝の民家に「粟殿瓦忠」という刻印瓦があるが、これはまた別の瓦屋と思われる。



図105 「和州 十市郡 西之宮村 瓦屋 忠七 瓦師 彌三郎（花押）」西瓦忠（刻印）文久2年（一八六二）檀原市山本町 山本大師堂

鬼瓦余聞 其三 バケットもってこい事件

明治に入ると、なぜか鬼瓦に銘文を刻む例が激減し、それ以降の瓦屋の動向や、鬼瓦の変化がつかみにくくなる。そんな感じを持ち始めていた頃、桜井市大福の元造り酒屋のM家主屋の大棟に銘文がある明治期の家紋鬼瓦があることに気づいた。しかし、道が狭く引きがない。また明治期の鬼瓦は、本体の両側に別作りの脚の雲形がせり上がる例が多く、それが邪魔して本体右側面の銘文が読めない。苦勞して「明治」までは確認できたが、その下がまったく読めない。調査開始後約一カ月がたった頃の話である。

自転車の荷台にのつても見えない。調査で大福を通るたびに双眼鏡を使って覗くのが見えない。ある日、M家の脚立を借りて覗いたがそれでも見えない。その時、近くで電気工事が行われていることに気づいた。そこでわけを話し、双眼鏡を渡して電柱上から銘文が読めないか聞いてみた。やはり遠くで見えないという返事にあきらめかけていると、年長の人が、「わかりました。協力しましょう。バケットもってこい」と指示した。すると、すぐ近くに停めてあった高所作業車が走って来た(図106)。乗りたかったが、それは無理ということでカメラを渡した。写真には「明治四十年(一九〇七)」という年号が写っていた(図107)。これが今のところ紀年銘のある明治最後の鬼瓦である。正面に刻印があり、桜井市横内(横大路から転訛)の岡橋瓦屋の製品であることもわかった。蛇の目(輪貫)と木瓜紋を飾る軒棧瓦にも「横岡治」の刻印がある。

明治以降の鬼瓦に急に銘文が少なくなるのはなぜなのだろうか。幕末の混乱の影響が及んだのは確かであり、明治一〇年までの銘文はほとんど見つからない。しかし、それだけの理由なのであるか。

本堂に大棟と隅棟、降棟、妻降棟など、建立時の鬼瓦すべてが残っている例を調べると、そのすべてに全文を揃えた銘文が記される例はない。完成直後のまだ軟らかい鬼瓦に、銘文を刻むのはかなり面倒な作業であり、大棟や境内の正面など、銘文が目立ちやすい場所を除くと、名前だけで年号を省略した例が多い。銘文の省略、刻印で済みます。これが工程の省略につながり、やがて銘文をもつ鬼瓦の急激な減少をまねくことになったのであろう。

11 大泉村の瓦屋

桜井市大泉の瓦屋で古いのは、同市芝の慶田寺の「文化二二年(一八一五)大泉村 瓦や 藤治ろ」であり、同一五年(一八一八)の檀原市東竹田町の融宣寺の「かわら屋 藤次郎」も同一人物とみられ、これには「大泉村 藤治郎」という刻印が伴う。また「大泉瓦 瓦藤」という銘文もおなじ瓦屋を指すのであろう。

ついで古く遡るのは、檀原市中曾司町の正福寺獅子口の「安政六年(一八五九) 大泉 鬼久之作 松瓦善」の鬼久である。「松瓦善」は高取町下小島の長円禅寺に残る「天保六年(二八三五) 瓦焼 松山村 善八」という瓦工の三字略称かと思われる。大泉村と正福寺は五・五キロ、大泉村と松山村は一〇キロと遠く離れており、①高市郡の松山村以外にも、②十市郡の松本村(田原本町松本)や、③式上郡の松ノ本村(桜井市松之本)など、松の字を有する村名もあり、とくに③の松ノ本村は大泉に二キロと近いが、②と③の村での瓦作りが確かめられないので、ここでは「瓦焼 松山村 善八」という銘文の存在を尊重して①の高市郡の松山村と推定しておこう。とすれば、やや遠いが、高市郡松山村の瓦屋の下請けをした「大泉 鬼久」を名乗る細工人の存在が判明す

街道（横大路）沿いにも、西之宮の忠兵衛や川島瓦屋、岡島瓦屋などが多数出現したことが刻印や聞き取り調査で知られた。しかし、その多くは、江戸時代から続く瓦屋も含め、戦争中の燃料不足や働き手を兵隊に取られたりして廃業に追い込まれた。



図106 桜井市大福 民家 高所作業車で鬼瓦の銘文を撮る

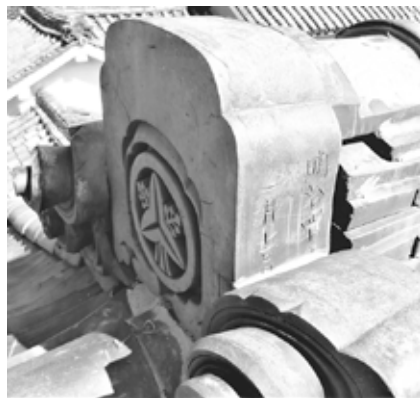


図107 「明治四十年（1907）一月吉日」

る（図40・15）。なお「鬼久」の名は、桜井市粟殿の極楽寺本堂の「安政六年（一八五九）」銘をもつ鯨や、同市桜井の大願寺の留蓋にもみえる（図39・11）。

このほかに、「大瓦治 常門 新兵衛作」という銘文があり、新兵衛の生存期間から、「大瓦治」も嘉永五年（一八五二）頃には瓦を作っていたことがわかる。さらに、「大泉 瓦千」「大泉 栄嶋」「大瓦善」「大瓦次」「大玉作」などの刻印を押した細かい細工を施した鬼瓦があり、その多くは大泉村の瓦屋と思われる。

こうして大泉には一〇軒をこえる瓦屋があつたと推定できるところになった。また初瀬

戦後はセメント瓦や三州瓦・淡路瓦など機械化による低価格な瓦との競争に敗れ、また宅地化の進行による原料粘土の不足と、先に述べたように、最終的には石油ショックで採算が取れなくなり、今では、初瀬街道に面する岡井瓦工業が瓦葺きだけが続けているだけである。こうした状況は全国でもみられた（長野市立博物館一九九八）。こうして寛永十一年（一六三四）頃に産声をあげた大和三山周辺における近世瓦屋は、幾多の波を乗り越え姿を変えながら昭和五〇年（一九七五）頃に終焉を迎えることになったのである。したがって、その歴史はおよそ三四〇年続いたということになる。

鬼瓦余聞 其の四 謎の久米仙（図110）

「細工人 久米仙」（図108）という銘文や、「細工請合 久米仙」「細工二代 久米仙」という刻印が、桜井市から明日香村・檀原市・御所市にかけて広く分布する（図110）。「細工請合」からわかるように、道具瓦の竜の鱗や亀の甲羅、鳳凰の羽などに繊細な細工を施するのが特色である（図109）。しかし、すでに銘文を刻むという工程が完全に省かれた大正年間以降の製品であり、年代を特定できない。「久米仙」といえば、琉球泡盛のブランドであり、また久米仙人伝説も知られているが、瓦屋で久米仙を名乗るのはなぜか見当がつかなかった。その謎が、意外なところで解き明かされたのである。

久米仙という瓦屋は桜井市大泉にあつた。これを教えてくれたのは、元同僚の近畿大学文芸学部芸術学科で陶芸を担当する上田順康さんである。上田先生の話によれば、祖父の仙太郎が檀原市久米の瓦屋に弟子入りし、のち独立して出身地の大泉で瓦屋を始めた。修業中にダルマ窯の築き方も学んだこと、農閑期に親戚や近所の人に手伝ってもらったという話も聞くことができた。久米の

瓦屋といえば、文政六年（一八二二）から、文久二年（一八六二）の銘文を残す「久米村 瓦屋 善治（宮本氏 善次とも名乗った）」や「久米村 正二」の子孫と思われ、そこで修業したので「久米」を冠し、自分の名前の仙太郎から一字を取り「久米仙」と名乗ったことがわかり謎は解けた。

大正一五年七月（一九二六）の奈良県瓦業者名簿には、磯城郡織田村大泉の瓦屋として、岡田寅吉・外島柳之助・外島菊次郎・上田仙太郎・福井佐太郎・杉本豊次郎の六人の名がみえ、この頃、大泉で盛んに瓦が作られていたことがわかる（表1）。したがって、「久米仙」の創業はこれ以前に遡る。

今回の調査で、上街道（上ツ道）や中街道（下ツ道）、横大路の交差点やその近くの街村にまず瓦葺きが普及し、街道筋から離れた農村地域ではそれが遅れたことがつかめた。大泉村は古代の中ツ道に近い。しかし中ツ道は早く廃れたので、周辺の農村への瓦葺きが遅れたのであろう。そうした地域への瓦の供給源として大泉が粘土にも恵まれたこともあって、大正年間に瓦屋が急増したのである。

橿原市北八木町の正福寺薬師堂の鬼瓦に「久米仙 細工請合」と「葛本 瓦久製」という刻印を押す例があるので、橿原市葛本で「久」の一字をもつ瓦屋の下請けをしたこともあったことがわかる。図110をみてもわかるように、各地の瓦屋との協業も多かったようで、その仕事の範囲は橿原市から御所市方面に広がり、近世の瓦屋の縄張にくらべかなり広い。

上田先生の話によれば、久米仙は祖父から父親まで二代続いた。しかし、瓦葺きの普及につれ需要は減少し、公害防止法の成立で黒煙を吐く瓦屋は嫌われ、昭和四八年（一九七三）の第一次石油ショックで燃料が高騰してついに廃業に追い込まれたという。したがって、久米仙の瓦作りは、二代にわたり、約半世紀続いたことになる。創業者仙太郎の孫にあたる上田先生は三代目にはな

れなかった。ただおなじ粘土を原料とする陶芸家の途を選んだというところに因縁を感じるのは筆者だけであろうか。

もう一つ久米の瓦屋に関する記憶を書き残しておく。二〇〇四年の秋、飛鳥の溜池や堰の調査でこの辺りを歩いた時、久米寺境内の北西、近鉄南大阪線の線路の南に、「久米仙人屋敷」と呼ばれる屋敷があったことを思い出した。住人はすでになく、凝った瓦が葺かれていたが、これが久米瓦屋だったのかもしれない。端面に「久米瓦弁」の刻印のある棧瓦があり、消えかけた表札に「卯之助」とあった。

この「久米瓦弁」を手掛かりに調べると、大正六年（一九一七）発行の『実業重宝』の瓦製造業の欄にみえる「瓦辨 宮本辨次郎 四代創業」とあるのがこの刻印の主と思われる（松本一九二七）。大正一五年（一九二六）の『瓦業総覧』には、「白樫村 宮本徳太郎」とあり、宮本善治・正二・某・辨次郎・徳太郎・卯之助という系譜がたどれるのかもしれない（井上一九二七）。しかし残念ながら仙人屋敷は取り壊され、いまやそれを確かめることはできない。彼らの縄張を図11に示しておく。

12 たった一つの鬼瓦しか残さなかった瓦工もいた

六年間の調査でその存在が知られた瓦屋・瓦師・瓦工・細工人は百人を超えた。その中には、仁王堂清助のように、享保六年（一七二一）銘の一对の鬼瓦だけを残す人物もいる（図112）。

仁王堂は、桜井市の安倍文珠院の北にあったと伝えられる仁王門に因む地名である。横大路から阿部・山田道が分岐する街角に建つ、見落としそうな小さな地藏堂の屋根に彼の生きた証が今も残る。この辺りは今回の調査で最も濃密

の惣兵衛は柳本藩との、土佐村（現高取町）の川合半兵衛は高取藩との、御坊村の久左衛門は大和五ヶ所御坊のひとつである畝傍御坊信光寺とのつながりが考えられ、また江戸時代後期から幕末にかけて、それまで空白であった山間部



図108 「細工人 久米仙」 大和高田市曙町 宗願寺

知られていない。一方、かなりの数の銘文を残しながらも、今回取り上げることができなかった瓦工も多い。特に大海村（現天理市）

もちろん、この仕事だけに熱中してきたわけではなく中断していた時期も長い。暇を見つけ、あれこれ楽しみながら書き続けているうちに、本文だけで九万字を超え、これに年表と図表を加えるとかかなりの長さになることがわかってきた。そこで、ここまでで一旦区切り、あとは第二部に回すことにした。第二部では、残りの瓦屋の紹介と、鬼面紋鬼瓦と各種の吉祥紋鬼瓦、それに獅子口・鯨・留蓋などの型式変化を中心に分析することにした。紀年銘をもつ鬼瓦を年代順に並べれば、その変化が手に取るようにわかる。いわゆる編年（近世鬼瓦の三山地域編年）は造作なくできるように思えるし、これを他の地域の鬼瓦と比較したりする楽しみがある。

人類が作ったモノは必ず変化するという大原則がある。これに頼って考古学は発展していくのであるが、では、その変化の原動力はどこから生まれるのだろうか？その変化はどのように拡散するのか？その速度は？といった課題も



図109 「細工 久米仙」刻印 「大和南葛城郡 掖上村柏原 瓦半」刻印 高取町 越智 民家

に歩いた地域であり、彼の製品がこれから発見される可能性は極めて低い。清助はその仁王堂

出身の細工人だったと思われ、国宝十一面観音菩薩像で有名な桜井市下の聖林寺鐘堂の鬼瓦に残る「仁王堂 細工人平助」は彼の親族と思われるが、平助の製品もまだ一例しか知られていない。

にも瓦屋が登場することもわかってきた。ここにそのすべてを紹介することはできないので、全貌は第二部をお待ち頂きたい。

第二部の内容 人類が作ったモノは必ず変化する

本稿は、歩き始めてから六年の調査成果の前半をまとめたものである。書き始めてからでも二年を過ぎた。



図112 「仁王堂 清助」 享保6年（1721）桜井市戒重仁王堂 地藏堂

考えてみたいと思う。また銘文集成も併せ掲載したい。

後記

本稿をまとめるにあたり、水平社博物館をはじめ、左記の方々には文献の複写、情報の提供等で大変お世話になりました。また図の大半は、公益財団法人八尾市文化財調査研究会の樋口薫さん（文芸学部文化学科四期生）のご厚意を得て完成したものであることを明記し、感謝の意を表します。最後に、突然の訪問にもかかわらず、快く調査を許して下さいました各寺社の管理者のみならずにも深甚の謝意を表します。

相原嘉之 網伸也 井内潔 石野欣秀 今井晃樹 上村和直 岡島永昌 古閑正浩 近藤康司 櫻井恵 清水昭博 清野陽一 中畔明日香 西田紀子 箱崎和久 原田憲二郎 樋口薫 福井正浩 宮本敬一 藪中五百樹

参考文献

- 芦田淳一 二〇〇三「大和の近世瓦―編年方法と瓦師の動向―」『関西近世考古学研究XI』関西近世考古学研究會
- 芦田淳一 二〇一七「大和の近世瓦―編年と瓦生産―」『幕藩体制下の瓦―近世都市遺跡における生産と流通―』第六六回 埋蔵文化財研究集會 發表要旨・資料集 埋蔵文化財研究會
- 井内潔 二〇一二「研究余録2」『井内古文化研究室蔵 中国六朝瓦図譜』井上要 一九二七『日本瓦業総覧』日本瓦業総覧刊行會
- 今橋理子 二〇一三『鬼とかたちの日本文化』東京大学出版會
- 王寺町教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所 二〇〇五『達磨寺発掘調査報告書』王寺町文化財調査報告書 第四集
- 大脇潔 一九九四「飛鳥時代初期の同範軒丸瓦―蘇我氏の寺を中心として―」

『古代』第九七号 早稲田大学考古学会

大脇潔 二〇〇八「対馬豊紀行―石屋根と「南北に市糶」した瓦―」『民俗文化』第二〇号 近畿大学民俗学研究所

大脇潔 二〇一二「周防・長門豊紀行―吉川広家・大内義弘と山本勉弥―」『民俗文化』第二四号 近畿大学民俗学研究所

大脇潔 二〇一三「みちのく豊紀行―宮城・福島県の被災地を歩いて―」『民俗文化』第二五号 近畿大学民俗学研究所

岡寺 一九八六『岡寺の靈宝』便利堂

奥野義雄 一九七九「『唵急如律令』の屋瓦」『古代研究 特集 鎮壇・呪符』一八 元興寺文化財研究所考古学研究室

角川書店編集部 一九六一『日本絵巻物全集 第四卷 伴大納言絵詞』角川書店

角川書店編集部 一九六八『日本絵巻物全集 第十四卷 年中行事絵巻』角川書店

小林章男 一九八一『鬼瓦』大蔵経済出版

小林章男 一九八二「鬼瓦をたどって」『鬼・鬼瓦』INAブックレット二巻二号

小林章男 一九九一『続鬼瓦』私家版

小林章男 二〇〇八「棟端飾瓦（鬼瓦）の起源について」『唐古・鍵考古学ミュージアム 平成二〇年度 春季企画展 講演会資料』

駒井和愛編 一九五四『邯鄲』東方考古学叢刊乙種第七冊 東亜考古学会

近藤滋 一九七六「愛知郡湖東町小八木廃寺調査報告」『昭和四九年度滋賀県文化財調査年報』

佐川正敏 一九九二「法隆寺の瓦大工橋氏の活躍」『法隆寺の至宝 第一五巻 瓦』法隆寺昭和資財帳編集委員会

- 佐川正敏 一九九八「法隆寺の瓦大工橘氏の瓦作りと中世の鬼瓦」『鬼瓦』日本
本の美術三九一 至文堂
- 佐原真 一九八五「分布論」『岩波講座日本考古学』1 研究の方法 岩波書
店
- 嶋谷和彦 一九九九「近世・堺の瓦屋仲間と刻印瓦」『大阪市文化財協会研究
紀要』第二号
- 鈴木嘉吉 一九七二「聖霊院」『奈良六大寺大観 第一巻 法隆寺一』岩波書
店
- 高原隆 二〇一〇『鬼板師 日本の景観を創る人々』愛知大学総合郷土研究所
ブックレット一八
- 武内雅人・鳴海洋博 二〇一七「近世瓦の生産と流通―歴史的建造物を素材と
した研究事例―」『幕藩体制下の瓦―近世都市遺跡における生産と流通―』
埋蔵文化財研究会
- 武田寛生 二〇一三『篠場瓦窯跡・上海土遺跡』静岡県埋蔵文化財センター調
査報告 第二七集
- 谷豊信 二〇一八「漢代建物の棟端を飾ったと思われる瓦―中国河北省邯鄲遺
跡出土・東京大学考古学研究室所蔵品―」『考古学雑誌』第一〇〇巻第二号
日本考古学会
- 寺農織苑 二〇一七「奈良県生駒郡における近世鬼瓦の研究①―平群町編―」
『帝塚山大学考古学研究所研究報告 XX』
- 寺農織苑 二〇一八「京都府城陽市における近世鬼瓦の研究―法性山即成院常
楽寺―」『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』第一八号
- 天理市教育委員会 一九八一『天理市の仏像』
- 東京国立博物館 二〇一三『東京国立博物館ニュース』第七二二号
- 同志社大学歴史資料館 二〇一五「相国寺旧境内発掘調査報告書 今出川キャ
ンパス整備に伴う発掘調査第四次～第六次」同志社大学歴史資料館調査研究
報告第一三集
- 富田真二 二〇〇三『南法華寺発掘調査報告』高取町文化財調査報告 第二五
冊
- 中尾正治・高橋美久二編 一九七六「京都紀年銘古瓦銘文集」『京都考古』第
二三号 京都考古刊行会
- 中尾正治 一九九三「八幡近郊と南山城地域で名を遺した瓦師」『京都考古』第
六九号 京都考古刊行会
- 中西秀和 二〇〇八「瓦に込めた願い 田原本の瓦づくりと民間信仰」『唐古・
鍵考古学ミュージアム 平成二〇年度 春季企画展 講演会資料』
- 長野市立博物館 一九九八「屋根瓦は変わった―信州の瓦屋と三州の渡り職
人―」
- 奈良県教育委員会 一九六五「重要文化財 南法華寺礼堂修理工事報告書」
- 奈良県教育委員会 一九六六「重要文化財 旧一乗院宸殿・殿上及び玄関移築
工事報告書」
- 奈良県教育委員会 一九六九「重要文化財 岡寺仁王門修理工事報告書」
- 奈良県教育委員会 一九七四「重要文化財 瑞花院本堂修理工事報告書」
- 奈良県教育委員会 一九七四「国宝 法起寺三重塔修理工事報告書」
- 奈良県教育委員会 一九七六「重要文化財 豊田家住宅修理工事報告書」
- 奈良県教育委員会 一九七六「重要文化財 檀原神宮本殿・旧織田家屋形修理
工事報告書」
- 奈良県教育委員会 一九八一「今井町民家鬼瓦調査」『重要文化財 音村家住
宅修理工事報告書』

- 奈良県教育委員会 一九八五『重要文化財 藤田家住宅修理工事報告書』
- 奈良県教育委員会 一九八六『重要文化財 久米寺多宝塔修理工事報告書』
- 奈良県教育委員会 一九八六『重要文化財 大神神社摂社大直禰子神社社殿修理工事報告書』
- 奈良県教育委員会 一九九〇『重要文化財 安楽寺塔婆修理工事報告書』
- 奈良県教育委員会 一九九一『重要文化財 興福院客殿修理工事報告書』
- 奈良県教育委員会 二〇〇四『重要文化財 當麻寺奥院鐘樓門修理工事報告書』
- 奈良県教育委員会 二〇一八『重要文化財 村井家住宅主屋及び内蔵修理工事報告書』
- 奈良県立橿原考古学研究所 一九八〇『大和国条里復原図』
- 奈良県立橿原考古学研究所 二〇〇三『只塚廢寺・首子遺跡』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第五七冊
- 奈良県立橿原考古学研究所 二〇〇五「多武峰遺跡群 針道地区(第二次)」『奈良県遺跡調査概報 二〇〇五年度』
- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館 一九八三『飛鳥の仏像』同朋舎
- 奈良文化財研究所 二〇〇二『山田寺発掘調査報告』奈良文化財研究所学報第六三冊
- 箸尾御坊 教行寺 二〇〇二『奈良県広陵町有形文化財(建造物) 教行寺 対面所・書院・修復工事報告書』
- 花谷浩 二〇〇四「屋瓦」『重要文化財 長谷寺本堂調査報告書』奈良文化財研究所
- 平凡社 一九八一『奈良県の地名』日本歴史地名大系三〇
- 法隆寺昭和資財帳編集委員会 一九九二『法隆寺の至宝 第一五卷 瓦』昭和資財帳一五
- 前田義明 二〇一六「京都市常盤仲之町遺跡出土の家紋瓦」『東アジア瓦研究』東アジア瓦研究会
- 松本作蔵 一九一七『実業重宝』実業公栄社
- 三木市立堀光美術館 二〇〇一「三木瓦師の足跡」研究調査『研究紀要』第一号
- 宮田登 一九九九「鬼の民俗学」『鬼瓦・瓦屋根再考』日本鬼師の会
- 山崎信二 二〇〇八『近世瓦の研究』奈良文化財研究所
- 山本忠尚 一九七九「舌出し獣面考」『研究論集』V 奈良国立文化財研究所
- 山本忠尚 一九九八『鬼瓦』日本の美術三九一 至文堂

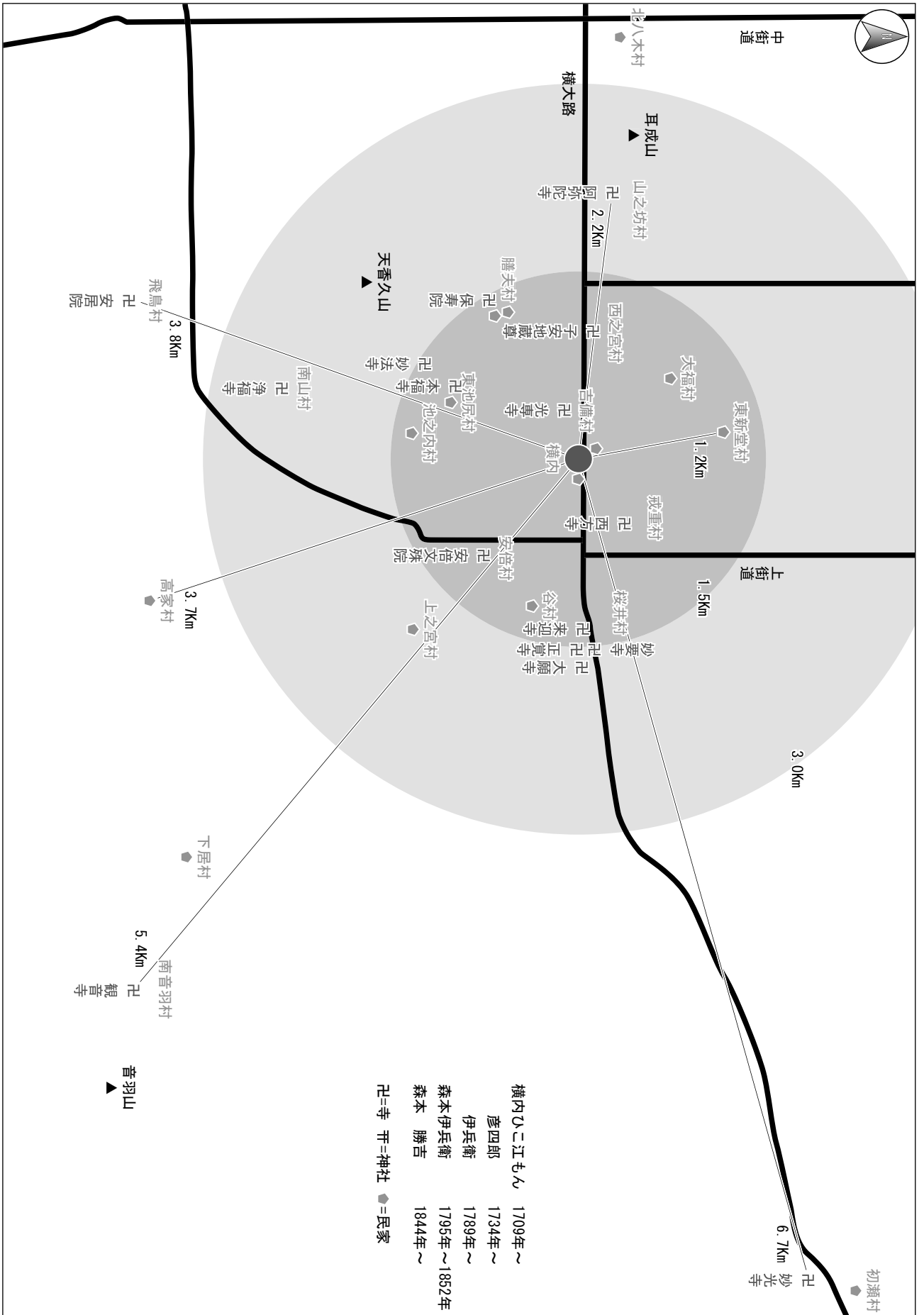


図72 横内村の瓦屋の細張

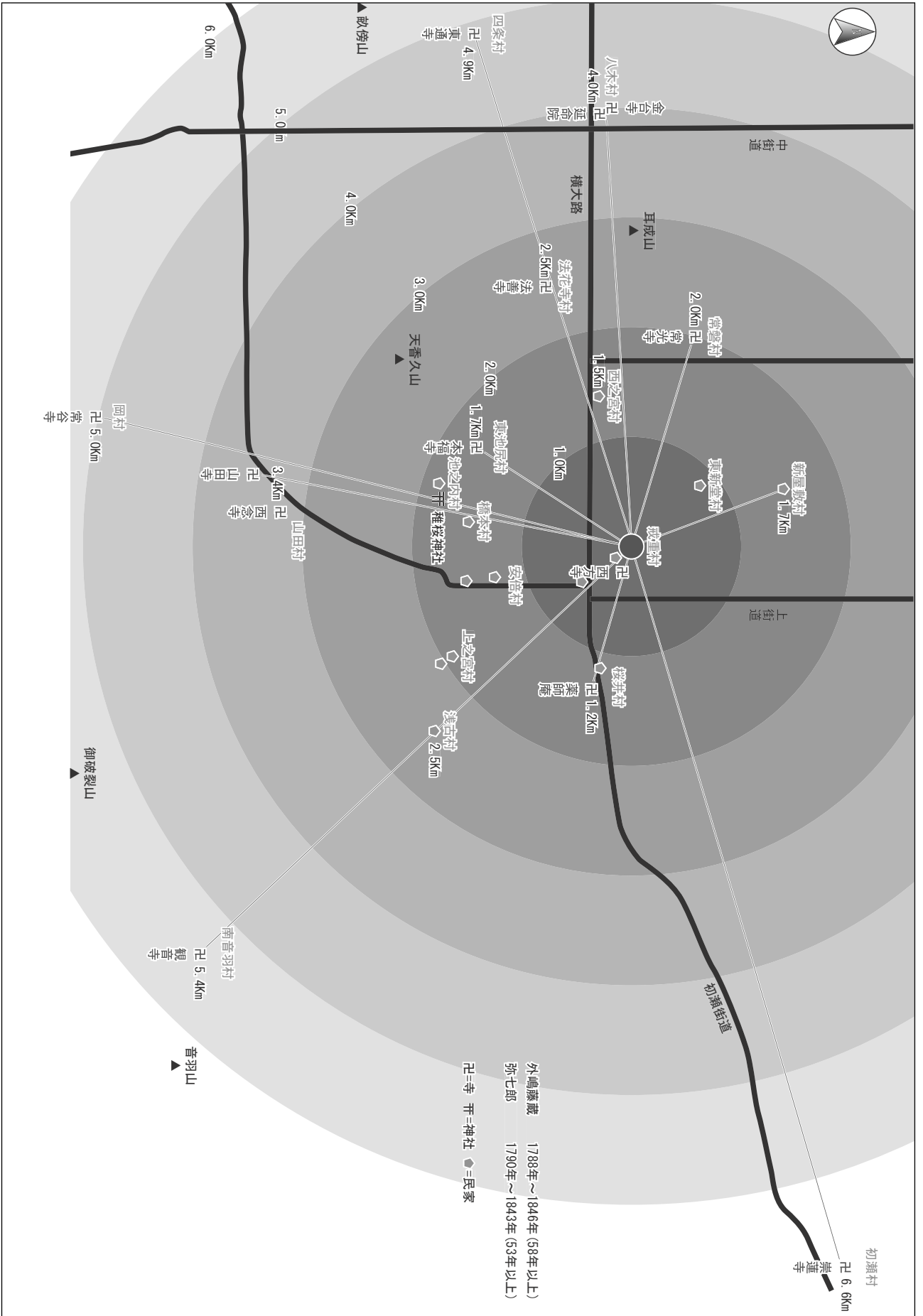


図73 戒重村外嶋藤藏と弥七郎の縄張

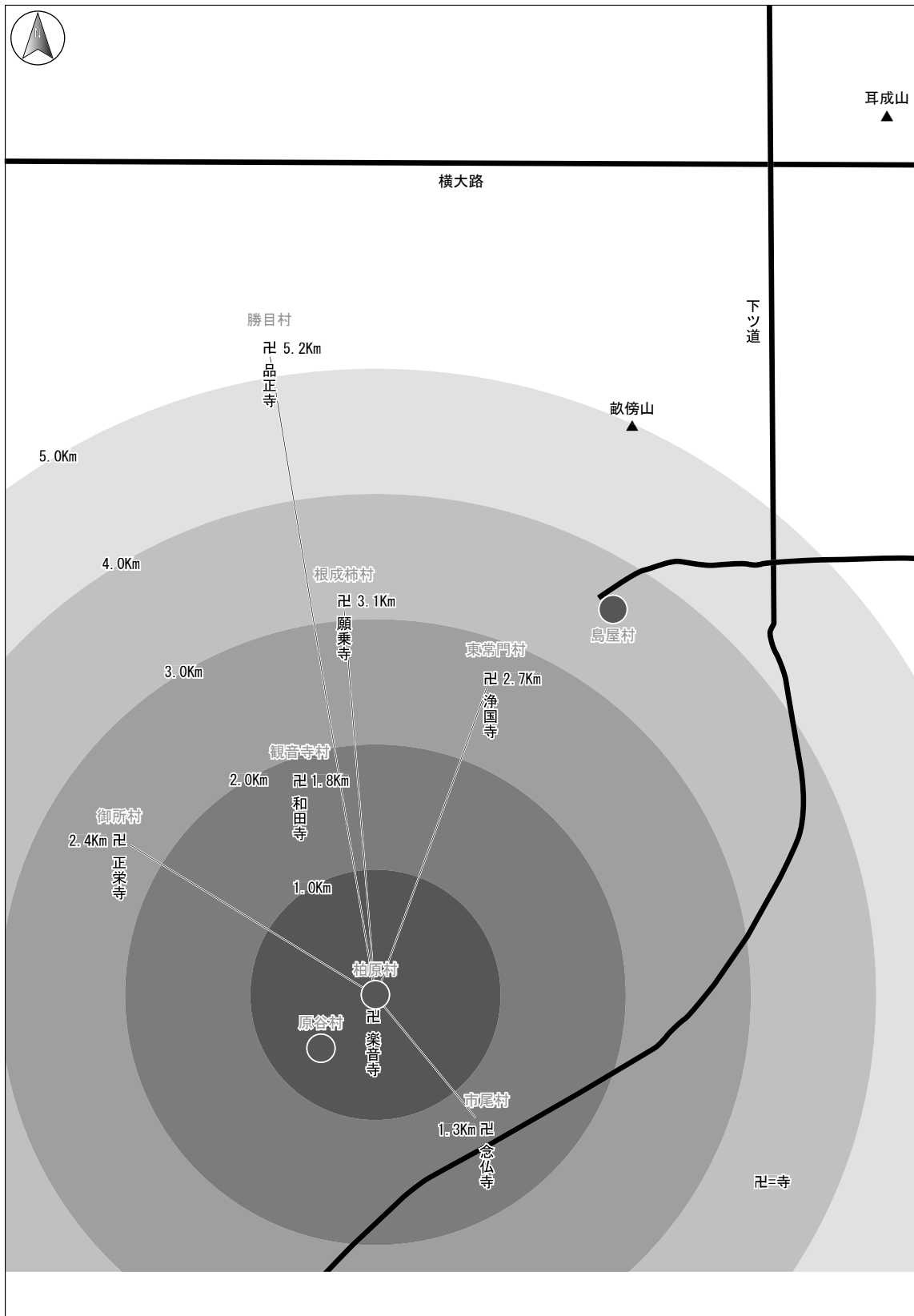


図86 藤田佐介の縄張

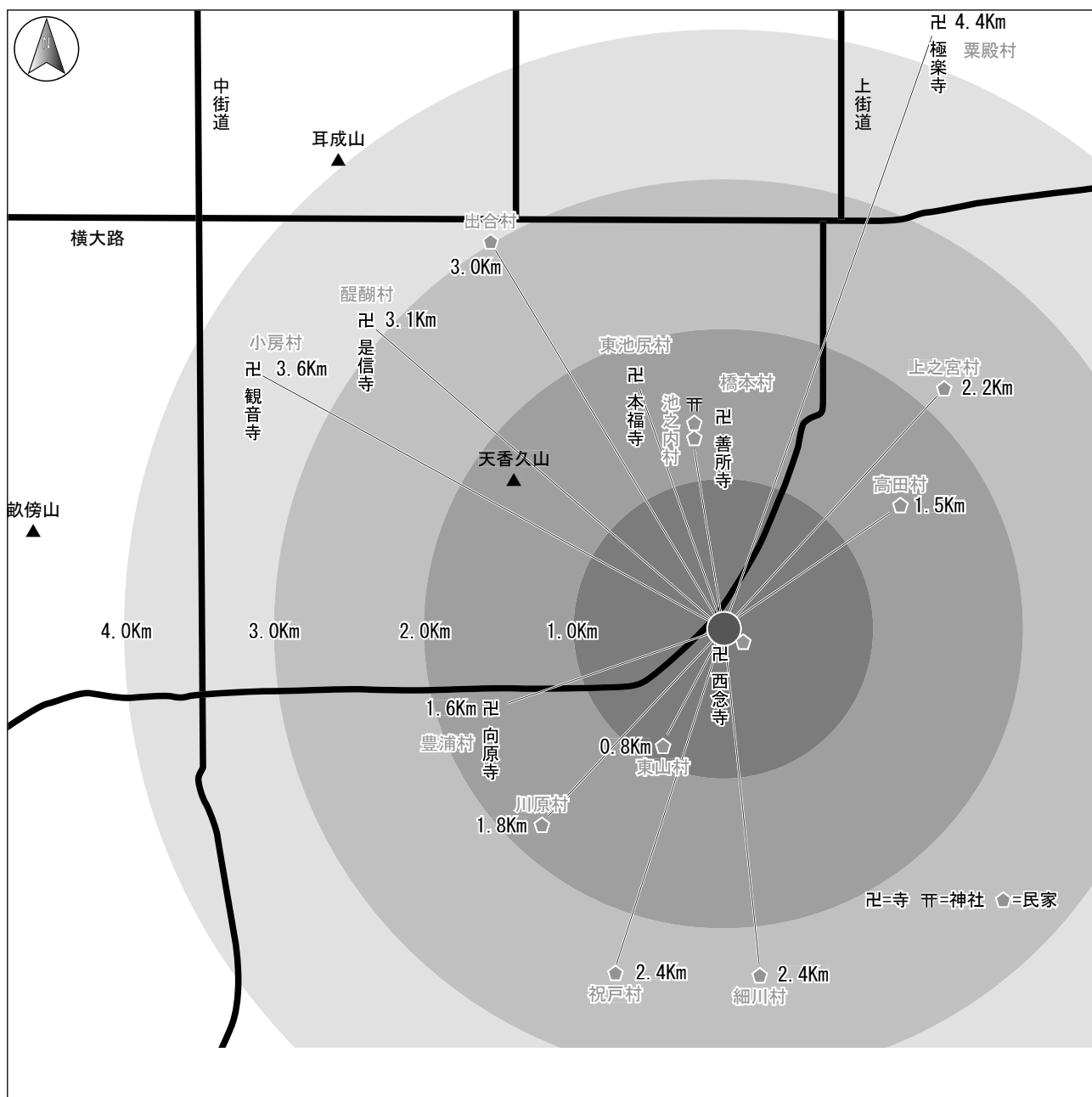


図99 山田村の瓦屋の縄張

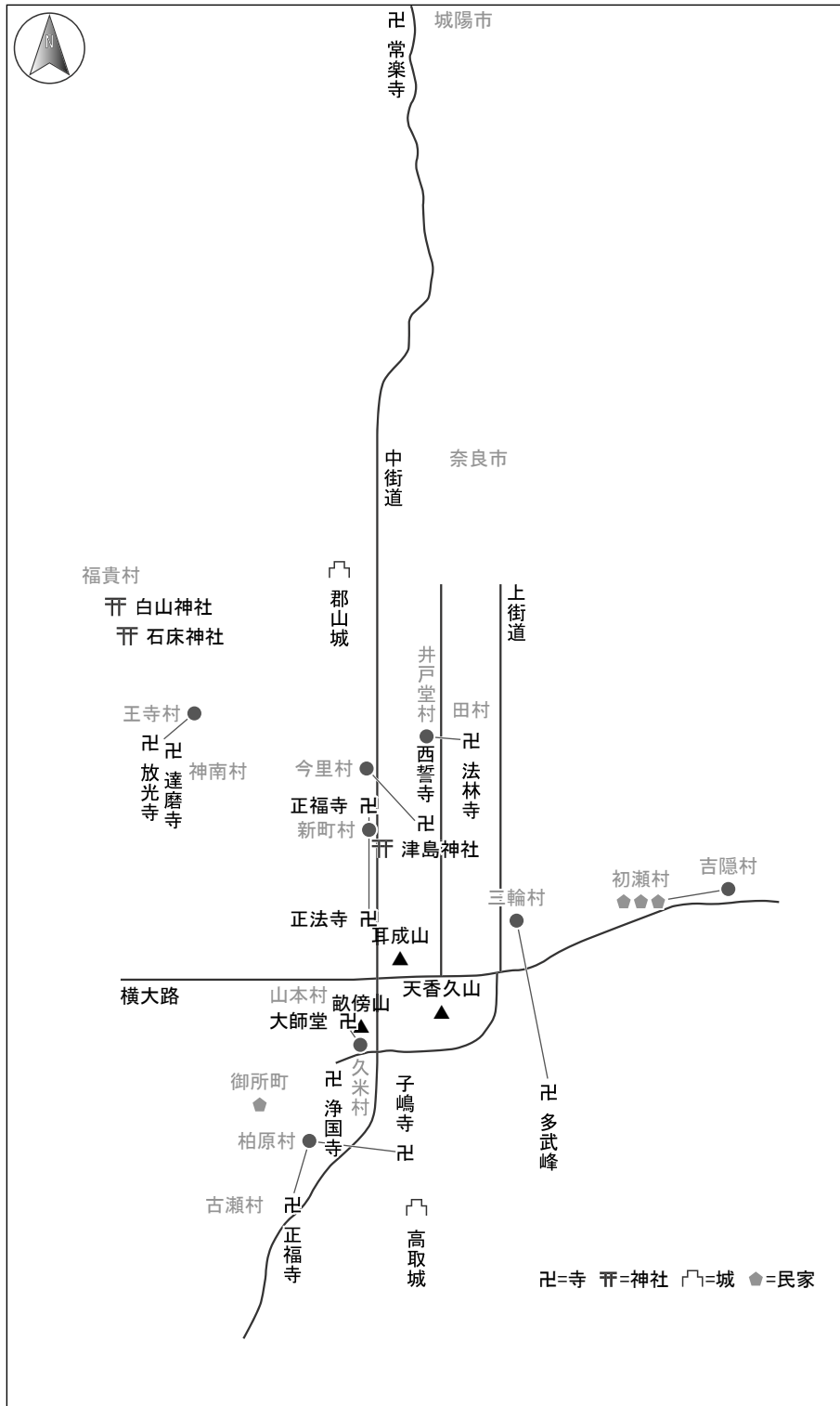


図104 南都 細工人 米川 (米藤) の足跡

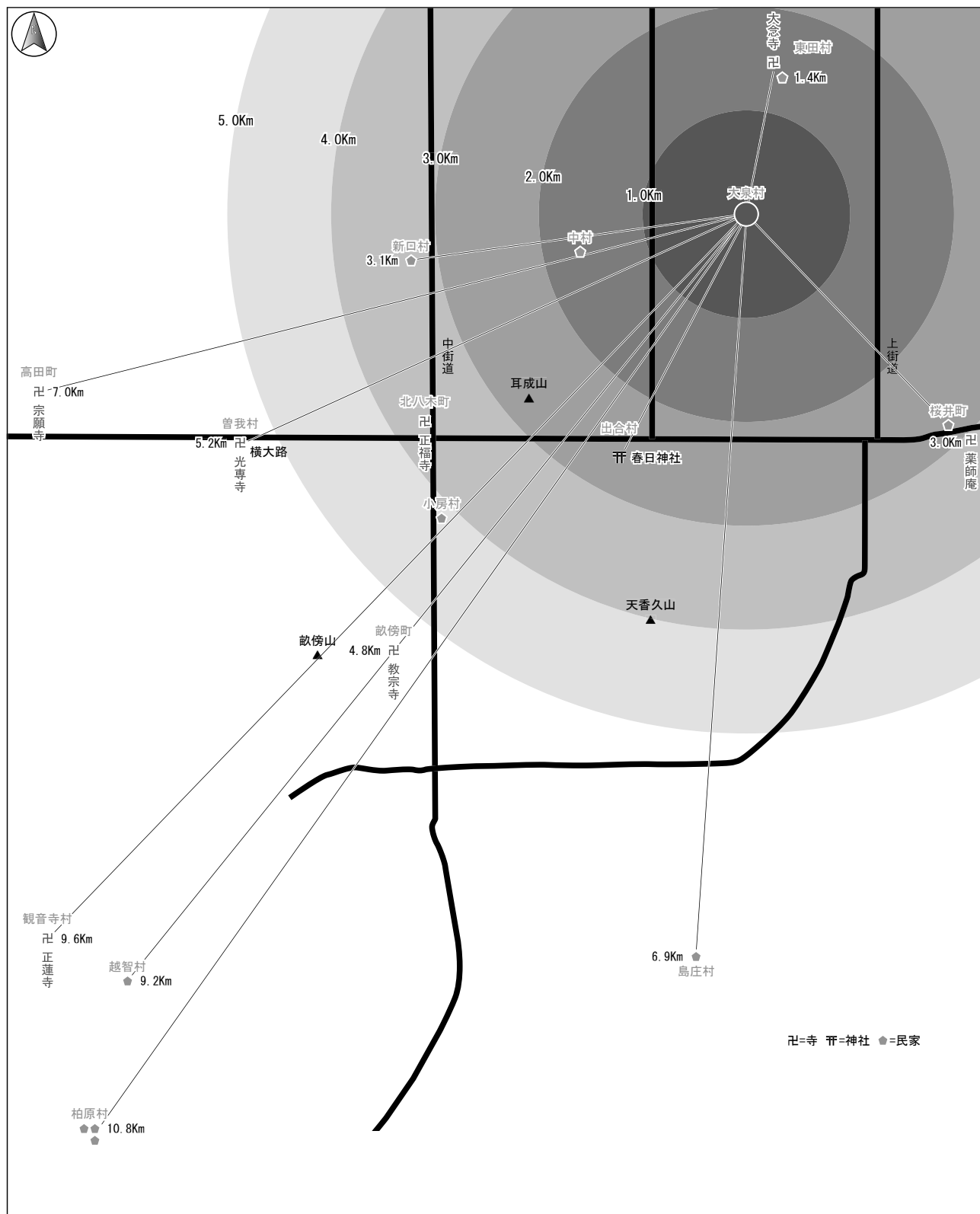


图110 久米仙の刻印・銘文の分布

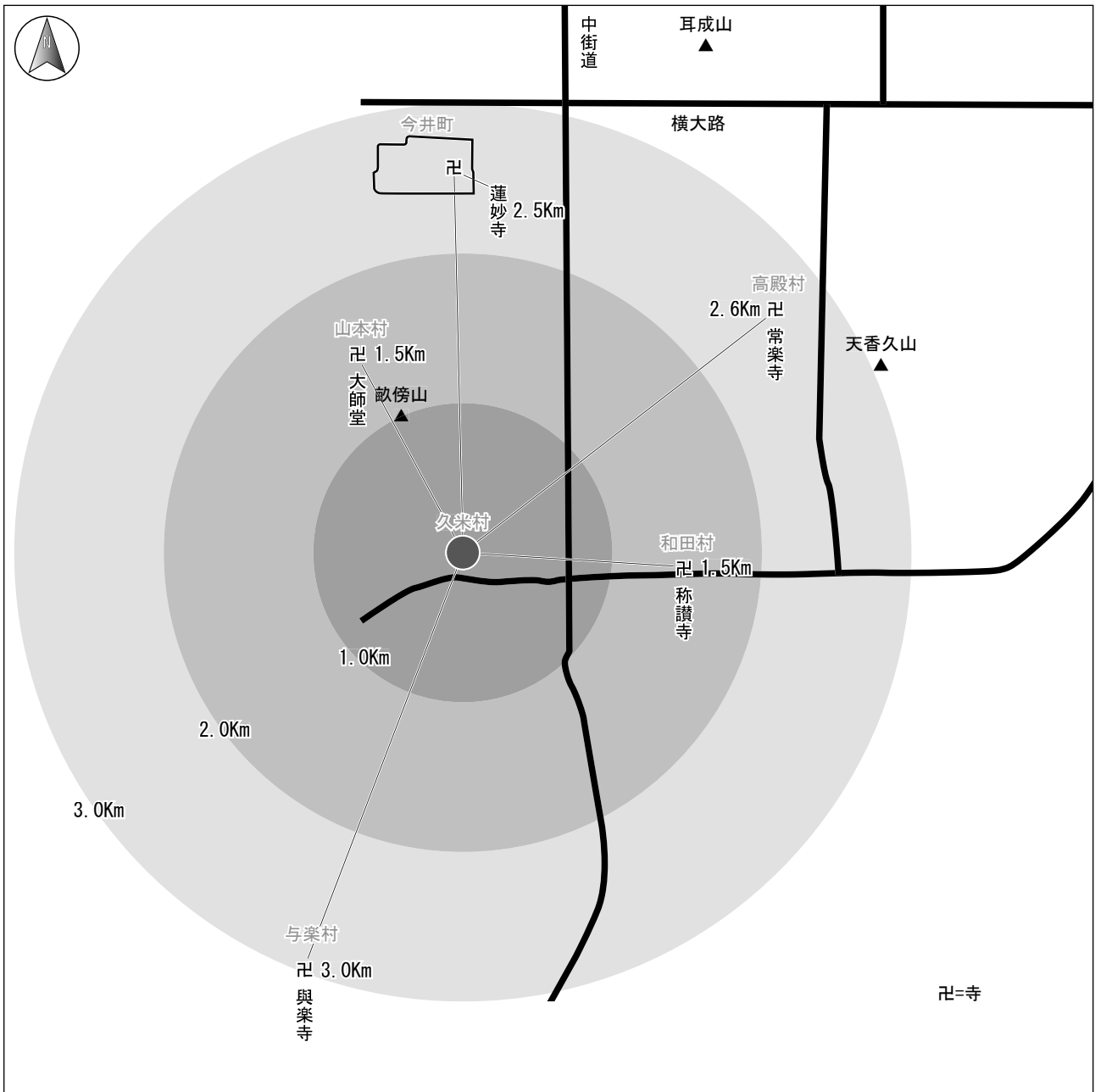


図111 久米村の瓦屋の縄張

大和三山周辺の鬼瓦銘文年表

凡例

・本年表の主体は、今回の調査で確認した寛永二年（一六三四）から、昭和五年（一九五〇）までの鬼瓦・獅子口・留蓋・鯨・瓦製露盤等に記された銘文からなる。寛永二年以前の銘文の多くは、『法隆寺の至宝「瓦」や修理工事報告書（※で表示）などの文献から参考になるものを集めた不完全なものである。なお、報告書中の積文の誤りを確認できるものは訂正した。

・本年表は、瓦屋や瓦師、細工人の系譜をたどることと、その消長を掴む必要があるため、同一建物に使用された同時製作の複数の鬼瓦に記された銘文から得られる情報を一つにまとめて記入することにした。銘文の全文は次回掲載予定の銘文集成を参照されたい。また損傷などの理由で読めない文字についても同時製作の製品等から類推可能なものはこれを（ ）内に記した。

・銘文は原文そのままを記すように努めた。ただし誤字や当て字も多いので、適宜（ ）内にわかりやすく書き改めたものもある。また長文のものは必要部分のみを抄録した。

・多数を占める鬼面紋鬼瓦はいちいち書くことを省略し、吉祥紋鬼瓦の場合のみ、その紋様を記した。また鬼瓦以外の道具瓦はその種類を記した。

・すでに屋根から降ろされ、境内等に保管されている所用建物不明の例は「境内」と記した。所用建物はわかる範囲で記した。

・民家に使用した例は太字で示した。

延喜六年（九〇六） 延喜六年 造檀越 高階茂生（軒平瓦）・大工 和仁部貞行（軒丸瓦）（桜井市橋本 青木庵寺出土 陽刻）

建久六年	(二一九五)	僧春慶 建久六年正月廿七日（東大寺転害門 平瓦 墨書）
嘉禄三年	(二二二七)	東塔廊瓦 嘉禄三年造之（東大寺東塔院 軒平瓦 陽刻）
天福元年	(二二三三)	天福元年（東大寺戒壇院 軒平瓦 陽刻 唐招提寺にもあり）
仁治三年	(二二四二)	仁治三年（薬師寺軒平瓦 陽刻）
建長元年	(二二四九)	建長元年（東大寺三面僧房 軒丸瓦 巴紋の周辺に陽刻）
建長二年	(二二五〇)	軒平瓦 建長二年庚戌四月（奈良市佐紀町 超昇寺出土）
軒平瓦	陽刻	
弘長二年	(二二六二)	へら書き九行（薬師寺 平瓦）
文永三年	(二二六六)	（大和郡山市椎木町 光堂寺 丸瓦・平瓦）
文永五年	(二二六八)	叩き板陽文（葛城市当麻 当麻寺 平瓦）
弘安四年	(二二八一)	弘安辛巳薬師寺東院（薬師寺東院 軒平瓦 陽刻）
元亨三年	(二三三三)	作者寿王三郎太夫正重（唐招提寺金堂 鴟尾）
応永四年	(二三九七)	二百七十マイノウチ（法隆寺西円堂 鳥衾瓦）
応永九年	(二四〇二)	ヲウエイ九年四月五日（花押）（奈良市五条町 養天満宮 鳥衾瓦）
応永二年	(二四〇四)	タチハナノ国重五十一ノトシ□□寿王（法隆寺五重塔 鬼瓦）
応永二年	(二四〇五)	瓦大工ヒコ次郎トシ廿八（法隆寺講堂 鬼瓦）
応永二年	(二四〇五)	カウトウノサシカワラ ヒコ次郎（法隆寺西院東門 丸瓦）
応永二年	(二四〇六)	寿王三郎トナノルトシ廿九（法隆寺聖霊院 丸瓦）
応永二年	(二四〇六)	衾瓦百八十枚（法隆寺聖霊院 鳥衾瓦）
応永二年	(二四〇六)	ナヲカエテスワウ三郎（法隆寺聖霊院 鬼瓦）
応永二年	(二四〇七)	コレツクリタルトシワ大工廿九（法隆寺聖霊院 丸瓦）
応永二年	(二四〇七)	ヒコ次郎吉重 十一月十八日（薬師寺東院堂 平瓦）
応永二年	(二四一〇)	瓦大工ヒコ次郎トシ三十三（法隆寺西院回廊 鬼瓦）

永永一八年	(一四二一)	極楽坊一遍 永永十八年六月(元興寺極楽坊東門 雁振瓦)
永永一八年	(一四二一)	瓦大工ヒコ次郎トシ三十三(奈良市中町 霊山寺 平瓦)
永永一九年	(一四二二)	大御輪寺大工刑部允 永永十九年壬辰 五月日 クタリノ
フスマ(桜井市三輪 旧三輪寺本堂 明日香村橘 橋寺 鳥衾瓦)		
永永一九年	(一四二二)	三輪寺 永永十九年 壬辰 大工刑部 奉行 宣光 五月
日(明日香村橘 橋寺 鳥衾瓦)		
永永三二年	(一四二五)	永永廿二年 乙未 八月十二日(興福寺東金堂 平瓦)
永永三二年	(一四二五)	永永廿年 乙未 二年五月(興福寺東金堂 軒平瓦)
永永三三年	(一四二六)	瓦大工寿王三郎トシ三十九(法隆寺聖霊院 鬼瓦)
永永三二年	(一四二五)	請取申瓦用途事合参万貫文 吉重(唐招提寺礼堂 平瓦)
永永二年	(一四三〇)	ユウアミ 吉重
永永八年	(一四三六)	永永八年四月日ほけ寺西タウ(法華寺本堂 平瓦)
永永八年	(一四三六)	永永八年タツノトシ卯月十一日□□□ 八千(橿原市五井
町 称名院 丸瓦)		
永永八年	(一四三六)	コノトシワスイフンノヒテリナリ(法隆寺夢殿回廊 平瓦)
永永八年	(一四三六)	瓦大工ユウアミ 十月十日(法隆寺伝法堂 鬼瓦)
永永八年	(一四三六)	永永八年閏五月一日(法隆寺聖霊院平瓦 南大門瓦か)
永永八年	(一四三六)	瓦大工吉重トシ五十九(法隆寺東院礼堂 鬼瓦)
永永八年	(一四三六)	南大門瓦以上合一万五千枚(法隆寺南大門 平瓦)
永永八年	(一四三六)	南大門のき瓦二百七十枚(法隆寺南大門 軒平瓦)
永永八年	(一四三六)	南大門あふみ瓦六月六日より始(法隆寺南大門 軒丸瓦)
永永八年	(一四三六)	南大門の瓦なり ユウアミ(法隆寺南大門 丸瓦)
永永八年	(一四三六)	永永八年 丙辰 七月六日(法隆寺南大門 鳥衾瓦)
永永八年	(一四三六)	永永八年八月大工ユウアミ(法隆寺南大門)
永永九年	(二四三七)	瓦大工□□アミ トシ□□ナリ(法隆寺南大門)
永永一〇年	(二四三八)	大工ユウアミ年六十一(法隆寺南大門 丸瓦)
永永一〇年	(二四三八)	瓦大工吉重トシ六十一(法隆寺南大門 鬼瓦)
永永一〇年	(二四三八)	法隆寺南門の瓦四千八百枚(法隆寺南大門 平瓦)
永永一〇年	(二四三八)	とり衾 寿王五作ナリ(法隆寺南大門 鳥衾瓦)
嘉吉元年	(二四四一)	瓦大工橘之吉重寿王三郎(橿原市飯高町 吉楽寺本堂 丸瓦)
嘉吉元年	(二四四一)	嘉吉元年卯月一日(橿原市飯高町 吉楽寺本堂 軒平瓦)
嘉吉元年	(二四四一)	□□□(橿原市飯高町 吉楽寺本堂 平瓦)
嘉吉元年	(二四四一)	衾瓦二百卅枚ノ内(橿原市飯高町 吉楽寺本堂 鳥衾瓦)
嘉吉元年	(二四四一)	吉楽寺ツマノメント 卯月廿日(橿原市飯高町 吉楽寺本
堂 面戸瓦)		
嘉吉三年	(二四四三)	ユウアミトシ六十六(法隆寺伝法堂 平瓦)
嘉吉三年	(二四四三)	ニシテラノサシ瓦(法隆寺伝法堂 丸瓦)
文安三年	(二四四六)	法隆寺鬼瓦左衛門次郎作也(法隆寺伝法堂 鬼瓦)
文安三年	(二四四六)	大工ユウアミトシ六十九(法隆寺伝法堂 平瓦)
文安三年	(二四四六)	レンホタノサシ瓦(法隆寺伝法堂 丸瓦)
文安三年	(二四四六)	ライトウノクタリム子鬼瓦(法隆寺東院礼堂 鬼瓦)
文安三年	(二四四六)	左衛門次郎作也 十一月吉日(法隆寺食堂 鬼瓦)
文安五年	(二四四八)	コノ瓦ワツイカケノサシ瓦ナリ(法隆寺東院回廊 平瓦)
文安五年	(二四四八)	キヤウサウノメン土(法隆寺西院経蔵 面戸瓦)
文安五年	(二四四八)	ユウアミ トシ七十一(法隆寺西院経蔵 平瓦)
文安六年	(二四四九)	瓦大工 左衛門次郎作也(法隆寺西院経蔵 平瓦)
寶徳四年	(二四五二)	瓦大工 大和國住人 橘吉重彦次郎(奈良市中町 霊山寺
出土)		

寶徳四年	(二四五二)	兵衛(花押) 式月卅日(奈良市中町 靈山寺本堂 平瓦)
康正二年	(二四五六)	瓦大工 招提之彦次郎(奈良市中町 十六所神社拜殿 鳥衾瓦)
長祿三年	(二四五九)	東院南大門 瓦作者吉重(法隆寺東院南門 鬼瓦)
長祿三年	(二四五九)	東院南大門瓦八千枚作也(法隆寺東院西門 鬼瓦)
長祿三年	(二四五九)	法隆寺 東院 南門 瓦作畢(法隆寺東院南門 丸瓦)
長祿三年	(二四五九)	二百枚之内あふみ瓦 入道丸(法隆寺南門 軒丸瓦)
寛正三年	(二四六一)	瓦大工 橘吉重(法隆寺五重塔 敷瓦)
寛正三年	(二四六一)	法隆寺 大講堂瓦也 作者 橘吉重(法隆寺講堂 平瓦)
寛正三年	(二四六二)	寛正三年 三月五日 彦次郎(広陵町百済 百済寺塔 丸瓦)
寛正四年	(二四六三)	木瓦ニテソロ之ヲ土瓦ナス(広陵町百済 百済寺塔 平瓦)
文明六年	(二四七四)	シシ田兵衛二郎 八月廿三日(奈良市富雄中 靈山寺本堂 平瓦)
文明九年	(二四七七)	文明九三月(法華寺本堂 丸瓦)
文明九年	(二四七七)	此瓦三千枚者 兵衛作也(大和郡山市矢田筋 円融寺本堂 丸瓦)
文明九年	(二四七七)	大講堂瓦也 作者橘吉重(唐招提寺講堂 軒平瓦)
文明九年	(二四七七)	下堂本神南寺(斑鳩町 神南寺講堂 丸瓦)
文明一三年	(二四八一)	瓦大工 橘吉重 五月廿八日(法隆寺食堂 鬼瓦)
文明一三年	(二四八一)	瓦大工 橘吉重 五月十八日(法隆寺宝珠院 鳥衾瓦)
文明一三年	(二四八一)	此瓦卯月八日よりはしまる(法隆寺地藏堂 鳥衾瓦)
文明一四年	(二四八二)	ノキカワラノカス二百(奈良市帯解 帯解寺 平瓦)
文明一六年	(二四八四)	(桜井市三輪 旧三輪寺 鳥衾瓦)
文明一六年	(二四八四)	勸進聖 道観 三輪寺塔仏□ 奉行 良海英範 堯等□順
大工刑部	(桜井市三輪 旧三輪寺塔 鳥衾瓦)	
長享二年	(二四八八)	瓦大工 寿王大夫作也 四月日(唐招提寺講堂 鬼瓦)
大永四年	(二五二四)	大永四年 甲申 二月十二日(法隆寺 鳥衾瓦)
大永四年	(二五二四)	大永四年 三月十一日 二郎九郎(法隆寺 丸瓦)
大永八年	(二五二八)	宗胤敬白 六月廿三日(葛城市当麻 当麻寺曼荼羅堂 丸瓦)
天文二年	(二五四三)	六月上旬□□(平群町椿井 旧椿井寺 鳥衾瓦)
天文二年	(二五四三)	作者兵衛三郎 施主堯嘗(法隆寺東院鐘樓 鬼瓦)
天文二年	(二五四八)	作者兵衛三郎 施主知足坊律師堯嘗(法隆寺東院鐘樓 鳥衾瓦)
天文二年	(二五八四)	西ノ京 尻え田之住人作(大和郡山市長安寺 順慶堂 瓦製露盤)
天正二年	(二五八五)	八月吉日(葛城市当麻 当麻寺西塔 丸瓦)
天正二年	(二五八八)	はりま国 しき西かうほり之 あか 大くハ 二郎衛門尉
天正二年	(二五八八)	あか 甚五郎ひめし 忠四郎 ほつけち 助六(桜井市初瀬 長谷寺 豊臣秀長再建の本堂)
天正一六年	(二五八八)	西京 □三郎 五月吉日(桜井市初瀬 長谷寺 豊臣秀長再建の本堂)
慶長七年	(二六〇二)	ワシウ カミノコウリ 大ク 六月六日(法華寺鐘樓 鬼瓦)
慶長七年	(二六〇二)	大ク ホケ井チ 助六(法華寺鐘樓 鬼瓦)
慶長七年	(二六〇二)	播州住人 五月吉日(法華寺南門 平瓦)
慶長八年	(二六〇三)	瓦大工 西京新右門 四七才子利介(法隆寺講堂 鳥衾瓦)
慶長八年	(二六〇三)	コノタイクハ四人ナリ 五月吉日(法隆寺講堂 平瓦)
慶長八年	(二六〇三)	慶長八年(法隆寺講堂 鬼瓦)

慶長九年	(二六〇四)	西京瓦大工利介 とし十五才(法隆寺西院回廊 丸瓦)
慶長一〇年	(二六〇五)	西京瓦大工利介年十六才(法隆寺大湯屋 鬼瓦)
慶長一〇年	(二六〇五)	西京理介(花押)瓦 慶長四年之年より慶長拾年まで(法隆寺東院回廊 丸瓦)
慶長一〇年	(二六〇五)	大工西京理介(法隆寺東院礼堂 丸瓦)
慶長一一年	(二六〇六)	五月廿七日(唐招提寺講堂 鬼瓦)
慶長一一年	(二六〇六)	からくさ西京瓦大工 年拾七才(法隆寺西室 軒平瓦)
慶長一一年	(二六〇六)	ヒノエンマ 五月廿四日 トシ十四サイ(王寺町本町 達磨寺)
慶長一一年	(二六〇六)	□トシ十四サ□ 五月廿四日(大和郡山市額田部北町 額安寺)
慶長一六年	(二六一一)	三月十八日 吉田長樂寺(生駒市平群 長樂寺 平瓦)
慶長一六年	(二六一一)	ヲサカキチエモン(生駒市平群 長樂寺 鬼瓦)
慶長一九年	(二六一四)	和州西京衛門七兵衛 二月十五日(五条市小島 栄山寺本堂 平瓦)
元和七年	(二六二一)	西京尻枝田村 理右衛門尉(法隆寺西園院庫裡、獅子紋鬼瓦)
寛永一一年	(二六三四)	藤原ノ井エ次(家次)作 五井村佐兵衛 ヲクノモン(明日香村岡 岡寺仁王門 ※)
寛永一四年	(二六三七)	西京理右衛門(橿原市今井町 旧常福寺観音堂)
寛永一二年	(二六四四)	サルノトシ 七月吉日 吉井伝兵衛(橿原市今井町 杉本家 桃 ※)
寛永一二年	(二六四四)	サルノトシ(五井村佐兵衛カ)(橿原市今井町 澤井家 小槌 ※)
正保二年	(二六四五)	住□ 五位□ 稱□(橿原市五井 称名院境内)

正保四年	(二六四七)	時之瓦師 和州五井村 佐兵衛(葛城市当麻 当麻寺奥院 鐘楼門 ※)
慶安元年	(二六四八)	摂州大坂子天王寺住 藤原朝臣 寺嶋撰津守 作者三右衛門(背面)手代喜尾小左衛門 辻本仁兵衛(桜井市初瀬 長谷寺 正堂 ※)
慶安元年	(二六四八)	山城国之住人 藤原朝臣 寺嶋撰津守内 井上善兵衛作(桜井市初瀬 長谷寺正堂 ※)
慶安二年	(二六四九)	長谷寺 鐘楼堂 鬼板 御瓦師 寺嶋撰津守 大坂四天王寺住 三右エ門作(桜井市初瀬 長谷寺 鐘楼 ※)
慶安三年	(二六五〇)	三月吉日 五井村 左兵へ(橿原市今井町 今西家 ※)
慶安三年	(二六五〇)	西京 理右衛門(橿原市北八木町 惠美須神社社務所)
慶安三年	(二六五〇)	西京 理右衛門(桜井市箸中 慶運寺表門 刻印)
明暦三年	(二六五七)	西京 理右衛門(橿原市五井町 称名院境内 鮎 刻印)
万治四年	(二六六一)	曾我村作人 左兵衛(桜井市戒重 西方寺東門)
		うし二月吉日 作人 □□□□□□(曾我村左兵衛カ)(橿原市御坊町 信光寺表門)
寛文元年	(二六六一)	(橿原市今井町 春日神社拜殿)
寛文二年	(二六六二)	瓦司 曾我村 佐兵衛作(橿原市中曾司町 磐余神社拜殿 改築時の銘文)
寛文二年	(二六六二)	ミつのへとらノ二月吉日 左兵衛作(橿原市今井町 豊田家 恵比寿・大黒天像 ※)
寛文三年	(二六六三)	(田原本町多 観音堂)
寛文三年	(二六六三)	摂州四天王寺住 藤原 小国四郎兵衛 重方 作之(橿原市久米町 久米寺 本堂 ※)
寛文四年	(二六六四)	和州 曾我村 佐兵衛作(橿原市五井町 称名院境内)

寛文六年 寺本堂	(二六六六)	和州 三輪 瓦屋 脇本五郎右衛門(櫃原市南浦町 法然)
寛文六年	(二六六六)	(櫃原市南山町 浄福寺本堂、吉野から元文三年・一七三八年頃移築)
寛文十一年	(二六七二)	大和国 高市之郡 □□ そが村 瓦や 佐兵衛(大和高市市中南町 長谷本寺本堂)
延宝六年	(二六七八)	和州 城上郡 三輪 瓦屋 脇本五郎左衛門(桜井市桜井 大願寺境内)
延宝六年	(二六七八)	和州 三輪 脇本五郎左衛門(櫃原市南浦町 法然寺本堂)
延宝六年	(二六七八)	和州 三輪 脇本五郎左衛門(櫃原市南浦町 法然寺本堂)
延宝六年	(二六七八)	和州 三輪 脇本五郎左衛門(櫃原市南浦町 法然寺本堂)
延宝六年	(二六七八)	和州 三輪 脇本五郎左衛門(櫃原市南浦町 法然寺本堂)
延宝六年	(二六七八)	和州 三輪 脇本五郎左衛門(櫃原市南浦町 法然寺本堂)
延宝六年	(二六七八)	和州 三輪 脇本五郎左衛門(櫃原市南浦町 法然寺本堂)
延宝八年	(二六八〇)	和州高市郡出村 藤原安尊(あそん) 瓦志 六兵衛(御所市稲富 安樂寺塔 瓦製露盤 ※)
延宝八年	(二六八〇)	和州高市之郡 曾我村 瓦屋 佐兵衛作(櫃原市曾我町 光専寺境内)
延宝九年	(二六八一)	三輪瓦屋 五郎右衛門(桜井市桜井 正覚寺本堂)
延宝九年	(二六八一)	作者十市郡 田原本善四良 子 八兵衛(田原本町矢部 観音堂)
貞享三年	(二六八六)	(桜井市初瀬 長谷寺西国堂)
貞享四年カ	(二六八七)	田原本善四郎(大和高田市旭北町 常光寺)
貞享四年	(二六八七)	高田 常光寺 鬼板 八枚之内 十市郡田原本 瓦屋 八兵衛作之(大和高田市旭北町 常光寺)
貞享五年	(二六八八)	和州高市之郡 曾我邑瓦屋 三郎兵衛作(葛城市当麻 当麻寺本堂 熨斗瓦 ※)
貞享五年	(二六八八)	和州高市之郡 蘇我村 瓦師 三次良兵(三郎兵衛カ)

元禄二年	(二六八九)	曾我村 かわらや 左兵衛作(櫃原市小房町 観音寺境内)
元禄二年	(二六八九)	かわらし 正主作(高取町壺阪 壺阪寺礼堂 ※)
元禄四年	(二六九二)	玉手村 四代瓦や 助十郎(御所市大橋通 正栄寺本堂)
元禄五年	(二六九二)	三輪新町 瓦屋佐平次(桜井市初瀬 長谷寺一切経蔵)
元禄五年	(二六九二)	田原本善四郎(桜井市初瀬 長谷寺一切経蔵)
元禄六年	(二六九三)	(櫃原市今井町 今西家 ※)
元禄八年	(二六九五)	藤原 朝臣 家次 瓦師 勘兵衛作(御所市古瀬 正福寺 庫裏)
元禄九年	(二六九六)	平井傳助カ(桜井市阿部 文殊院庫裡 明治四年から六年にかけて大御輪寺の客殿を移築)
元禄一〇年	(二六九七)	和州式上郡 三輪佐平次(桜井市初瀬 長谷寺本坊 中雀門)
元禄一〇年	(二六九七)	柏原□□ 藤原四郎□□(高取町市尾 念仏寺本堂)
元禄一一年	(二六九八)	うなて村 瓦や 小兵衛(葛城市南道穂 村井家文書 ※)
元禄一四年	(二七〇二)	大海寺(吉野町志賀の大海院付近カ) 勘兵衛 河原屋村小 兵衛作(吉野郡下市町善城 瀧上寺 ※)
元禄一五年	(二七〇二)	(桜井市山田 山田寺本堂 市史による)
元禄一六年	(二七〇三)	安倍村 瓦屋 庄二作(桜井市薬師町 薬師庵)
元禄一六年	(二七〇三)	藤原正重 和州 安倍村 瓦屋 庄二郎作(田原本大木 善照寺)
元禄一六年	(二七〇三)	大坂 南瓦屋町 瓦師 吉左衛門(御所市戸毛 大乘寺本堂)
宝永二年	(二七〇五)	御坊 瓦や 久左衛門(明日香村川原 弘福寺本堂)
宝永二年	(二七〇五)	和州 □郡 鳥屋村之住人□□(佐介カ) 丸山 瓦屋 権兵衛カ(御所市柏原 楽音寺本堂)

宝永三年	(二七〇六)	(桜井市初瀬 法起院本堂)	正徳二年	(二七二二)	俵本 瓦師 善四郎(天理市柳本町 長岳寺楼門 ※)
宝永三年	(二七〇六)	和州 葛上郡(御所市戸毛 大乘寺 唐獅子留蓋)	正徳三年	(二七二三)	新ノ口村 瓦屋 権兵衛(橿原市葛本町 安楽寺本堂)
宝永四年	(二七〇七)	和州 葛上郡 柏原村 瓦や 谷久兵衛(橿原市一町 浄国寺本堂)	正徳三年	(二七二三)	和州 葛上郡 柏原村住人 藤原之 瓦師 久兵衛(御所市 眞龍寺)
宝永四年	(二七〇七)	高市郡 鳥屋村住人 作者佐介(橿原市一町 浄国寺本堂)	正徳三年	(二七二三)	和州 葛上郡 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作(御所市 眞龍寺)
宝永六年	(二七〇九)	横内 瓦や ひこ江もん(桜井市西之宮 阿彌寺 延命子安地藏尊本堂)	正徳四年	(二七二四)	瓦屋 善四郎(田原本町阪手 民家)
宝永六年	(二七〇九)	(桜井市大福 光専寺)	正徳四年	(二七二四)	四条新町 市兵衛作(橿原市今井町 西光寺)
宝永六年	(二七〇九)	そかむら かわらや 遍いシロ(橿原市土橋町 大日堂)	正徳四年	(二七二四)	和州 葛上郡 瓦師 久兵衛(御所市柳原 西応寺)
宝永六年	(二七〇九)	多村 ニノ口 瓦や 八衛門子 権□ろ 勘□郎(田原本町多 観音堂)	正徳六年	(二七二六)	和州 葛上郡 柏原村住人 瓦師 久兵衛(橿原市一町 浄国寺観音堂)
宝永六年	(二七〇九)	柏原村 谷久兵衛作(高取町松山 浄円寺)	享保二年	(二七二七)	和州 葛上郡 柏原村住人 瓦師 谷久兵衛作(大和高田市 市根成柿 願乗寺)
宝永七年	(二七二〇)	尻江田村 片岡長左衛門尉 長□(田原本町八尾 安養寺)	享保三年	(二七二八)	常盤町 住 増田太兵衛 藤原氏 瓦工 相田伝兵衛(田原本町八尾 鏡作坐天照御魂神社 旧神宮寺 開楽院鐘楼)
宝永七年	(二七二〇)	葛上郡 柏原村 瓦屋(谷久兵衛カ) (御所市 正福寺)	享保六年	(二七二二)	仁王堂 清助(桜井市戒重 地藏堂)
宝永七年	(二七二〇)	瓦屋 同村(松垣本村) 野木重兵衛(高取町壺阪 壺阪寺)	享保六年	(二七二二)	四条新町 市兵衛(明日香村飛鳥 飛鳥坐神社社務所)
宝永八年	(二七二一)	和州 勝上郡(谷久兵衛 抹消) (御所市 眞龍寺境内)	享保六年	(二七二二)	和州 葛上郡 柏原邑住人 瓦師 谷久兵衛 門□□□□
宝永八年	(二七二一)	雲梯村 小兵衛作/宝永八庚寅年 二月吉辰日(刻印)	享保六年	(二七二二)	和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作(御所市 古瀬 正福寺)
正徳元年	(二七二一)	(田原本町宮古 浄蓮寺本堂)	享保七年	(二七二三)	和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作(高取町下土佐 西方寺)
正徳二年	(二七二二)	三輪五郎右門(桜井市慈恩寺 阿弥陀堂)	享保七年	(二七二三)	三輪 瓦屋 谷本五郎右衛門(桜井市上之庄 浄福寺)
正徳二年	(二七二二)	高市郡 鳥屋村住人 藤田佐介作(御所市大橋通 正栄寺本堂)	享保七年	(二七二三)	三輪 佐平治(石野瓦工業蔵 桜井市初瀬 妙楽寺表門)

享保七年 (一七三二) 和州 高市郡 雲梯邑住 藤原棟次 瓦子 小兵衛(大和高田市松塚 名願寺本堂)

享保七年 (一七三二) 桧垣本村(大淀町桧垣本か) 野木重兵衛(大淀町比曾比曾寺境内)

享保九年 (一七二四) 吉野郡 桧垣本村 野木重兵衛作之(大淀町比曾 比曾寺太子堂)

享保一〇年 (一七三二) 三瓦五 瓦工 五郎衛門(桜井市三輪 心念寺)

享保一〇年 (一七三二) 和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作也(高取町下土佐 光塔寺本堂)

享保一一年 (一七三六) 弁財天村 瓦屋 与助(広陵町箸尾 教行寺 对面所・書院※)

享保一二年 (一七二七) 和州 葛上郡 柏原邑住人 瓦師 谷久兵衛作(橿原市大垣町 民家 角樽・酒甕、大和高田市有井の造り酒屋の蔵を移築)

享保一二年 (一七二七) 和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作(高取町 車木 本覚寺)

享保一二年 (一七二七) 和州高市郡 雲梯邑 住人 藤原氏 瓦子 小兵衛宗次作(大和高田市今里町 蓮蔵寺)

享保一三年 (一七二八) 十市郡 田原本 瓦屋 八兵衛作之 和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作(大和高田市旭北町 常光寺)

享保一五年 (一七三〇) 御坊村 吉田平八作(明日香村八釣 妙法寺本堂)

享保一五年 (一七三〇) 三輪□□□□□(明日香村八釣 妙法寺本堂)

享保一五年 (一七三〇) 和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷久兵衛作(橿原市 光陽町 円教寺)

享保一五年 (一七三〇) 和州 高市郡 雲梯村 住人 瓦子 小兵衛作(大和高田

市松塚 金光寺本堂)

享保一五年 (一七三〇) 藤村新兵衛作(大和高田市松塚 金光寺本堂)

享保一六年 (一七三二) 御坊 瓦屋 武介作(橿原市御坊町 信光寺 留蓋)

享保一六年 (一七三二) 和州 葛上郡 柏原邑住人 瓦師 谷久兵衛作(高取町市 念仏寺本堂)

享保一七年 (一七三二) 和州 雲梯村 住人 瓦師 小兵衛作(橿原市今井町 旧常福寺・春日神社東門)

享保一八年 (一七三三) 三輪 瓦屋 佐平次作(桜井市阿部 文殊院 手水舎)

享保一九年 (一七三四) 瓦屋 庄兵衛作 桧垣本邑(大淀町桧垣本か)(橿原市今井町 米田家 巴紋※)

享保一九年 (一七三四) 和州 十市郡 横内村 瓦屋 彦四郎(橿原市東池尻町 妙法寺)

享保一九年 (一七三四) 三輪 瓦師 五郎右エ門(天理市兵庫町 神護寺表門)

享保一九年 (一七三四) 三輪 瓦工 五郎右衛門 政芳(桜井市初瀬 万福寺本堂)

享保一九年 (一七三四) 和州 式上郡 三輪村 瓦屋 佐平治(桜井市初瀬 万福寺本堂 鯉)

享保一九年 (一七三四) 三輪 左平次作(桜井市南音羽 観音寺本堂)

元文二年 (一七三七) 上市 佐平次(桜井市三輪 円融寺境内)

元文二年 (一七三七) 和州 葛上郡 柏原村之住人 瓦師 谷庄右衛門作(橿原市一町 浄国寺本堂)

元文三年 (一七三八) 三輪 瓦工 五郎衛門(桜井市黒崎 大日寺)

元文五年 (一七四〇) 三輪里 瓦工 谷本五郎右衛門 政芳(桜井市外山 不動院)

元文五年 (一七四〇) 三輪 佐平次(桜井市慈恩寺 阿弥陀堂)

元文五年 (一七四〇) 新口村 瓦屋 相田伝兵衛 板(橿原市山之坊町 阿弥陀

寺本堂			
元文五年	(二七四〇)	和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷庄衛門作(櫃原市川西町 円福寺)	
元文六年	(二七四二)	□□□(櫃原市一町 浄国寺表門)	
寛保元年	(二七四二)	三輪 佐平次(桜井市桜井 妙要寺)	
寛保元年	(二七四二)	三輪邑 瓦師 谷本五郎右衛門 政芳(桜井市桜井 妙要寺)	
寛保元年	(二七四二)	横内村 彦四郎(桜井市桜井 妙要寺)	
寛保二年	(二七四二)	土佐 瓦屋平四郎(高取町観覺寺 子嶋寺)	
寛保三年	(二七四三)	大海村 瓦屋 惣兵衛(宗兵衛)(天理市松垣町 元曆寺本堂)	
延享元年	(二七四四)	和州 葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷井庄右衛門作(明日香村豊浦 西念寺鐘樓)	
延享二年	(二七四五)	和州 河原城 瓦屋 孫兵衛 瓦□□□作(天理市丹波市迎乗寺)	
延享二年	(二七四五)	南都 符小 符坂氏忠兵衛(天理市丹波市町 迎乗寺)	
延享三年	(二七四六)	葛上郡 柏原邑之住人 瓦師 谷井庄右衛門作(御所市柏原 樂音寺本堂)	
延享三年	(二七四六)	新口村 瓦子 相田傳兵衛 板(櫃原市葛本町 安樂寺表門)	
延享三年	(二七四六)	雲梯村 石村小兵衛作(高取町薩摩 西法寺)	
延享三年	(二七四六)	三輪 瓦工 谷本五郎右衛門政芳(桜井市 旧浄願寺)	
延享四年	(二七四七)	三輪 瓦工 谷本五郎右衛門政芳(桜井市)	
延享四年	(二七四七)	大安寺村 佐平次(田原本大木 仏光寺)	
延享五年	(二七四八)	新口村 瓦師 相田傳兵衛作(櫃原市八木町 西福寺)	
寛延二年	(二七四九)	□□□(櫃原市曾我町 光専寺)	
寛延三年	(二七五〇)	大和國 雲梯村住人 松原氏小兵衛(大和高田市西坊城西願寺)	
寛延三年	(二七五〇)	ミワ 佐平次(大宇陀町 法正寺本堂)	
寛延四年	(二七五一)	五位村 作人 又七(櫃原市今井町 福田家 ※)	
寛延四年	(二七五一)	和州 吉野郡 河原屋村 瓦師 野木勘兵衛作(大淀町比曾 比曾寺表門)	
宝曆二年	(二七五二)	三輪里 瓦工 谷本五郎右衛門 政芳(桜井市桜井 正覺寺)	
宝曆二年	(二七五二)	瓦工 谷本五郎右衛門(桜井市三輪 民家 蔵 家紋)	
宝曆二年	(二七五二)	玉手村 瓦屋 治郎兵衛(御所市 吉祥草寺境内)	
宝曆三年	(二七五三)	作人 五井村 大西又七(櫃原市今井町 若林家鳥衾瓦 ※)	
宝曆三年	(二七五三)	作人 五位村 大西又七(櫃原市五井町 称名院境内)	
宝曆三年	(二七五三)	梵誉代 三輪 瓦工 谷本五郎右衛門政芳(桜井市桜井大願寺境内 鳥衾瓦)	
宝曆四年	(二七五四)	二階堂焼物師 小山藤四郎作(田原本町八尾 鏡作神社社務所)	
宝曆四年	(二七五四)	五井村瓦師 大西又七作(櫃原市今井町 春日神社)	
宝曆五年	(二七五五)	大海かわら屋 惣兵衛(天理市上長岡 大念仏寺)	
宝曆五年	(二七五五)	雲梯邑 住人 胸次氏小兵衛(大和高田市曙町 宗願寺)	
宝曆六年	(二七五六)	三輪 瓦工 谷本五郎衛門(桜井市黒崎 大日寺)	
宝曆七年	(二七五七)	作人 柏原村谷井久兵衛(天理市檜垣町 石野瓦工業蔵 旧所在地不明)	
宝曆七年	(二七五七)	□□(桜井市阿部 文殊院庫裡 明治四年から六年にかけて大御輪寺の客殿を移築)	
宝曆八年	(二七五八)	高市郡五井村 作人 大西又七(明日香村川原 弘福寺本堂)	
宝曆八年	(二七五八)	(櫃原市今井町 吉村家)	

宝暦八年 (二七五八)	作人 五井村 大西又七(櫃原市今井町 山尾家土蔵 宝囊※)	宝暦八年 (二七五八)	高市郡 雲梯村 住人 橋氏小兵衛(花押)(櫃原市曲川町 徳心寺)
宝暦八年 (二七五八)	新口村 □□傳兵衛(田原本町秦庄 秦楽寺境内 春日神社拜殿)	宝暦八年 (二七五八)	新口村 □□傳兵衛(田原本町秦庄 秦楽寺境内 春日神社拜殿)
宝暦九年 (二七五九)	作人 五井村 大西又七(花押)(櫃原市醍醐町 薬師堂 養国寺本堂)	宝暦九年 (二七五九)	作人 五井村 大西又七(花押)(櫃原市醍醐町 薬師堂 養国寺本堂)
宝暦九年 (二七五九)	高市郡 五位村 作人 大西又七(明日香村飛鳥 安居院 鐘楼)	宝暦九年 (二七五九)	高市郡 五位村 作人 大西又七(明日香村飛鳥 安居院 鐘楼)
宝暦九年 (二七五九)	高市郡 五井村 細工人 大西又七(大和高田市土庫 弥勒寺鐘堂)	宝暦九年 (二七五九)	高市郡 五井村 細工人 大西又七(大和高田市土庫 弥勒寺鐘堂)
宝暦九年 (二七五九)	観覚寺村 □□□衛□(御所市出屋敷 福心寺)	宝暦九年 (二七五九)	観覚寺村 □□□衛□(御所市出屋敷 福心寺)
宝暦九年 (二七五九)	新口村 槌屋傳兵衛(田原本町多 多神社旧拜殿)	宝暦九年 (二七五九)	新口村 槌屋傳兵衛(田原本町多 多神社旧拜殿)
宝暦一〇年 (二七六〇)	(田原本町薬王寺 蓮休寺本堂)	宝暦一〇年 (二七六〇)	(田原本町薬王寺 蓮休寺本堂)
宝暦一〇年 (二七六〇)	坊城 瓦屋 藤田左□(佐介カ) 曾我村庄□(櫃原市東 坊城町 民家)	宝暦一〇年 (二七六〇)	坊城 瓦屋 藤田左□(佐介カ) 曾我村庄□(櫃原市東 坊城町 民家)
宝暦一〇年 (二七六〇)	高市郡 五位村 細工人 大西又七(明日香村飛鳥 法満寺本堂)	宝暦一〇年 (二七六〇)	高市郡 五位村 細工人 大西又七(明日香村飛鳥 法満寺本堂)
宝暦一一年 (二七六一)	□□□(櫃原市八木町 国分寺本堂)	宝暦一一年 (二七六一)	□□□(櫃原市八木町 国分寺本堂)
宝暦一二年 (二七六二)	新口村 瓦工 槌屋傳兵衛(櫃原市十市町 常願寺本堂 獅子口「常」の字)	宝暦一二年 (二七六二)	新口村 瓦工 槌屋傳兵衛(櫃原市十市町 常願寺本堂 獅子口「常」の字)
宝暦一二年 (二七六二)	新口村 瓦工 槌屋傳兵衛(櫃原市西新堂町 普賢寺本堂)	宝暦一二年 (二七六二)	新口村 瓦工 槌屋傳兵衛(櫃原市西新堂町 普賢寺本堂)
宝暦一二年 (二七六二)	大かひ 惣兵衛(田原本町大木 善照寺本堂)	宝暦一二年 (二七六二)	大かひ 惣兵衛(田原本町大木 善照寺本堂)
宝暦一二年 (二七六二)	瓦工 和州 式下郡 今里邑 平七(奈良市登大路町 興福寺南円堂※)	宝暦一二年 (二七六二)	瓦工 和州 式下郡 今里邑 平七(奈良市登大路町 興福寺南円堂※)
宝暦一三年 (二七六三)	高市郡 五井村 大西又七作(明日香村川原 弘福寺表門 留蓋)	宝暦一三年 (二七六三)	高市郡 五井村 大西又七作(明日香村川原 弘福寺表門 留蓋)
宝暦一〇年 (二七六〇以後)	三輪 瓦屋 谷本五郎右衛門(明日香村岡 岡寺仁王門※)	宝暦一〇年 (二七六〇以後)	三輪 瓦屋 谷本五郎右衛門(明日香村岡 岡寺仁王門※)
明和元年 (二七六四)	(桜井市薬師町 薬師庵)	明和元年 (二七六四)	(桜井市薬師町 薬師庵)
明和元年 (二七六四)	新口村瓦工 槌屋傳兵衛(櫃原市北八木町 明教寺)	明和元年 (二七六四)	新口村瓦工 槌屋傳兵衛(櫃原市北八木町 明教寺)
明和二年 (二七六五)	修復 新口村 瓦工 槌屋伝兵衛(櫃原市中曾司町 磐余神社拜殿)	明和二年 (二七六五)	修復 新口村 瓦工 槌屋伝兵衛(櫃原市中曾司町 磐余神社拜殿)
明和二年 (二七六五)	新口村 瓦工 槌屋伝兵衛(大和高田市南本町 長谷本寺本堂)	明和二年 (二七六五)	新口村 瓦工 槌屋伝兵衛(大和高田市南本町 長谷本寺本堂)
明和二年 (二七六五)	五井村 大西治良四郎(櫃原市中曾司町 正福寺境内)	明和二年 (二七六五)	五井村 大西治良四郎(櫃原市中曾司町 正福寺境内)
明和二年 (二七六五)	雲梯邑 細工人 瓦屋 小兵衛(櫃原市東坊城町 金剛寺「金」の字)	明和二年 (二七六五)	雲梯邑 細工人 瓦屋 小兵衛(櫃原市東坊城町 金剛寺「金」の字)
明和三年 (二七六六)	三輪瓦工 谷本五郎右工門(桜井市初瀬 長谷寺本坊中雀門)	明和三年 (二七六六)	三輪瓦工 谷本五郎右工門(桜井市初瀬 長谷寺本坊中雀門)
明和三年 (二七六六)	八百村 堀門文右衛門(桜井市桜井 来迎寺表門)	明和三年 (二七六六)	八百村 堀門文右衛門(桜井市桜井 来迎寺表門)
明和四年 (二七六七)	三輪 瓦工 谷本五郎右衛門(桜井市多武峰 旧子院門)	明和四年 (二七六七)	三輪 瓦工 谷本五郎右衛門(桜井市多武峰 旧子院門)
明和四年 (二七六七)	四条新町 細工人 瓦屋 喜兵衛(櫃原市東池尻町 本福寺表門)	明和四年 (二七六七)	四条新町 細工人 瓦屋 喜兵衛(櫃原市東池尻町 本福寺表門)
明和五年 (二七六八)	ミワ 佐平次(桜井市初瀬 万福寺本堂)	明和五年 (二七六八)	ミワ 佐平次(桜井市初瀬 万福寺本堂)
明和五年 (二七六八)	雲梯村住 瓦屋 小兵衛(大和高田市土庫 弥勒寺本堂)	明和五年 (二七六八)	雲梯村住 瓦屋 小兵衛(大和高田市土庫 弥勒寺本堂)
明和六年 (二七六九)	高市郡 五井村 作人大西治□(櫃原市醍醐町 是信寺本堂)	明和六年 (二七六九)	高市郡 五井村 作人大西治□(櫃原市醍醐町 是信寺本堂)
明和七年 (二七七〇)	高市郡 五井村 細工大西佐□□(櫃原市醍醐町 養国寺表門)	明和七年 (二七七〇)	高市郡 五井村 細工大西佐□□(櫃原市醍醐町 養国寺表門)

明和九年	(二七七二)	二ノ口村瓦工 槌屋傳兵衛(橿原市八木町 金台寺本堂)
明和九年	(二七七二)	(橿原市今井町 旧常福寺・春日神社東門 留蓋)
安永二年	(二七七三)	山田瓦屋 伊右衛門「石川山田瓦伊」刻印(橿原市東竹田町 融宣寺本堂)
安永二年	(二七七三)	高市郡 五井村 市□ 作人 大西次郎四郎(橿原市今井町 豊田家 ※)
安永三年	(二七七四)	作人柏原村拾人 瓦屋庄右工門(橿原市久米町 久米寺本堂 丸瓦凸面 ※)
安永四年	(二七七五)	三輪 佐平次(桜井市芝 慶田寺庫裏 家紋)
安永四年	(二七七五)	二ノ口村瓦工 槌屋傳兵衛(橿原市八木町 延命院本堂)
安永四年	(二七七五)	細工人 新町 瓦師 喜兵衛(橿原市小房町 大願寺)
安永四年	(二七七五)	(和州柏原村 瓦工 甚九良 細工人 大坂 小四郎)か(高取町壺阪 壺阪寺礼堂 ※)
安永五年	(二七七六)	葛上郡柏原村 谷井久兵衛(橿原市御坊町 信光寺境内)
安永五年	(二七七六)	和州柏原村 谷井瓦屋 庄右衛門作(橿原市御坊町 信光寺境内)
安永五年	(二七七六)	百済 森村(広陵町百済に森村あり) 藤村弥惣八(明日香村飛鳥 飛鳥坐神社塀 留蓋 龍)
安永五年	(二七七六)	□領 御坊邑 瓦屋 甚五良 細工 本馬邑 利兵衛(橿原市鳥屋町 高松寺本堂)
安永六年	(二七七七)	三輪 瓦工 谷本五郎右衛門 政芳(桜井市粟殿 極楽寺庫裏)
安永六年	(二七七七)	新口村 瓦工 槌屋傳兵衛(明日香村岡 岡寺仁王門 ※)
安永七年	(二七七八)	新口住 瓦師傳兵(橿原市常盤町 教円寺本堂)
安永七年	(二七七八)	三輪 瓦工 谷本五良右工門(桜井市粟殿 極楽寺庫裏)
安永七年	(二七七八)	三輪 佐平次(桜井市茅原 富士巖島神社 旧神宮寺)
安永八年	(二七七九)	新口村 瓦工 槌屋伝兵衛(田原本町矢部 安楽寺本堂)
安永八年	(二七七九)	新口村 瓦□ 槌屋傳□(大和高田市南本町 長谷本寺鐘堂)
安永八年	(二七七九)	瓦工 谷本五郎右衛門作(桜井市辻 積尊寺南門)
安永八年	(二七七九)	三輪 瓦屋 佐平治(桜井市辻 積尊寺南門)
安永九年	(二七八〇)	三輪 瓦工カ 谷本五郎右衛門(桜井市初瀬 妙光寺庫裏)
安永九年	(二七八〇)	雲梯村 瓦工 小兵衛(橿原市今井町 旧常福寺)
天明元年	(二七八一)	新口村 瓦 槌屋傳兵衛(橿原市八木町 金台寺本堂)
天明元年	(二七八一)	新口村 槌屋傳兵衛(橿原市常盤町 教円寺本堂)
天明元年	(二七八一)	奥山村 瓦屋 太七(橿原市四条町 妙観寺本堂)
天明三年	(二七八三)	新口村 瓦工 槌屋傳兵衛(田原本町薬王寺 蓮休寺本堂)
天明三年	(二七八三)	寺田村 瓦屋 源六(高取町寺崎 安楽寺本堂)
天明四年	(二七八四)	新口村 瓦工 傳兵衛(橿原市大垣町 親縁寺境内)
天明四年	(二七八四)	□□□(橿原市中町 浄楽寺本堂 明治年間多武峯から移築)
天明五年	(二七八五)	奥山邑 細工人 瓦屋 太七(明日香村奥山 民家)
天明五年	(二七八五)	柏原村 瓦屋 甚九良(高取町田井庄 如来寺旧本堂)
天明五年	(二七八五)	柏原村 住人 瓦屋 甚九良(高取町市尾 是教寺本堂)
天明五年	(二七八五)	高市郡 五井村 瓦屋 大西治郎四郎(広陵町南郷 定願寺表門)
天明七年	(二七八七)	十市郡 新口村 瓦工 槌谷傳兵衛(橿原市常盤町 春日神社境内 阿弥陀堂)
天明八年	(二七八八)	瓦工 戒重 外嶋藤藏(橿原市法花寺町 法善寺本堂)
天明八年	(二七八八)	□□□(橿原市八木町 国分寺鐘堂)

寛政元年	(二七八九)	横カ 瓦 (桜井市上之宮 民家)
寛政元年	(二七八九)	お工山村 作人 太七 (明日香村川原 弘福寺表門)
寛政二年	(二七九〇)	瓦工 五良右衛門 瓦師 佐平次 (桜井市三輪 心念寺)
寛政二年	(二七九〇)	上市カ 佐平次 (桜井市三輪 心念寺)
寛政二年	(二七九〇)	大海 瓦屋 (桜井市三輪 心念寺)
寛政二年	(二七九〇)	細工 瓦屋 彌七良 藤蔵 (桜井市戒重、西方寺)
寛政三年	(二七九二)	谷本五郎右衛門 (桜井市粟殿 極楽寺本堂)
寛政三年	(二七九二)	瓦細工 戒重 外嶋藤蔵 細工 瓦屋 彌七良 (桜井市
戒重 西方寺)		
寛政三年	(二七九二)	柏原村 瓦屋 庄左衛門 (高取町下小島 小島神社)
寛政四年	(二七九二)	邑 瓦伊 (桜井市大福 大念寺塀)
寛政四年	(二七九二)	横内 瓦屋 伊兵衛 (桜井市初瀬 妙光寺)
寛政五年	(二七九三)	作人柏原村 谷庄左衛門 (高取町下土佐 光明寺 がん
ぶり瓦凸面)		
寛政五年	(二七九三)	新口むら かわら屋 傳兵衛 (橿原市北八木町 正福寺薬
師堂)		
寛政五年	(二七九三)	五井村 作人 大西又七 (明日香村飛鳥 法満寺本堂)
寛政五年	(二七九三)	大海村 瓦工 惣兵衛 (天理市柳本 専行寺 留蓋)
寛政六年	(二七九四)	三輪 佐兵治 (桜井市桜井 来迎寺東門)
寛政六年	(二七九四)	横内 伊兵衛 (橿原市膳夫町 保寿院鐘堂)
寛政六年	(二七九四)	谷本五郎右衛門 (桜井市三輪 恵比寿神社鐘堂)
寛政六年	(二七九四)	五井村 作人 大西治郎四郎 (橿原市五井町 称名院 龍
鬼瓦 菊水留蓋)		
寛政六年	(二七九四)	南都 (細工人 米川カ) (御所市 民家)
寛政七年	(二七九五)	横内村 伊兵衛 (桜井市大福 光専寺)
寛政七年	(二七九五)	瓦細工 戒重村 外嶋藤蔵 富定 (桜井市南音羽 観音寺
本堂)		
寛政七年	(二七九五)	新口村 槌屋傳兵衛 (橿原市土橋町 大日堂 唐獅子留蓋)
寛政七年	(二七九五)	新口村 瓦屋 槌屋傳八 (橿原市土橋町 大日堂)
寛政七年	(二七九五)	藤原氏 瓦工 甚五郎 (御所市柏原 西光寺)
寛政七年	(二七九五)	柏原村住人 瓦工 甚九郎 (高取町清水谷 冷水寺本堂
瓦製露盤・鬼瓦)		
寛政七年	(二七九五)	(高取町与楽 與楽寺)
寛政八年	(二七九六)	細工 戒重村 瓦屋 藤蔵 (桜井市薬師町 薬師庵)
寛政八年	(二七九六)	(桜井市山田 善行寺)
寛政八年	(二七九六)	新口村 瓦工 伝八 (橿原市山之坊町 阿弥陀寺境内)
寛政八年	(二七九六)	作人 五井 瓦屋 伊三郎 (橿原市今井町 八幡神社拝殿
境内 狐)		
寛政八年	(二七九六)	(桜井市芝 民家)
寛政八年	(二七九六)	河原屋村 野木勘兵衛か (大淀町比曾 比曾寺)
寛政九年	(二七九七)	奥山 太七 (橿原市今井町 広島家土蔵 宝囊 ※)
寛政十年	(二七九八)	細人 高市ノ郡 御坊村 瓦屋 恵五郎 (橿原市飛驒町
善行寺)		
寛政十一年	(二七九九)	細工人 □上□ 川合半兵衛 (明日香村橋 橋寺)
寛政十一年	(二七九九)	大泉村 瓦屋 藤治郎 (桜井市芝 慶田寺塀 留蓋)
寛政十三年	(二八〇二)	ミワ 瓦屋 佐平治 (桜井市岩坂 民家 家紋)
寛政		三輪瓦工 □平治 (桜井市)
享和二年	(二八〇二)	十市 瓦や 半治良 (橿原市常盤町 常光寺)

享和二年カ	(二八〇二)	今里村 瓦□ 平七(田原本町法貴寺 蓮光寺本堂)
享和三年	(二八〇三)	和州 高市郡 箸喰邑 瓦屋 細工人 新七(橿原市東坊城町 正覚寺 獅子口)
享和三年	(二八〇三)	雲梯村 瓦師 松原氏 小兵衛(大和高田市出 光暁寺獅子口)
文化元年	(二八〇四)	観覚寺村 瓦師 川合半兵衛(高取町森 永明寺)
文化二年	(二八〇五)	戒重 瓦屋 彌七良(桜井市池之内 稚桜神社仮宮)
文化二年	(二八〇五)	瓦工 戒重 藤蔵 弥七良(桜井市戒重 西方寺)
文化二年	(二八〇五)	(土佐 北口 細工人) 川合半兵衛(橿原市今井町 西光寺)
文化二年	(二八〇五)	横内瓦(桜井市戒重 民家 菊花)
文化二年	(二八〇五)	三輪 瓦工 五郎右衛門カ(桜井市初瀬 民家 家紋)
文化三年	(二八〇六)	瓦工 戒重村 外嶋藤蔵 富定(橿原市四条町 東通寺)
恵比寿・大黒天像		
文化三年	(二八〇六)	三輪 瓦工 五郎右衛門(桜井市下 聖林寺)
文化四年	(二八〇七)	五井瓦 安治郎(橿原市今井町 民家)
文化四年	(二八〇七)	奥山 太七(橿原市飛驒町 善行寺)
文化四年	(二八〇七)	瓦工 伊八(橿原市膳夫町 保寿院鐘堂 留蓋)
文化四年	(二八〇七)	五井村 瓦安(橿原市今井町 春日神社絵馬堂)
文化五年	(二八〇八)	細工 横内 伊兵衛(橿原市東池尻町 民家)
文化五年	(二八〇八)	和州 越知邑 瓦屋 太四郎(明日香村豊浦 西念寺本堂)
文化六年	(二八〇九)	戒重村 瓦屋 彌七良(橿原市八木町 金台寺)
文化六年	(二八〇九)	瓦工 戒□ 細工□(桜井市初瀬 崇蓮寺)
文化六年	(二八〇九)	三ワ 瓦屋五郎衛門(桜井市桜井 妙要寺拜堂 明治一一年興福寺から移築)

文化六年	(二八〇九)	三ワ佐平次(桜井市阿部 文殊院庫裡、明治四年から六年にかけて大御輪寺の客殿を移築)
文化六年	(二八〇九)	三輪 瓦屋 佐平治(桜井市初瀬 長谷寺金蓮院 菊花)
文化六年	(二八〇九)	俵本 瓦師 善三郎(田原本町田原本 楽田寺本堂)
文化六年	(二八〇九)	箸喰村 瓦師 新七(大和高田市西坊城 西願寺 菊花)
文化六年	(二八〇九)	(大和高田市南本町 安川金物店 家紋)
文化七年	(二八一〇)	三輪 瓦師 佐平治(桜井市三輪 民家 恵比寿像)
文化七年	(二八一〇)	三瓦五作(桜井市馬場 社家 家紋)
文化七年	(二八一〇)	瓦師 三角與兵衛(香芝市上中 正願寺本堂)
文化七年	(二八一〇)	細工所 土佐北口 川合半兵衛 刻印(大和高田市本郷町 不動院境内)
文化八年	(二八一二)	三輪 瓦師 佐平治(桜井市吉備 民家)
文化八年	(二八一二)	戒重 細工 瓦屋 藤蔵(桜井市浅古 民家)
文化九年	(二八一二)	大谷村 瓦師 藤村五兵衛(大和高田市永和町 専修院)
文化九年	(二八一二)	(三輪 瓦) 屋佐平治(桜井市茅原 民家)
文化九年	(二八一二)	ミワ 佐平治(桜井市脇本 民家 小槌)
文化九年	(二八一二)	奥山村 太力□ □□人政□(明日香村八釣 民家 小槌)
文化九年	(二八一二)	細工所 横内村 伊兵衛(桜井市初瀬 妙光寺)
文化一〇年	(二八一三)	横内村 伊兵衛(桜井市西之宮 阿彌寺本堂)
文化一〇年	(二八一三)	細工人 土佐北口 川合半兵衛(橿原市今井町 旧常福寺行者堂)
文化一〇年カ	(二八一三)	細工所 土佐北口 河合半兵衛(刻印)(高取町観覚寺 小嶋寺)
文化一一年	(二八一四)	三輪 瓦屋 五郎右工門(桜井市箸中 国津神社拜殿)

文化一二年	(二八二四)	上里村 瓦師 三角與兵衛(大和高田市内本町 専立寺境内)
文化一二年カ	(二八二四)	三輪 瓦屋 佐平治(桜井市馬場 民家 小槌)
文化一二年	(二八二五)	三角村 瓦師 與兵(葛城市当麻 当麻寺旧庫裏 ※)
文化一二年	(二八二五)	大泉村 瓦や 藤治ろ(桜井市芝 慶田寺)
文化一三年カ	(二八二六)	□□村 □せ(明日香村川原 弘福寺庫裏)
文化一四年	(二八二七)	三輪 瓦屋 佐平治(桜井市東本町 民家)
文化一四年	(二八二七)	高市郡 畑村 瓦屋 弥十郎 細工人 田原本 伊八(明日香村岡 常合寺本堂)
文化一五年	(二八二八)	かわら屋 藤次郎(藤衛門)(橿原市東竹田町 融宣寺)
文化一五年	(二八二八)	野口 清六(明日香村飛鳥 来迎寺表門 鳥衾瓦)
文政二年	(二八九)	細工 瓦屋 彌七郎 細工 戒重 彌七郎(桜井市西之宮 民家)
文政二年	(二八九)	作人 高市郡 五井邑 瓦師 小西治良(田原本町矢部 願立寺)
文政四年	(二八二二)	□□瓦久(橿原市東竹田町 融宣寺)
文政五年	(二八三二)	法隆寺 瓦弥(桜井市下 聖林寺)
文政五年	(二八三二)	作人 五井村 安治(橿原市今井町 蓮妙寺)
文政五年	(二八三二)	土田村 善兵衛(桜井市阿倍新町 福田商店 土蔵)
文政五年	(二八三二)	細工 戒重村 瓦屋 藤蔵 細工 横内伊兵衛 瓦屋□□(橿原市東池尻町 本福寺)
文政五年	(二八三二)	檜垣村 瓦屋 孫三郎(桜井市辻 釈尊寺本堂)
文政五年	(二八三二)	大海 瓦屋 惣兵衛(桜井市辻 釈尊寺本堂)
文政五年	(二八三二)	大和国 式下郡 今里村 南瓦屋 木村清八(橿原市今井町 称念寺本堂)

文政六年	(二八二三)	葛本村 瓦屋 久蔵 細工人□□(橿原市南浦町 民家)
文政六年	(二八二三)	瓦屋 久蔵(橿原市飛驒町 善行寺)
文政六年	(二八二三)	久米村 瓦屋 善治(橿原市久米町 久米寺本堂 丸瓦凸面 久善の刻印)
文政六年	(二八二三)	細工人 川合半兵衛(橿原市東坊城町 民家)
文政七年	(二八二四)	細工 戒重 瓦屋 彌七良(橿原市常盤町 常光寺)
文政七年	(二八二四)	施主 瓦長 細工人 郡山勝(高取町越智 光雲寺)
文政八年	(二八二五)	横内村 細工所 森本伊兵衛(明日香村飛鳥 安居院本堂)
文政八年	(二八二五)	(橿原市今井町 今西家)
文政八年	(二八二五)	細工所 式下郡 今里邑 南瓦屋 清五郎(橿原市今井町 称念寺本堂)
文政八年	(二八二五)	当町 瓦主 新兵衛 作人 大和 高市郡 常門村 瓦師 新兵衛(花押)(紀の川市 粉河寺内 十禅律院 塗上門)
文政九年	(二八二六)	細工□□ 伊兵衛(橿原市膳夫町 民家 鳥衾瓦)
文政九年	(二八二六)	三ツ 瓦五作(桜井市初瀬 長谷寺愛染堂)
文政九年	(二八二六)	和州 長谷寺 御茶所 施話人 吉野家□兵衛 三ツ 瓦屋 五郎右衛門(桜井市初瀬 長谷寺総受付)
文政一〇年	(二八二七)	細工 瓦屋 彌七良 戒瓦彌(橿原市八木町 延命院鐘堂)
文政一〇年	(二八二七)	大海 瓦屋 惣兵衛(宗兵衛)(桜井市豊田 西福寺本堂 獅子口)
文政一〇年	(二八二七)	大海 瓦屋 宗兵衛(桜井市三輪 民家 家紋)
文政一一年	(二八二八)	細工所 横内村 森本伊兵衛(桜井市桜井 来迎寺庫裏)
文政一一年	(二八二八)	三輪 瓦作 佐平治 細工人 弘山万吉(桜井市桜井 来迎寺庫裏)

文政一二年 (一八二八)	御坊村 瓦屋 半□□(明日香村島庄 唯称寺) 年号は千支からすると二年の誤りか。	天保三年 (一八三二)	大海 瓦屋 安兵衛(天理市丹波市町 迎乗寺庫裏)
文政一二年 (一八二八)	高市郡 常門村 瓦屋(瓦主) 新兵衛作之 瓦師 池田与兵衛 常瓦新(高取町下土佐 西光寺)	天保三年 (一八三二)	和州 式上郡 柳本□□□ 大海村 瓦屋 宗兵衛(天理市柳本町 旧織田家屋形 榎原神宮に移築 ※)
文政一二年 (一八二八)	柏甚(明日香村越 称念寺)	天保四年 (一八三三)	高市郡 野口村 清六(明日香村稻渕 竜福寺)
文政一二年 (一八二八)	五井村 瓦屋 □兵衛 細工人(大和高田市本郷町 不動院 瓦製露盤)	天保五年 (一八三四)	□□瓦屋 □治郎(榎原市膳夫町 保寿院庫裏)
文政一二年 (一八二九)	作人 □□ 高市郡 瓦屋 久米村 正二(榎原市高殿町 常楽寺本堂)	天保六年 (一八三五)	ミワ 瓦勝(明日香村飛鳥 飛鳥坐神社境内)
文政一二年 (一八二九)	大かい 宗兵衛(天理市柳本町 専行寺 留蓋)	天保六年 (一八三五)	野口 瓦や 清六(明日香村豊浦 向原寺薬師堂)
文政一二年 (一八二九)	大海 瓦屋 惣兵□(桜井市三輪 心念寺)	天保六年 (一八三五)	瓦焼 松山村 善八(高取町下小島 長円禅寺本堂)
文政一二年 (一八二九)	式枚内(天理市柳本町(旧大海) 庚申堂)	天保七年 (一八三六)	常門 清右衛門(榎原市一町 念仏寺)
文政一二年 (一八二九)	今里 瓦や 平七(田原本町八田 西方寺)	天保七年 (一八三六)	箸新(榎原市北八木町 東の平田家・旧旅籠 亀)
文政一二年 (一八二九)	奉献 横内 森本(桜井市阿部 文殊院本堂)	天保七年 (一八三六)	大海 瓦屋 宗兵衛(桜井市辻 釈尊寺南門)
文政一二年 (一八三〇)	柏瓦甚(御所市柏原 西光寺)	天保八年 (一八三七)	川原屋村 野木勘兵衛(大淀町比曾 比曾寺)
天保二年 (一八三一)	五井村 瓦屋 安治□(榎原市今井町 旧常福寺行者堂)	天保八年 (一八三七)	細工所 横内 森本伊兵衛(桜井市戒重 西方寺)
天保二年 (一八三一)	土佐北口 細工人 川合半兵衛(高取町観覚寺 光永寺)	天保八年 (一八三七)	大海 瓦屋 惣兵衛(桜井市芝 民家 コレクション 鳩留蓋)
天保二年 (一八三一)	獅子口	天保八年 (一八三七)	久米村 瓦屋 善治(御所市与楽 興楽寺)
天保二年 (一八三一)	柏谷久作(御所市東向町 日照寺)	天保九年 (一八三八)	大海 瓦屋 惣兵衛(桜井市芝 民家 コレクション 鳩留蓋)
天保二年 (一八三二)	榎垣村 瓦清 細工人 榎本善吉、檜瓦清 市善 柿善	天保九年 (一八三八)	瓦藤(桜井市新屋敷 民家 大黒天像)
(桜井市大福 大念寺本堂)		天保九年 (一八三八)	三輪 佐平治(桜井市三輪 民家 宝篋)
天保三年 (一八三三)	瓦師 三ワ □(桜井市東新堂 民家 甕)	天保九年 (一八三八)	常門新兵衛作之 奥瓦嘉(帝塚山大学博物館蔵 軒丸瓦范)
天保三年 (一八三三)	細工所 彦四郎(桜井市吉備 光専寺表門 留蓋)	天保一〇年 (一八三九)	三輪 瓦工 瓦屋 伊助(桜井市初瀬 妙光寺)
天保三年 (一八三三)	大海邑 瓦屋 惣兵衛(花押)(天理市丹波市町 迎乗寺)	天保一〇年 (一八三九)	常門瓦新 柏瓦甚(榎原市飛騨町 善行寺)
		天保一〇年 (一八三九)	田原本 三輪町 瓦や 富吉 細工人(田原本町田原本)

天保一〇年 (一八三九)	十瓦文 常門村 新兵衛作(檀原市十市町 十市御縣座神社 社拜殿 龍)
天保一〇年 (一八三九)	柏原邑 瓦屋甚右工門 常瓦新(高取町丹生谷 因光寺 唐獅子留蓋)
天保一一年 (一八四〇)	□□(桜井市初瀬 井谷屋)
天保一一年 (一八四〇)	常門瓦新作 奥上嘉(明日香村川原 弘福寺本堂)
天保一二年 (一八四一)	三輪 瓦屋 佐平次(桜井市粟殿 民家)
天保一二年 (一八四一)	常門村 瓦師 新兵衛 戒瓦弥(桜井市東新堂 民家 小槌)
天保一二年 (一八四一)	奥山村 瓦屋 治兵衛(奥瓦治) 常門村 瓦師 新兵衛作 之(明日香村飛鳥 来迎寺表門 留蓋)
天保一二年 (一八四一)	常門村 瓦師 新兵衛(桜井市東田 大念寺)
天保一二年 (一八四一)	□□(田原本町十六面 教専寺本堂)
天保一三年 (一八四二)	三ツ 瓦屋 佐平治(桜井市初瀬 妙光寺表門 獅子口)
天保一三年 (一八四二)	三輪 瓦屋 佐平治(桜井市脇本 妙樂寺大日堂)
天保一三年 (一八四二)	大泉村 が屋 宗兵衛(桜井市東田 大念寺)
天保一三年 (一八四二)	大海邑 瓦屋 惣兵衛(天理市柳本町 旧織田家屋形 榎原神宮に移築 ※)
天保一三年 (一八四二)	細工所 横内村 伊兵衛(桜井市横内 民家 唐獅子留蓋)
天保一三年 (一八四二)	常門村 瓦師 新兵衛作 奥瓦治(檀原市南浦町 法然寺)
天保一三年 (一八四二)	(常門村 瓦師 新兵衛作 奥瓦治力)(明日香村奥山 民家)
天保一三年 (一八四二)	瓦師 守目堂□ 旧兵衛(天理市丹波市町 迎乗寺)
天保一四年 (一八四三)	戒瓦弥 常門村 新兵衛作(桜井市戒重 西方寺)
天保一四年 (一八四三)	常門村 新兵衛作(桜井市高田 民家 大黒天像)
天保一四年 (一八四三)	ミワ 瓦屋 佐平治(桜井市粟殿 民家「寿」の字)
天保一四年 (一八四三)	柏原邑 瓦屋 半兵衛 伊州 名張 瓦師 伊兵衛(高取 町寺崎 安樂寺表門)
天保一五年 (一八四四)	細工所 横内 森本勝吉作(桜井市横内 民家)
天保一五年 (一八四四)	奥山 嘉右工門 常門村 新兵衛(檀原市今井町 蓮妙寺 鐘堂)
天保一五年 (一八四四)	高市郡 奥山村 瓦屋 嘉右工門(檀原市今井町 蓮妙寺 鐘堂 唐獅子留蓋)
天保一五年 (一八四四)	高市郡 常門 住人 瓦師 新兵衛作之 奥上嘉(檀原市 今井町 蓮妙寺鐘堂)
天保一五年 (一八四四)	入瓦喜 常門村 新兵衛作之(明日香村入谷 地藏寺地藏 堂「止」)
天保一五年 (一八四四)	柏谷久 常瓦新作之(御所市東向町 円照寺)
天保一五年 (一八四四)	雲梯村 瓦屋 善六(高取町清水谷 冷水寺本堂 表門留蓋)
天保一五年 (一八四四)	大海 瓦屋 惣(田原本町法貴寺 西誓寺本堂)
天保一五年 (一八四四)	今里□ 瓦 平七 細工人 南都 米□(藤力)(花押)
弘化二年 (一八四五)	(田原本町法貴寺 西誓寺本堂)
弘化二年 (一八四五)	田原本 三輪町 瓦屋 富吉 才工人(田原本町大安寺 教安寺)
弘化二年 (一八四五)	新町頓 瓦屋 平□ 南都細工人 米□(田原本町今里 正福寺)
弘化二年 (一八四五)	當邑瓦喜 高市郡常門村 瓦師 利兵衛作(明日香村入谷 地藏寺本堂「水」の字)
弘化二年 (一八四五)	常門 新兵衛作 柏原 谷久兵衛(檀原市御坊町 信光寺)

		本堂)	
弘化三年	(一八四六)	瓦屋 宗七 (桜井市山田 福井家文書)	
弘化三年	(一八四六)	葛本 瓦屋 久四郎 細工人 今井 戒重屋 藤蔵 (檀原市)	
弘化三年	(一八四六)	上品寺村 瓦作 西九知 今井 かわらや 吉兵衛 (檀原市今井町 西光寺)	
弘化三年	(一八四六)	施主 御坊村 瓦屋 半兵衛 瓦師 常門村 新兵衛作 (檀原市和田町 称讚寺本堂 獅子口)	
弘化三年	(一八四六)	久米村 瓦屋 善治 常門□ 新□□ (檀原市和田町 称讚寺本堂 留蓋)	
弘化三年	(一八四六)	御瓦半 常門村 新兵衛 (檀原市和田町 称讚寺本堂 留蓋)	
弘化三年	(一八四六)	(高取町市尾 民家 家紋)	
弘化四年	(一八四七)	横内村 森本作 (檀原市山之坊町 阿弥陀寺)	
弘化四年	(一八四七)	入谷瓦半 常瓦新作 (明日香村入谷 民家 家紋)	
弘化四年	(一八四七)	山田 瓦屋 宗七 山瓦宗 常新作 (檀原市出合町 民家)	
弘化五年	(一八四八)	粟殿村 瓦屋 佐兵衛 (桜井市黒崎 民家)	
弘化五年	(一八四八)	粟瓦佐 (桜井市東本町 民家)	
弘化五年	(一八四八)	柏原 谷井庄ヨ工門 常門村 新兵衛 (明日香村豊浦 西念寺鐘堂)	
嘉永元年	(一八四八)	三輪町 瓦屋 善四良内 富吉 才工 (田原本町田原本 津島神社社務所)	
嘉永元年	(一八四八)	田原本 三ツ 瓦屋 佐吉 (田原本町田原本 津島神社社務所)	
嘉永元年	(一八四八)	瓦サ (田原本町田原本 津島神社社務所)	
嘉永元年	(一八四八)	今里 南瓦屋 細工 清八 (田原本町鍵 八坂神社薬師堂)	
		嘉永元年 (一八四八) 御坊瓦嘉 常門村 新兵衛作 (檀原市四条新町 民家)	
		嘉永元年 (一八四八) 檜瓦清 (桜井市辻 积尊寺本堂)	
		嘉永元年 (一八四八) 瓦屋 嘉右衛門 瓦師 常門村 新兵衛作 (明日香村稻湊 童福寺 瓦製露盤)	
		嘉永二年 (一八四九) 和州 柏原□ 御用瓦作 谷正 (高取町観覺寺 子嶋寺本堂)	
		嘉永二年 (一八四九) 粟瓦佐 (桜井市忍坂 民家 留蓋 鳩)	
		嘉永二年 (一八四九) 細工 粟殿村 瓦屋 佐兵衛 (桜井市忍坂 民家 小槌)	
		嘉永二年 (一八四九) 粟殿 瓦佐 (桜井市脇本 民家 宝囊)	
		嘉永三年 (一八五〇) 粟殿村 瓦屋 佐兵衛 (桜井市忍坂 民家 宝囊)	
		嘉永三年 (一八五〇) 曾我村 瓦屋 利介 (檀原市今井町 恒岡家 大黒天像)	
		嘉永三年 (一八五〇) 曾我村 瓦屋 利介 (檀原市今井町 順明寺 獅子口)	
		嘉永四年 (一八五一) 田原本 三〇町 瓦ヤ 富吉 細工 (田原本町田原本 楽田寺釣鐘門)	
		嘉永四年 (一八五一) 田原本 三輪町 瓦ヤ 富吉 才工 (田原本町大木 民家)	
		嘉永四年カ (一八五一) 粟殿村 瓦屋 佐平 (桜井市三輪 民家)	
		嘉永五年 (一八五二) 山瓦宗 (常門瓦新作) (明日香村祝戸 民家 鍾馗像)	
		嘉永五年 (一八五二) 細工所 横内村 森本作 施主 中嶋安衛門 (桜井市桜井大願寺 鯨)	
		嘉永五年 (一八五二) 高田村 嶋 常新作 (大和高田市曙町 宗願寺境内)	
		嘉永六年 (一八五三) 本□村 瓦屋 彦ノ作 (大宇陀町迫間 天益寺)	
		嘉永七年 (一八五四) 川原屋村 瓦師 野木勘兵衛 (大淀町比曾 比曾寺)	
		安政二年 (一八五五) 谷庄 (御所市 民家 小槌)	
		安政三年 (一八五六) 細工 奥瓦治作 山瓦宗 (刻印) (桜井市橋本 善所寺)	
		安政三年 (一八五六) 今井町 吉兵衛 (檀原市御坊町 信光寺境内 獅子口)	

安政四年	(二八五七)	曾我村 瓦屋 利介 細工人(檀原市今井町 八木家 波)
安政四年	(二八五七)	奥上嘉 瓦治作之(檀原市南浦町 法然寺)
安政四年	(二八五七)	□兵衛作(天理市松垣町 元曆寺東門)
安政五年	(二八五八)	箸瓦新(大和高田市根成柿 願乗寺表門)
安政五年	(二八五八)	柏瓦庄(明日香村入谷 個人コレクシヨン 高取藩家紋)
安政六年	(二八五九)	鬼久(桜井市粟殿 極楽寺本堂 鯨)
安政六年	(二八五九)	大泉鬼久 松瓦善(檀原市中曾司町 正福寺境内)
万延元年	(二八六〇)	瓦屋 ミワ 谷本五郎右衛門(桜井市外山 不動院)
万延元年	(二八六〇)	田瓦新(刻印)(田原本町薬王寺村旧郷蔵の鬼瓦 田原本藩主平野家家紋)
文久二年	(二八六二)	三瓦五(桜井市粟殿 極楽寺庫裏)
文久二年	(二八六二)	(桜井市西之宮 中川家 大黒天像)
文久二年	(二八六二)	神瓦孫 細工人 米川(広陵町箸尾 教行寺対面所・書院 ※)
文久二年	(二八六二)	與兵工(檀原市山本町 山本大師堂 瓦製露盤)
文久二年	(二八六二)	和州 十市郡 西之宮村 瓦屋 忠七 西瓦忠(刻印)瓦師彌三郎(檀原市山本町 山本大師堂 瓦製露盤)
文久二年	(二八六二)	久瓦善(檀原市山本町 山本大師堂 瓦製露盤)
文久二年	(二八六二)	松瓦善(大和高田市曙町 宗願寺境内)
文久三年	(二八六三)	□村鳥之□□□□□(天理市柳本町 骨董むかし屋コレクシヨン)
元治二年	(二八六五)	古市場 瓦師 玉岡氏(大宇陀町小附 証覚寺)
慶応二年	(二八六六)	村瓦屋 宇八(桜井市山田 福井家文書)
明治二年カ	(二八七〇)	(明日香村橋 橋寺東門)
明治一〇年代(二八七八)	(二八七八)	(檀原市八木町 澤井薬局 大黒天像)
明治二年	(二八七八)	箸喰 瓦治(檀原市小房町 民家)
明治二年	(二八七九)	(桜井市橋本 民家 家紋)
明治二年	(二八七九)	三瓦佐(桜井市桜井 皆花楼 三つ巴)
明治三年	(二八八〇)	箸瓦次(檀原市雲梯町 民家 留蓋 宝珠を持つ武者)
明治七年	(二八八四)	古市場 細工人 □□□□作(菟田野町 山村商店)
明治二年	(二八八八)	施主人 中西甚五郎 製造 當村 宗八郎 宇八 観管代(桜井市山田 西念寺)
明治二年	(二八八九)	細工人 今井 中西甚五郎 柏堀半「細工人 山甚」(刻印)「柏半」(刻印)(高取町車木 本覚寺境内)
明治二年	(二八八九)	カ□細工人 山田 中西甚五郎(桜井市粟殿 極楽寺庫裏)
明治七年	(二八九四)	カ午歳 柏堀半兵衛カ(御所市茅原 吉祥草寺表門)
明治九年	(二八九六)	細工人 瓦佐(大宇陀町拾生内垣内 大願寺)
明治三年	(二八九八)	□□横□(桜井市箸中 国津神社拜殿 鳥衾瓦)
明治三年	(二八九八)	刻印「京定作」檜寺口郎(明日香村越 称念寺鐘堂)
明治三年	(二八九八)	ヒラノ(香芝市平野カ) 細工 宗治郎(葛城市二上山ふるさと公園内コレクシヨン)
明治三年	(二八九九)	施主 福井高蔵 逞山作(刻印)(天理市丹波市町 迎乗寺 鯨)
明治三八年	(二九〇五)	山田瓦宗(明日香村豊浦 向原寺境内 家紋)
明治三九年	(二九〇六)	作人 奈良 横井 徳(桜井市初瀬 崇蓮寺)
明治四〇年	(二九〇七)	岡橋□(刻印)(桜井市大福 民家 家紋)
大正四年	(二九一五)	急々如律令 十種神室(檀原市八木町 民家 木綿織維商)
聞き取り調査		
大正五年	(二九一六)	急々如律令 十種神室(檀原市八木町 民家 雨合羽製造)

聞き取り調査

大正十一年（一九三二） 大和高市郡 瓦芳 田中謹製 兵庫 細工師 紀州 高松

秀雲（高取町兵庫 教恩寺 獅子口）

昭和六年（一九三一）（高取町越智 民家 恵比寿像）

昭和五年（一九五〇） 西之宮 森本瓦店 □□作（橿原市飛驒町 善行寺 唐獅

子留蓋）

昭和六年（一九五二） 桜井町字戒重 天野正信 ヤネヤ（桜井市戒重 春日神社

境内 ヤネヤは焼成後の後刻）